

長泉町一般廃棄物処理基本計画  
(中間見直し)

平成30年3月

長 泉 町



# 目 次

## 第 1 部 総論

第 1 章 計画見直しの背景 .....	1
第 2 章 地域の概要 .....	2
1. 長泉町の位置 .....	2
2. 交通体系 .....	2
3. 人口・世帯数 .....	3
4. 産業 .....	3
5. 長泉町の将来都市像（第 4 次長泉町総合計画・後期基本計画） .....	4
6. 長泉町の望ましい環境像（長泉町環境基本計画・後期計画） .....	6
7. 関係法令の動向 .....	9
第 3 章 計画の基本的事項 .....	13
1. 計画の位置付け .....	13
2. 計画の性格と役割 .....	15
3. 計画の期間 .....	15
4. 計画の対象範囲 .....	15

## 第 2 部 ごみ処理基本計画

第 1 章 ごみ処理の現状 .....	16
1. ごみの分類・処理フロー・収集運搬 .....	16
2. ごみの排出量の実績 .....	19
3. ごみの処理・処分の実績 .....	20
4. ごみの減量・再資源化の実績 .....	21
5. 焼却量の実績 .....	22
6. 最終処分の実績 .....	23
7. 施設の概要 .....	23
8. 事業経費の実績 .....	25
第 2 章 ごみ処理の課題 .....	26
1. 県・国の実績及び県の目標値との比較 .....	26
2. 前計画の施策の評価 .....	29
3. ごみ処理の課題 .....	31
4. 住民からの意見 .....	33

第3章	ごみの将来推計	34
1.	ごみの排出量の将来推計方法	34
2.	人口予測及び生活系ごみ排出量原単位の推計	35
3.	ごみ排出量の推計	35
第4章	ごみ処理計画	36
1.	基本理念・基本方針	36
2.	ごみの減量・再資源化の目標	37
3.	取り組み内容	40

### 第3部 生活排水処理基本計画

第1章	生活排水処理の現状	51
1.	生活排水処理形態	51
2.	生活排水処理の実績	52
3.	公共用水域の水質状況	53
4.	生活排水処理施設の概要	54
第2章	生活排水処理の課題	56
1.	前計画の施策の評価	56
2.	生活排水処理の課題	56
第3章	生活排水の目標の算定方法	57
1.	生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の予測	57
2.	計画の目標	57
第4章	生活排水処理計画	60
1.	生活排水処理の基本方針	60
2.	取り組み内容	61

## 第4部 共通事項

第1章 収集・運搬に関する安全管理計画 .....	63
1. 交通事故の防止 .....	63
2. 収集作業中の事故防止 .....	63
3. 事故発生時のマニュアル作成・配付 .....	63
第2章 中間処理・最終処分に関する安全管理計画 .....	65
1. 作業環境の向上 .....	65
2. 交通安全の厳守 .....	65
3. 爆発・火災への対策 .....	65
4. 病原菌への対応 .....	66
5. 漏電の防止 .....	66
6. 作業上の危険 .....	66
7. 最終処分における安全管理 .....	66
8. 中間処理施設で必要となる資格など .....	67

## 資料編

1. 住民が排出するごみ組成結果 .....	68
1) ごみ組成調査の結果 .....	68
2) ごみの排出状況（状況写真）【平成 29 年 9 月～10 月】 .....	75
2. 人口の推計 .....	78
3. ごみ排出量の推計結果 .....	79
1) 推計方法 .....	79
2) ごみ排出量の推計 .....	81
3) ごみ排出量の推計結果 .....	83
4) 目標値の設定 .....	83
5) ごみ処理内訳の推計 .....	85
4. 生活排水処理人口及びし尿・浄化槽汚泥量の推計 .....	86
1) 推計方法 .....	86
2) 生活排水処理人口の推計 .....	87
3) し尿及び浄化槽汚泥原単位の推計 .....	88
4) 生活排水処理人口及びし尿・浄化槽汚泥量の推計 .....	90
5. 長泉町廃棄物減量等推進審議会 .....	91
1) 委員名簿 .....	91
2) 開催日時 .....	91
3) 諮問・答申 .....	92
6. 廃棄物の分類と産業廃棄物の種類等 .....	95
1) 廃棄物の分類 .....	95
2) 産業廃棄物の種類と具体例 .....	95

# 第1部 総論





## 第1章 計画見直しの背景

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条の規定に基づき、市町村に策定が義務付けられた計画である。

長泉町でも、計画的に一般廃棄物処理を推進していくため、平成13年度に「長泉町一般廃棄物処理基本計画」を策定した。その後、5年が経過した平成18年度に「長泉町一般廃棄物処理基本計画」の改定を行い、さらに、平成24年度に中間見直しを策定した。

その後、人口の増加や町民のライフスタイルの変化などにより、長泉町のごみ処理をめぐる環境は変化している。

また、平成22年4月からは環境施策を総合的かつ計画的に推進するための「長泉町環境基本条例」が施行され、同条例に基づく「長泉町環境基本計画」が平成24年3月に策定され、後期計画が平成29年3月に策定された。また、長泉町の最上位計画である「第4次長泉町総合計画」が平成23年3月に策定され、後期基本計画が平成28年3月に策定された。

一方、国においては平成25年5月、「第3次循環型社会形成推進基本計画」策定するとともに、静岡県も平成28年3月に「第3次静岡県循環型社会形成計画」を策定するなど、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進している。

このような状況の中、国や県の動向はもとより、長泉町におけるごみ処理や生活排水処理の状況、新たな課題、これまでの施策の進捗状況などを踏まえ、今年度「長泉町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

表1 長泉町を取り巻くごみ処理行政の経緯と国・静岡県の動向

年月	内容
平成 14年 3月	「長泉町一般廃棄物処理基本計画」（平成14～31年度）の策定
18年 4月	長泉町一般廃棄物最終処分場（PFI事業）の運営開始
19年 3月	「長泉町一般廃棄物処理基本計画」（平成19～33年度）の改定
20年 3月	「第2次循環型社会形成推進基本計画」（国）の閣議決定
22年 4月	「長泉町環境基本条例」の施行
23年 3月	「第2次静岡県循環型社会形成計画（ふじのくに廃棄物減量化計画）」の策定
3月	「第4次長泉町総合計画」の策定
24年 3月	「長泉町環境基本計画」の策定
25年 3月	「長泉町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）」（平成25～33年度）の策定
28年 3月	「第4次長泉町総合計画・後期基本計画」の策定
	「第3次静岡県循環型社会形成計画」の策定
29年 3月	「長泉町環境基本計画・後期計画」の策定

## 第2章 地域の概要

### 1. 長泉町の位置

長泉町は静岡県の東部、伊豆半島の付け根にあり、北に富士山、東に箱根連山を仰ぐ愛鷹山麓に位置している。東西を三島市と沼津市、南北を清水町と裾野市に接している（図1）。

地勢はほぼ5分の4を愛鷹山地が占め、愛鷹山位牌岳から、桃沢川や梅の木沢川の川筋を含む長大な緩斜面となっている。箱根山地を源とする黄瀬川から東は、富士山の噴火による溶岩扇状台地である。上土狩地区から竹原地区にかけては、わずかな斜面となっており、竹原地区から清水町、三島市を含む海底堆積物の沖積平野に連なっている。

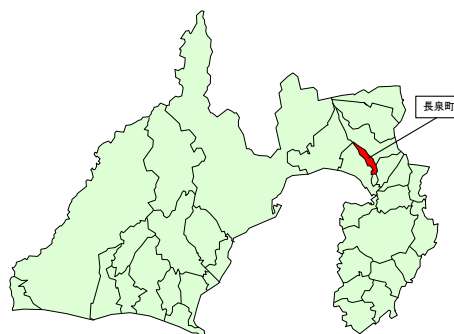


図1 長泉町の位置

### 2. 交通体系

長泉町には JR 東海道新幹線三島駅、東名高速道路沼津 IC、国道 246 号などの交通網が整備されている。特に JR 三島駅から新幹線を利用すれば、東京駅まで最短 44 分というアクセスの良さであり、首都圏に通勤する人も多くなっている。また、交通利便性に加え、豊富な地下水に恵まれていることから企業が進出している。

平成 14 年 9 月には町内に県立静岡がんセンターが開院するのに合わせ、JR 御殿場線の「長泉なめり駅」が開業した。平成 25 年度に伊豆縦貫自動車道が供用開始され、伊豆方面へのアクセスが飛躍的に向上した。（図2）



図2 交通網

### 3. 人口・世帯数

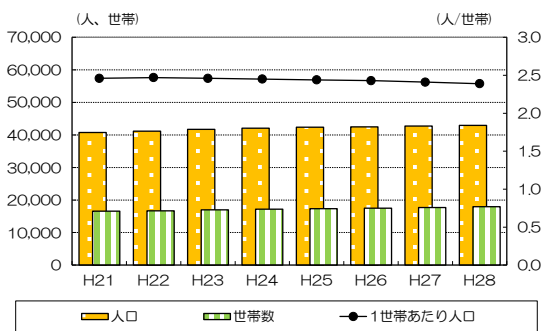
長泉町の人口及び世帯数の推移は、図3に示すとおりである。

長泉町の人口は、平成21年度の40,757人と比べ、平成28年度では42,920人と増加している。

長泉町の世帯数は、平成21年度の16,547世帯と比べ、平成28年度では17,931世帯と増加している。1世帯あたり人口は、平成21年度の2.46人と比べ、平成28年度では2.39人と減少傾向である。

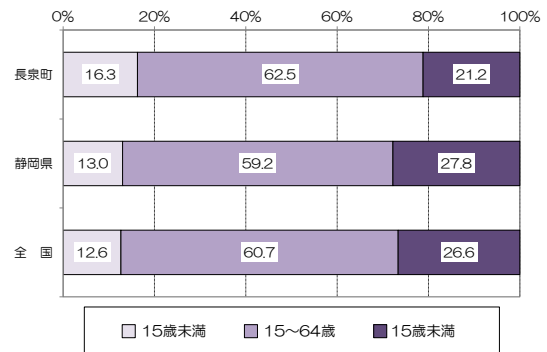
長泉町・静岡県・全国の年齢別人口分布は図4に示すとおりである。

長泉町の年齢別人口分布としては、15歳未満の人口は16.3%、労働の対象となる15～64歳の人口は62.5%、65歳以上の人口は21.2%となっている。全国及び静岡県の人口割合を比べると、15歳未満が高く、65歳以上が低くなっている。



資料：町住民記録（人口世帯集計表）

図3 人口及び世帯数の推移



資料：平成27年国勢調査

図4 年齢別人口分布

### 4. 産業

長泉町の産業大分類別就業者は、図5に示すとおりである。

産業大分類別就業者数の推移は、増加傾向にある。産業大分類別就業者数の割合については、平成22年から平成27年にかけて、第一次産業及び第二次産業が減少し、第三次産業は増加している。

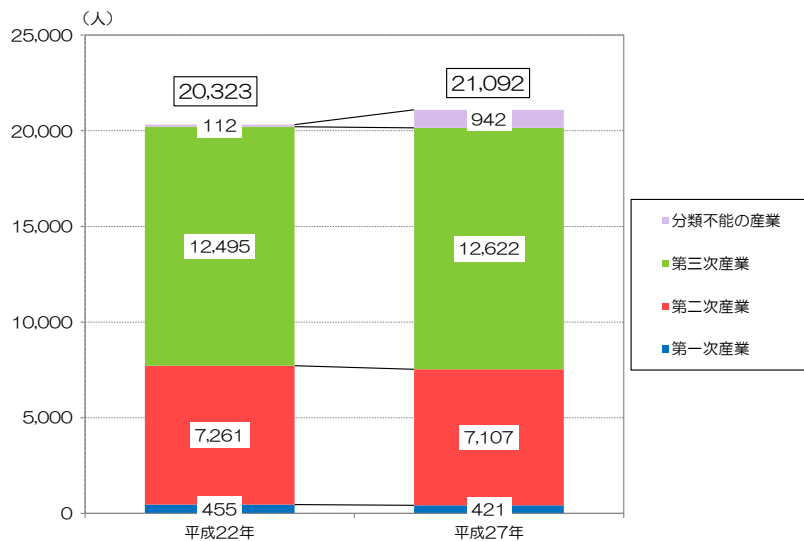


図5 産業大分類別就業者数の推移

## 5. 長泉町の将来都市像（第4次長泉町総合計画・後期基本計画）

「第4次長泉町総合計画 後期基本計画」（平成28年3月）では、将来都市像として「自然と都市の共生 人とまちの健康創出 いきいき長泉」を掲げている。これは、平成32年度に向けて総合的かつ計画的な行政運営を進めるための指針として設定された長泉町の目指す姿である。また、将来都市像の実現を目指し、5つの基本目標と1つの推進目標を施策の大綱としている（表2）。

### 【長泉町の将来都市像】

### 自然と都市の共生 人とまちの健康創出 いきいき長泉

#### ●自然と都市との共生

愛鷹山麓の緑や桃沢川の清流等に代表される豊かな自然環境と多彩な都市機能を合わせ持つ町の特性を生かしながら、ここに暮らす誰もが、真の幸せと豊かさを感じるまちを目指す。

#### ●人とまちの健康創出

人々が幸せと豊かさを実感するのに最も基本的で重要なのが、住民一人ひとりが健康であるということである。そして、一人ひとりが健康であるためには、それを支え、影響を与えるまち（地域社会）の様々な要素、都市環境やコミュニティ等についても、合わせて良好である、すなわち健康である必要がある。

#### ●いきいき長泉

人々が健康であるとは、明るく元気よく、いきいきとしていること、あるいはそうであろうとすることである。また、まちが健康であるとは安全で潤いのある都市環境や安心感のあるコミュニティが、人々の暮らしをしっかりと支えていることである。このように、人もまちも健康であることが、この町で暮らす豊かさの源泉である。

表2 第4次長泉町総合計画・後期基本計画の体系

基本目標	基本施策
1 ふれあいささえあい健やかに暮らせるまち （健康福祉分野）	1-1 生涯を通じた健康づくりの推進 1-2 地域福祉社会の推進 1-3 安心子育て環境の整備
2 豊かなことと生きがいを育むまち （教育学習分野）	2-1 地域とともに子供を育む教育環境づくり 2-2 交流を深める生涯学習・スポーツの振興
3 地球環境と安全・快適な生活環境を守るまち （生活環境分野）	3-1 環境共生社会・循環型社会の構築 3-2 災害に強いまちづくり 3-3 安心と信頼のある地域社会の形成
4 活発な都市活動を支える便利で調和のとれたまち （都市整備分野）	4-1 新たな市街地に対応する土地利用 4-2 人と環境に配慮した交通体系の整備 4-3 緑豊かで美しく快適な都市づくり 4-4 良質な社会資本ストックの形成
5 産業が力強く育つ活力あるまち （産業経済分野）	5-1 躍動する工業、賑わいのある商業の育成 5-2 地域の特性を生かした農林業の育成 5-3 魅力ある観光交流事業の振興
6 パートナーシップが確立し良質なサービスが 効率的に提供されるまち （行財政分野）	6-1 協働システムの確立 （協働型公共経営の推進） 6-2 行財政基盤の確立（行財政改革の推進）

一般廃棄物処理に関わるものとしては、「基本目標3 地球環境と安全・快適な生活環境を守るまち」に「3-1 環境共生社会、循環型社会の構築」という基本目標が掲げられている。その中で「3-1-2 廃棄物の適正処理、資源の再利用を推進する」、「3-1-4 生活排水対策を推進する」の2つの分野別目標が挙げられており、それぞれ以下の基本方針に従い数値目標、施策の方向が示されている（表3）。

表3 第4次長泉町総合計画・後期基本計画での位置づけ

施策	3-1-2 廃棄物の適正処理・資源の再利用を推進する		
基本方針	持続可能な循環型社会の構築に向けて、廃棄物の減量化と適切処理、再資源化を推進する。また、不法投棄の防止対策の強化を図る。		
目指す姿	ごみの減量化・再資源化が進んでいる。		
	成果指標	H26	H32
	家庭ごみ一人一日当たり排出量	747g/人・日	584g/人・日
	成果指標	H27	H32
	廃棄物の適正処理・再利用に満足している住民の割合	79.1%	90%
施策の方向	<p>①3R（リデュース・リユース・リサイクル）活動の推進            廃棄物発生の抑制（リデュース）、様々な物の再利用（リユース）及び再生利用（リサイクル）の推進を図る。</p> <p>②適切な廃棄物の分別・処理の推進            ごみの減量化を図るため、適切な廃棄物の分別・処理を推進するとともに、効率的なごみ収集体制の整備を図る。また、焼却場の適正な維持管理を図る。</p> <p>③最終処分場の適正管理            民間事業者と連携して、PFI方式による最終処分場の適正な維持管理を図る。</p> <p>④不法投棄に対する監視・指導体制の強化            関係機関や住民と連携しながら、不法投棄に対する監視・指導体制の強化を図る。</p>		
施策	3-1-4 生活排水対策を推進する		
基本方針	地域の特性に適した経済的かつ効率的な污水处理対策を推進し、河川の水質保全・浄化に努める。また、し尿処理施設の適正管理を図る。		
目指す姿	河川の水質が維持されている。		
	成果指標	H26	H32
	黄瀬川の水質基準達成度	100%	100%
	污水处理人口普及率	82.9%	87%
施策の方向	<p>①地域の特性に適した下水道事業の推進            地域の特性を踏まえた污水处理対策や下水道の公営企業化を行い、効率的な下水道事業を推進する。</p> <p>②公共下水道の整備            未整備地区の下水道を推進するとともに、既整備地区の排水整備の接続を促進や施設の適切な維持管理を図る。</p> <p>③合併処理浄化槽の整備            公共下水道区域外の地域においては、合併処理浄化槽の設置・付け替え、適切な維持管理を促進する。</p> <p>④し尿処理施設の適正管理            定期点検や計画的な修繕等の実施により、し尿処理施設の適正な管理を図る。</p>		

## 6. 長泉町の望ましい環境像（長泉町環境基本計画・後期計画）

「長泉町環境基本計画」（平成29年3月）の望ましい環境像「みんなを元気にする 水と緑のふるさと ながいずみ～いつまでも住み続けたい e まちをめざして～」は、長泉町がこれからどのような環境を目指して計画を進めていくかを示す長期目標である。

環境施策の体系では、廃棄物処理関係として「環境目標 4 地球にやさしい 循環するまち」の中に「行動方針 12 ごみを少なくする」「行動方針 13 ごみを運んで処理する」、「環境目標 2 心地よく 住みやすいまち」の中に「行動方針 8 落ちているごみをなくす」、生活排水処理関係として「環境目標 3 水や空気がきれいで 安全なまち」の中に「行動方針 9 きれいな水の環境にする」が掲げられている。

さらに、重点プロジェクト「みんなでごみゼロ プロジェクト」では、「町内一斉でごみゼロ」「健康増進でごみゼロ」「不法投棄ごみゼロ」の3つの項目を掲げている（図6、表4）。

### 【長泉町の望ましい環境像】

#### みんなを元気にする 水と緑のふるさと ながいずみ ～いつまでも住み続けたい e まちをめざして～

##### ～ こんなまちを目指します ～

豊富で透き通ったきれいな水。

愛鷹山麓やクレマチスなどの緑豊かな街並み。

わたしたちのまちの大きな特徴である豊富な水や緑は、子どもや大人、人や環境、暮らしや産業など、長泉町にある全てのもの（みんな）を元気にしてくれる原動力となっているものである。

また、水や緑はそのまま環境の資源として、

または産業で使われて町外へも恵みをもたらしている。

このような水と緑を生み出す「ふるさと」としての意識を高めるとともに、ここに住むすべての人が誇りに思えるような「ふるさと」となるよう、

安全・安心でいつまでも住み続けたいと思える

環境（e）のいいまち（“e まち”）を目指す。

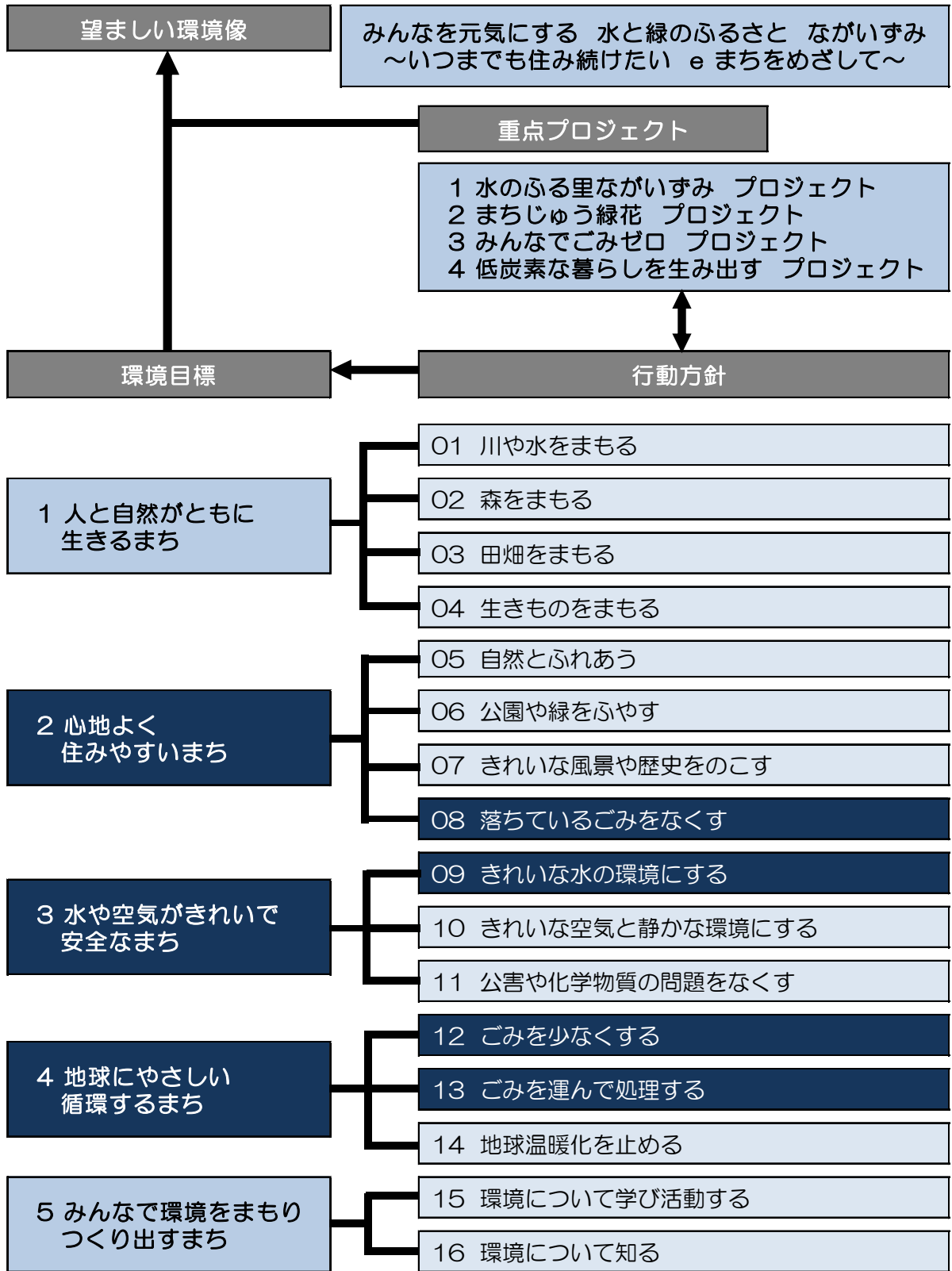


図6 長泉町環境基本計画・後期計画の環境施策の体系

表4 長泉町環境基本計画・後期計画での位置づけ

環境目標	4 地球にやさしい 循環するまち		
行動方針	12 ごみを少なくする		
数値目標	指標	H27	H33
	1人1日当たりごみ排出量	724g/人・日	695g/人・日
	再資源化率	23.5%	29.1%
	生ごみ処理機器補助基数	1,153基	1,390基
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量に向けた総合的な施策の検討</li> <li>・ごみの発生抑制（リデュース）の推進</li> <li>・ごみの再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）の推進</li> <li>・ごみに関する普及啓発・調査研究</li> </ul>		
環境目標	4 地球にやさしい 循環するまち		
行動方針	13 ごみを運んで処理する		
数値目標	指標	H27	H33
	最終処分場の埋立ごみ搬入量	1,372t/年	1,497t/年
	最終処分場の1人当たり埋立ごみ搬入量	32.1kg/人・年	35.6kg/人・年
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な収集・運搬</li> <li>・適切な中間処理の実施</li> <li>・適切な最終処分の実施</li> <li>・適切な汚泥処理の推進</li> </ul>		
環境目標	2 心地よく 住みやすいまち		
行動方針	8 落ちているごみをなくす		
数値目標	指標	H27	H33
	清掃の日参加延べ世帯数	35,258世帯	46,800世帯
	不法投棄防止パトロール日数	200日/年	200日/年
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイ捨てごみ対策の実施</li> <li>・不法投棄対策の推進</li> </ul>		
環境目標	3 水や空気がきれいである安全なまち		
行動方針	9 きれいな水の環境にする		
数値目標	指標	H27	H33
	黄瀬川環境基準達成率	100%	100%
	公共下水道普及率	70.6%	75.3%
	汚水処理人口普及率	83.6%	88.3%
取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質の監視</li> <li>・生活排水処理施設の普及促進</li> <li>・汚濁負荷量の低減</li> <li>・広域的な連携による水質保全</li> </ul>		



## 7. 関係法令の動向

### (1) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法では、適正な物質循環の確保に向け、廃棄物処理の優先順位を「発生抑制」（リデュース）→「再使用」（リユース）→「再生利用」（リサイクル）→「熱回収」→「適正処分」と定めている。

この法律を受け、循環型社会形成推進基本計画において、一般廃棄物に関しては、リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取り組みがより進む社会経済システムの構築を基本的方向として目指すこととしている。取組指標を表5に示す。

表5 一般廃棄物の減量化に関する取組指標

項目	概要
策定年月	・平成25年5月閣議決定
基準年度	・平成12年度
目標年度	・平成32年度
目標値	・一般廃棄物の減量化：平成12年度比約25%減 ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：平成12年度比約25%減 ・事業系ごみ排出量：平成12年度比約35%減

資料：「循環型社会形成推進基本計画」（平成25年5月）

### (2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

基本的な方針では、一般廃棄物の減量化目標値として、表6に示す4つの指標が設定されている。

表6 一般廃棄物の減量化に関する取組指標

項目	概要
策定年月	・平成13年5月（改正：平成28年1月）
基準年度	・平成24年度
目標年度	・平成32年度
目標値	・排出量：現状（平成24年度）に対し、平成32年度の排出量を約12%削減する。 ・再生利用率：27% ・最終処分量：現状（平成24年度）の約14%削減する。 ・平成32年度において1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を500gとする。

※「排出量」：計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

[出典] 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月）

### (3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理法を受けて、国からの廃棄物処理施設整備計画では、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進めることを示し、重点目標としては表7に示す3つが設定されている。

表7 廃棄物処理施設整備計画における目標値

項目	概要
策定年月	・平成25年5月閣議決定
基準年度	・平成24年度
目標年度	・平成29年度
目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>■排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみのリサイクル率：22%→26%</li> <li>・最終処分場の残余年数：平成24年度の水準（20年分）を維持</li> </ul> </li> <li>■焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の 平均値：16%→21%</li> </ul> </li> <li>■し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全               <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽処理人口普及率：9%→12%</li> </ul> </li> </ul>

資料：「廃棄物処理施設整備計画」（平成25年5月）

### (4) 第3次静岡県循環型社会形成計画

静岡県では、平成28年3月に『第3次静岡県循環型社会形成計画』を策定した。この計画は、環境と経済が好循環するイメージを「upcycle（アップサイクル）」という言葉で表現し、「あーす（明日・Earth）のために“もったいない!!”衣・食・住でごみ削減」をキャッチフレーズに、「県民総参加による循環型社会の形成」に向けた取り組みを展開していくこととしている。この計画においても、国の数値目標と同様に一般廃棄物の排出量等の目標が定められている（表8）。

表8 一般廃棄物の排出量との目標

項目	概要
策定年月	・平成28年3月
基準年度	・平成25年度
目標年度	・平成32年度
目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人1日当たりの排出量（外国人含む） 平成25年度の917g/人日に対し、平成32年度には815g/人日（約10%削減）とする。</li> <li>・最終処分率 平成25年度の6.3%に対し、平成32年度には4.2%（2.1ポイント削減）とする。</li> </ul>

資料：「第3次静岡県循環型社会形成計画」（平成28年3月）

## (5) 長泉町環境基本計画（後期計画）

長泉町では、長泉町環境基本計画（後期計画）を平成 28 年度に策定している。

その計画において、一般廃棄物（ごみ）の目標として表 9 に示すように設定している。

表 9 長泉町環境基本計画（後期計画）における目標値

現 状	平成 33 年度目標
【1 人 1 日あたりごみ排出量（g/人日）】 724 g （平成 27 年度実績）	695 g （平成 27 年度比 約 4%削減）
【再資源化率（%）】 23.5% （平成 27 年度実績）	29.1% （平成 27 年度比 約 6 ポイント増加）
【生ごみ処理機器補助基数（基）】 1,153 基 （平成 27 年度実績）	1,390 基 （平成 27 年度比 約 240 基増加）

## (6) 排水基準・環境基準

水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 138 号）では、第 2 条の規定に基づいて特定施設が定められ、第 3 条の規定により排水基準が定められている。

また、水質汚濁防止法に係る環境基準については、環境基本法に基づき「人の健康の保護に関する基準」として、基準値が全国の公共用水域に対し一律に定められている。

## (7) 合併処理浄化槽の処理基準等

合併処理浄化槽における放流水の水質の技術上の基準は、浄化槽法施行規則により、BOD 除去率 90%以上、放流水の濃度 20mg/L 以下であることが定められている。

なお、単独処理浄化槽は、BOD 除去率 65%以上、放流水の BOD 濃度 90mg/L 以下であることとなっている。なお、浄化槽法の改正により、平成 13 年 4 月 1 日から製造・販売が禁止され、設置することは不可能となった。

## (8) 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27(2015)年 9 月 25 日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された。その中核となるのが、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs) である。

SDGs は途上国だけでなく先進国を含む全ての国に適用される持続可能な開発目標として 17 のゴールを示したものである (図 7)。17 ゴールのうち 12 のゴールが環境に関連している。

2016 年 5 月に開催された G7 富山環境大臣会合では、持続可能な開発のための 2030 アジェンダが主要な議題として扱われ、SDGs を中核とする 2030 アジェンダの実施を、すべてのレベルで促進していく強い決意が表明された。

具体的な指標として、ゴール 12 の「持続可能な消費・生産形態を確保する」があり、2030 年までに小売り・消費者レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させるとしている。



<b>1</b> 貧困をなくそう 	<b>2</b> 飢餓をゼロに 	<b>3</b> すべての人に健康と福祉を 	<b>4</b> 質の高い教育をみんなに 	<b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう 	<b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に 
<b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	<b>8</b> 働きがいも経済成長も 	<b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう 	<b>10</b> 人や国の不平等をなくそう 	<b>11</b> 住み続けられるまちづくりを 	<b>12</b> つくる責任 つかう責任 
<b>13</b> 気候変動に具体的な対策を 	<b>14</b> 海の豊かさを守ろう 	<b>15</b> 陸の豊かさを守ろう 	<b>16</b> 平和と公正をすべての人に 	<b>17</b> パートナーシップで目標を達成しよう 	 2030 年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です

ゴール 1 (貧困)	: あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
ゴール 2 (飢餓)	: 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
ゴール 3 (健康な生活)	: あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
ゴール 4 (教育)	: 全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する
ゴール 5 (ジェンダー平等)	: ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワーメントを行う
ゴール 6 (水)	: 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
ゴール 7 (エネルギー)	: 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
ゴール 8 (雇用)	: 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク (適切な雇用) を促進する
ゴール 9 (インフラ)	: レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る
ゴール 10 (不平等の是正)	: 各国内及び各国間の不平等を是正する
ゴール 11 (安全な都市)	: 包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する
ゴール 12 (持続可能な生産・消費)	: 持続可能な生産消費形態を確保する
ゴール 13 (気候変動)	: 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
ゴール 14 (海洋)	: 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
ゴール 15 (生態系・森林)	: 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の防止・防止及び生物多様性の損失の防止を促進する
ゴール 16 (法の支配等)	: 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
ゴール 17 (パートナーシップ)	: 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

「169のターゲット」(URL : <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>)

図 7 SDGs における 17 のゴール

### 第3章 計画の基本的事項

#### 1. 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により定めるものである。

本計画は、長泉町の上位計画である「第4次長泉町総合計画」や「長泉町環境基本計画」、国や県の廃棄物関連計画とも整合を図っていくとともに、廃棄物処理法、長泉町廃棄物処理及び清掃に関する条例及び規則、各種リサイクル関連の法律等に則したものでなければならない。

さらに、廃棄物処理事業は町民一人ひとりの行動に左右されることから、長泉町住民意識調査（平成29年度）での意見についても本計画に反映していく必要がある。（図8）

一般廃棄物に係る基本的な法体系を図9に示す。この中で、循環型社会の形成の推進のための枠組み法である循環型社会推進基本法では、第1に発生抑制（リデュース）、第2に再利用（リユース）、第3に再生利用（リサイクル）、最後に処分という考え方である。

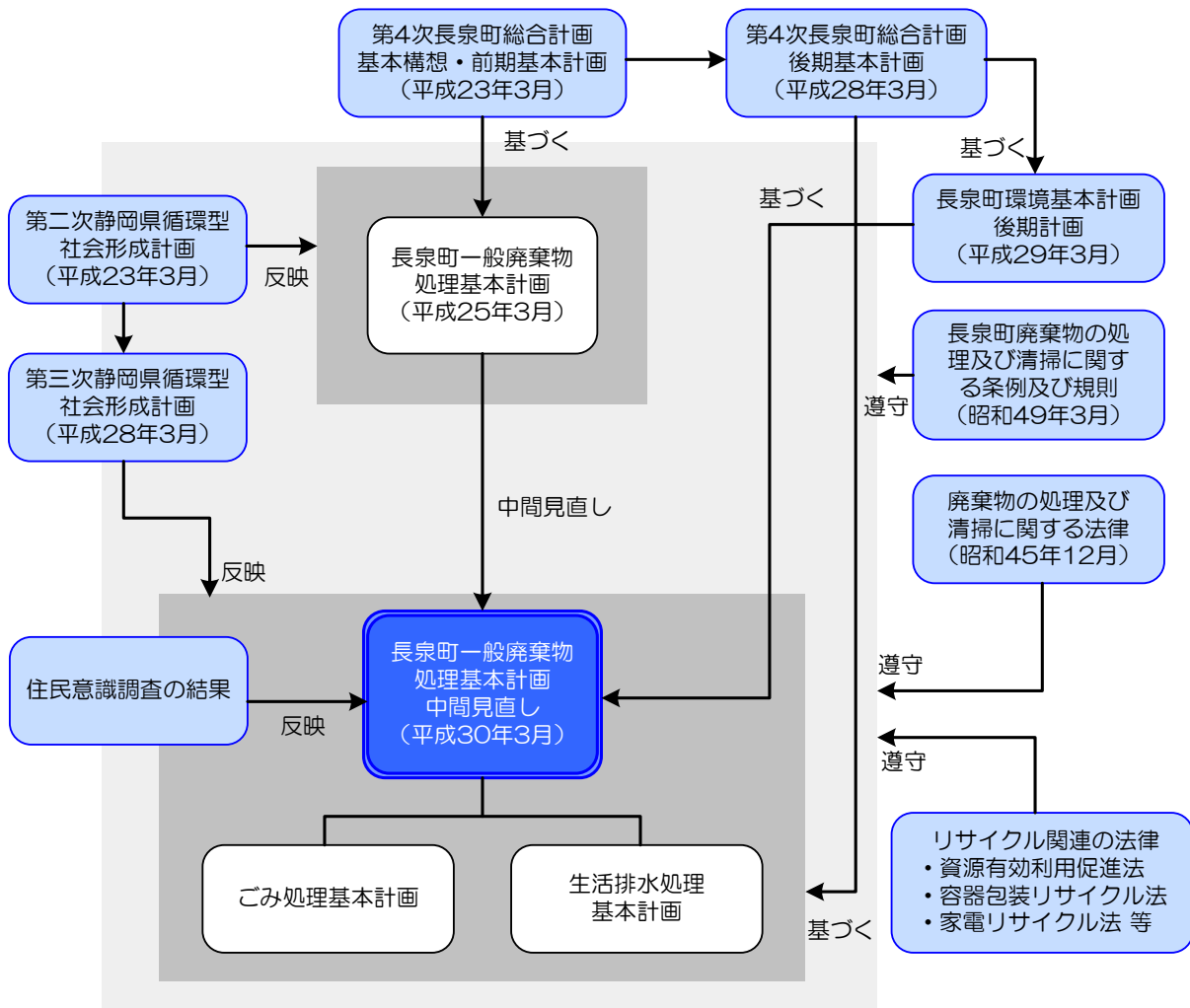


図8 各種計画と法令体系との関係

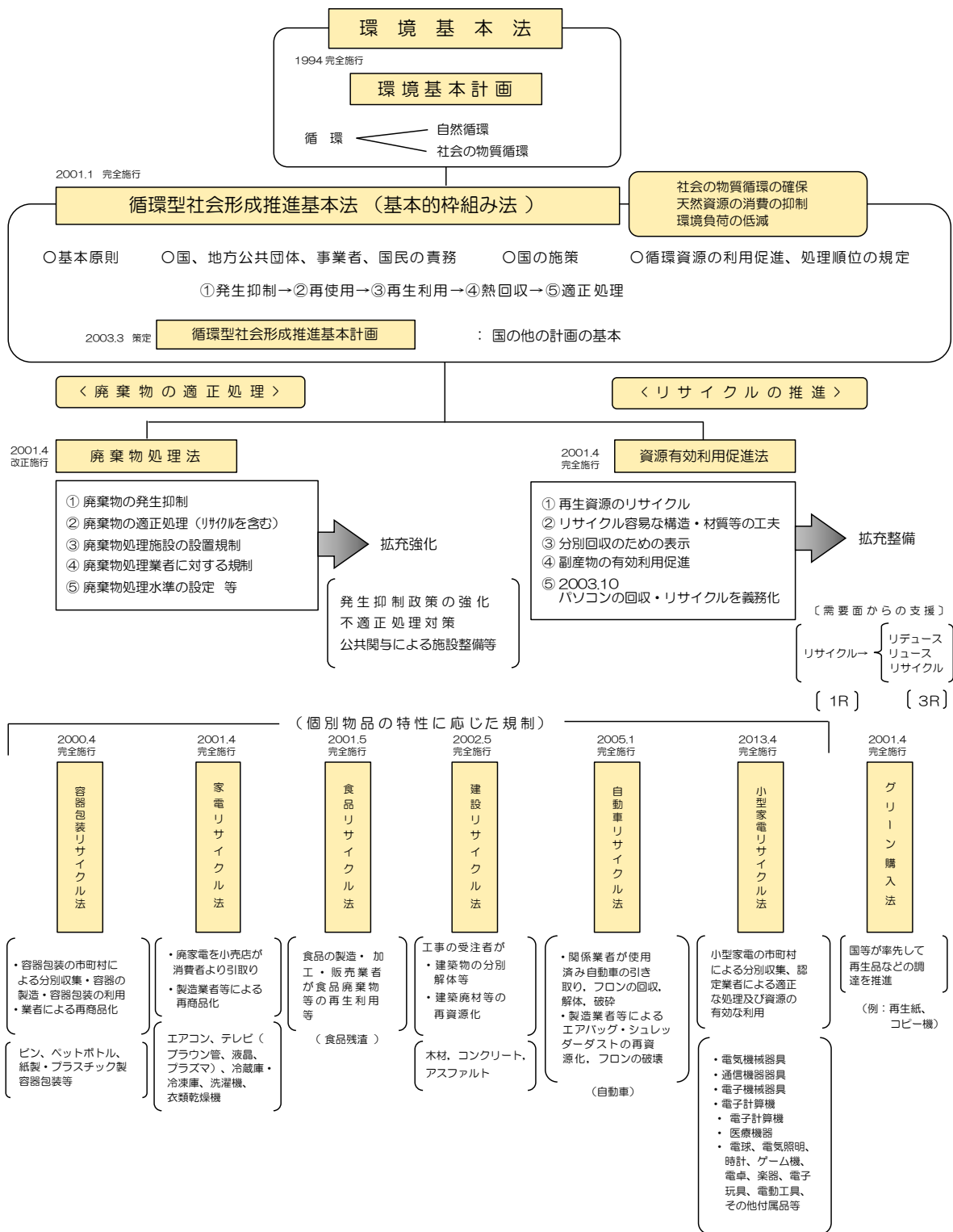


図9 循環型社会形成推進のための法体系

## 2. 計画の性格と役割

本計画は、長泉町が長期的、総合的視点に立って一般廃棄物の適正処理を進めるために実施すべき施策・事業の基本方針を示し、また、今後の施策を設定したものである。

したがって、本計画に基づき、町民・事業者・行政が一体となって具体的行動計画を検討・策定し、実効性がある一般廃棄物処理に関する施策を推進するとともに、必要な施策の推進を図るものとする。

## 3. 計画の期間

本計画は長期的視点に立脚した検討が必要であることから、計画目標年は、初年度を平成30年度とし、平成33年度までの4年間のごみ処理に関する基本方針を示すものとする。

なお、本計画は概ね5年後に改定を行うほか、計画の前提となる諸条件に変動があった場合も改定を行うものとする。本計画の期間は、図10に示すとおりである。

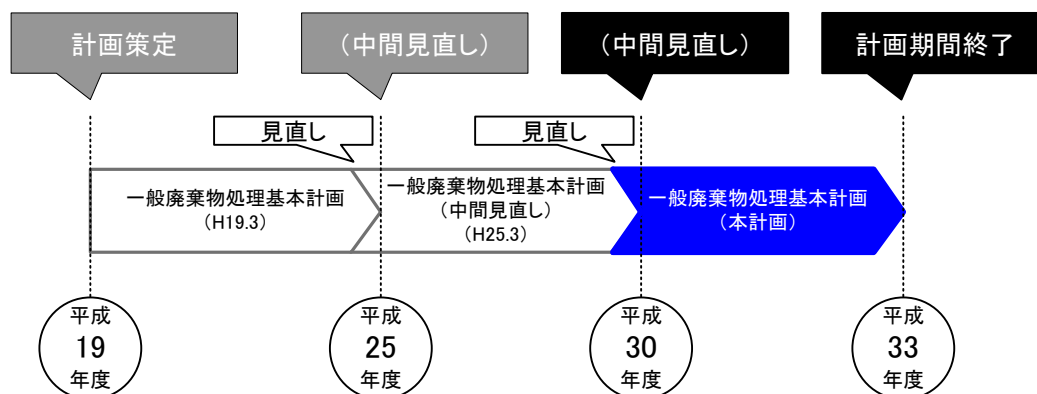


図10 計画期間

## 4. 計画の対象範囲

本計画は、長泉町全域から発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とする。なお、生活排水にはし尿・浄化槽汚泥も含む。

### 「一般廃棄物」とは

産業廃棄物以外の廃棄物で、一般家庭から排出される生活系ごみのほか、事業所などから排出される事業系ごみも含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状のものも含まれる。





## 第2部 ごみ処理基本計画



# 第1章 ごみ処理の現状

## 1. ごみの分類・処理フロー・収集運搬

### (1) 分別区分

長泉町におけるごみの分別区分は、表10に示すとおりである。

ごみの分別区分は、大きく、可燃ごみ（燃やせるごみ）、プラスチック類、不燃ごみ（燃やせないごみ）、ペットボトル及び有害ごみ、資源物に分けられる。

表10 ごみの分別区分

収集（受け入れ）区分	分別区分	生活系/事業系	収集（受け入れ）頻度
燃やせるごみ	燃やせるごみ	生活系	週2回
		事業系	
プラスチック類	プラスチック製容器包装	生活系	週1回
	その他プラスチック	生活系	
燃やせないごみ	埋立ごみ	生活系	月2回
	小型家電	生活系	
	破碎ごみ	生活系	
ペットボトル	ペットボトル	生活系	月2回
有害ごみ	乾電池 蛍光管		
資源物	金属類	生活系	月2回
	びん類		
	古紙類		
	雑紙		
	布類		
	使用済みの植物油	生活系	直接持込

資料：平成29年度 家庭ごみ収集カレンダー

### (2) ごみの処理・処分

長泉町における処理・分別区分を表11に示す。

表11 ごみの処理・処分表

収集（受け入れ）区分	分別区分	処理・処分
燃やせるごみ	燃やせるごみ	可燃物（焼却処理）
プラスチック類	プラスチック製容器包装	資源物（資源化）、可燃物（焼却処理）、不燃残渣（埋立処分）
	その他プラスチック	
燃やせないごみ	埋立ごみ	資源物（資源化）、可燃物（焼却処理）、不燃残渣（埋立処分）
	小型家電	
	破碎ごみ	
ペットボトル	ペットボトル	資源物（資源化）、可燃物（焼却処理）、不燃残渣（埋立処分）
有害ごみ	乾電池	資源物（資源化）
	蛍光管	
資源物	金属類	資源物（資源化）、可燃物（焼却処理）、不燃残渣（埋立処分）
	びん類	資源物（資源化）、可燃物（焼却処理）、不燃残渣（埋立処分）
	古紙類	資源物（資源化）
	雑紙	資源物（資源化）
	布類	資源物（資源化）
	使用済みの植物油	資源物（資源化）

資料：町資料

### (3) ごみ処理の流れ

一般家庭以外の事業所等から排出される産業廃棄物以外の可燃ごみについては、焼却場及び一般廃棄物最終処分場において直接搬入を受け入れている。処理フローを図 11 に示す。

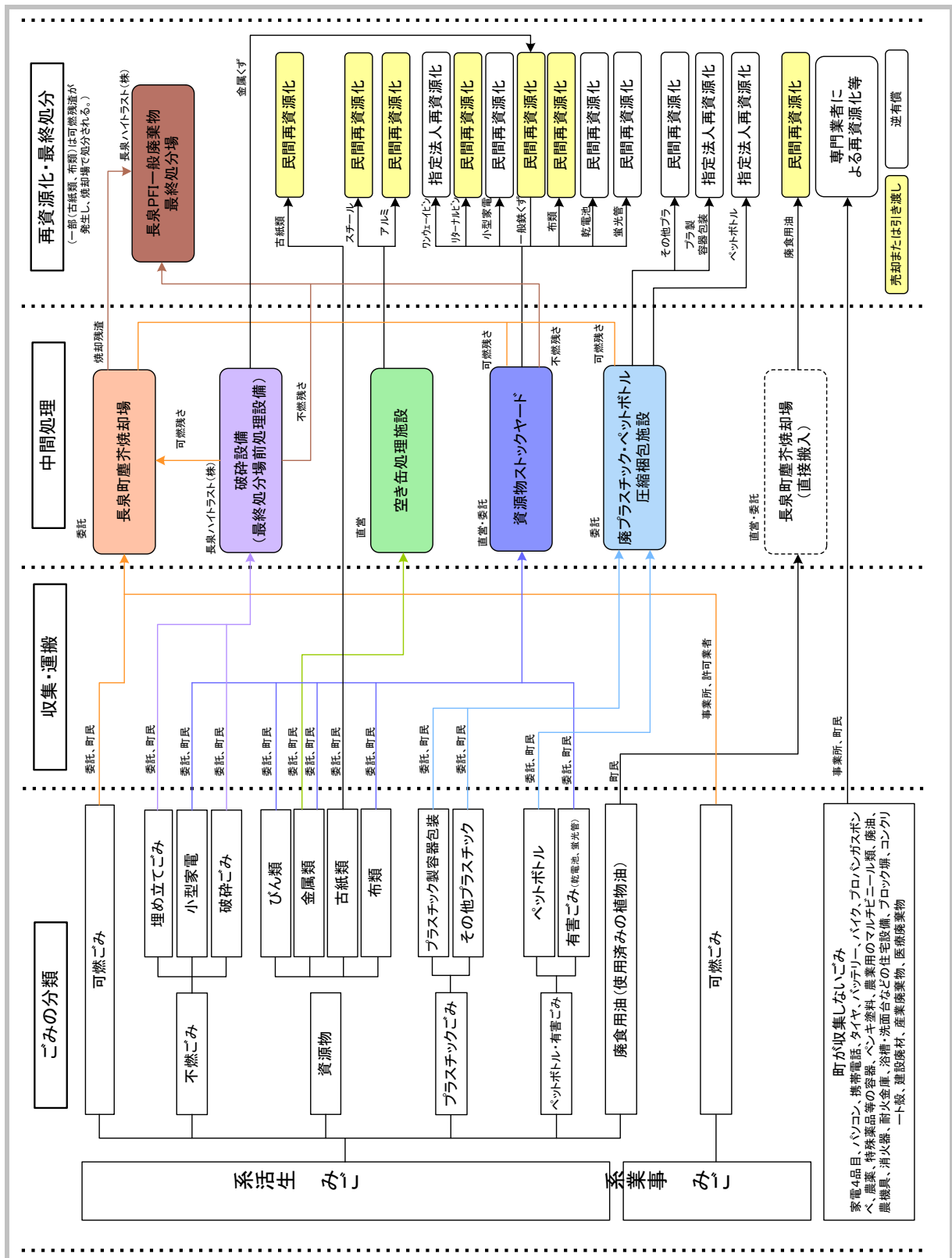


図 11 フロー図

#### (4) 収集・運搬体制

長泉町の収集・運搬は、委託にて行っている。なお、事業系ごみについては、許可業者が搬入している。

#### (5) 収集・運搬の方法

長泉町における収集方法は、ステーション収集である。

障がい者や高齢者等の世帯で粗大ごみの焼却場への直接持ち込みや分解等が困難な場合に、戸別に粗大ごみの収集を行う「にここ収集」を実施している。

指定袋については表 12 に示すとおりである。

表 12 ごみ種類別の指定袋

	町指定半透明袋または高密度ポリエチレン使用表示の半透明袋	スーパーバッグ(レジ袋)	半透明のビニール袋	紙袋及びダンボール	黒いビニール袋
燃やせるごみ	○	×	×	×	×
プラスチックごみ	○	○	○	×	×
燃やせないごみ	○	○	○	×	×

※袋には区名・班・氏名を記入して排出する。

資料：長泉町家庭ごみ収集カレンダー（平成 29 年度）

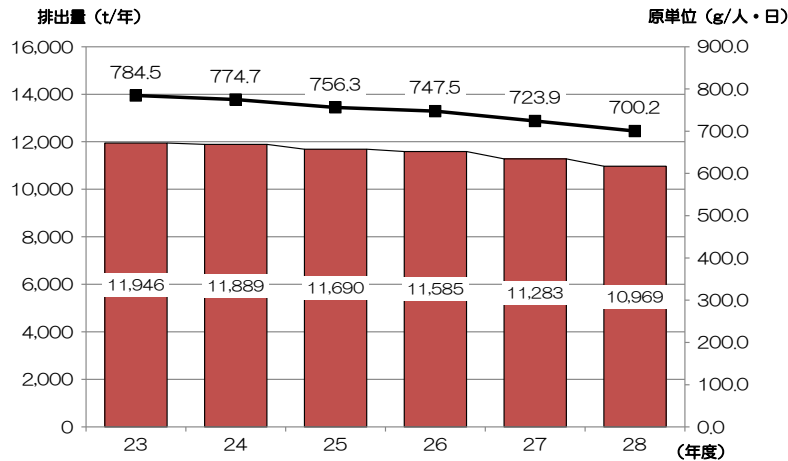
## 2. ごみの排出量の実績

### (1) ごみ排出量の実績

ごみ排出量の実績を図 12 に示す。

ごみ排出量及びごみ排出量の原単位は年々減少している。ごみ排出量は平成 23 年度の 11,946t に比べ、平成 28 年度は 10,969t と約 1,000t 減少している。

ごみ排出量の原単位は平成 23 年度の 784.5g/人・日に比べ、平成 28 年度は 700.2g/人・日と約 80g 減少している。



資料：町資料

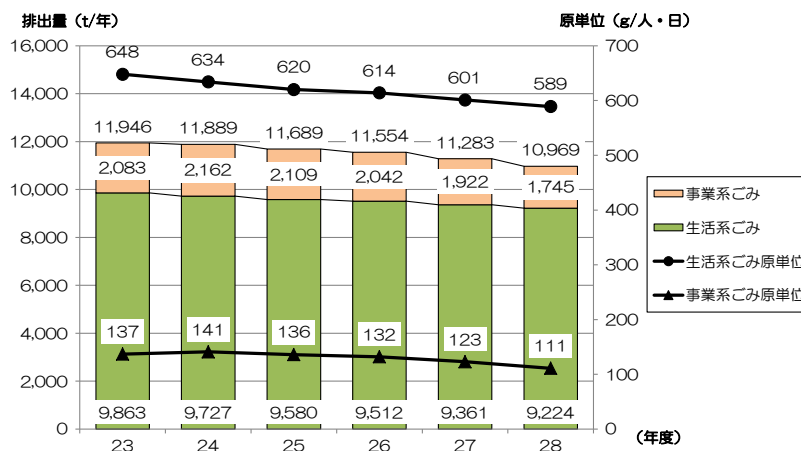
図 12 ごみ排出量の推移

### (2) 生活系ごみ及び事業系ごみの実績

生活系ごみ及び事業系ごみ排出量の実績を図 13 に示す。

生活系ごみの年間排出量及び一人一日あたりのごみ排出量は年々減少している。

事業系ごみの年間排出量及び一人一日あたりのごみ排出量は平成 24 年度をピークに減少している。



資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図 13 生活系ごみ及び事業系ごみ排出量の実績

### 3. ごみの処理・処分の実績

#### (1) ごみ処理・処分量

ごみ処理量の実績を表 8 及び図 14 に示す。

ごみ処理量の推移をみると、可燃物、埋立物、資源物、可燃物はそれぞれ減少傾向であり、資源化率は平成 26 年度まで減少していたが平成 27 年度には増加に転じ、平成 28 年度も増加している。

表 13 ごみ処理量の実績

		(t/年)							
		年度	23	24	25	26	27	28	
ごみ処理量	可燃物		8,515	8,557	8,520	8,495	8,209	7,963	
	埋立物		510	495	451	462	425	412	
	資源物	ペットボトル		84	84	85	74	77	75
		プラスチック		835	845	869	856	891	902
		その他プラスチック		68	57	64	59	35	46
		びん		16	15	14	15	15	12
		ガラス屑		206	250	245	245	273	249
		アルミ缶		51	47	49	45	50	43
		スチール		65	58	57	51	55	47
		一般鉄類		203	196	191	187	190	183
		紙類		1,067	992	845	802	790	770
		布類		192	192	190	185	164	164
		紙パック(牛乳)		10	11	12	12	7	6
		小型家電		100	72	79	81	86	81
			小計		2,897	2,819	2,700	2,612	2,633
	有害物	廃乾電池		15	12	13	11	9	11
		蛍光管		9	6	6	5	7	5
小計			24	18	19	16	16	16	
	合計		11,946	11,889	11,690	11,585	11,283	10,969	

資料：町資料

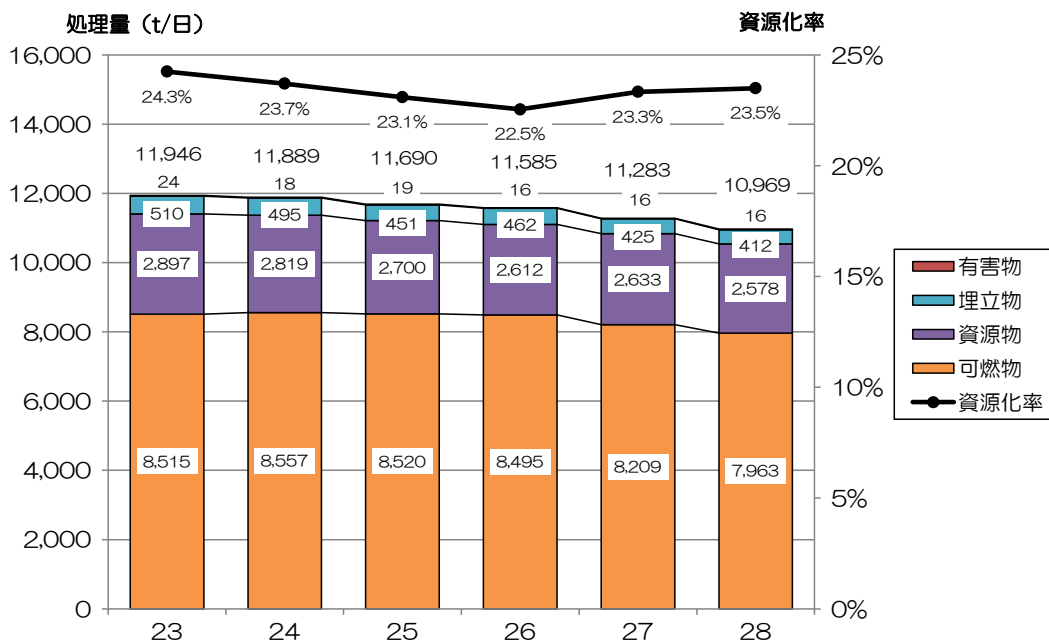


図 14 ごみ処理量の実績

## 4. ごみの減量・再資源化の実績

### (1) 「食品ロス」の啓発

環境省は、3R（リサイクル、リユース、リデュース）や資源の大切さ、一人ひとりの行動の重要性を知るきっかけとすることを目的に、循環型社会や 3R をテーマとした CM コンテストの「Re-Style CM コンテスト」を平成 29 年度に実施した。

長泉町ではこのコンテストに応募し、全国 42 作品の応募の中から自治体としては唯一、長泉町の作品「だから、食べきり」が『「Re-Style CM コンテスト」地域作品賞』を受賞した。

### (2) 不用品活用バンク

長泉町では、資源の有効活用を図ることを目的として、不用になった生活用品を必要とする方へ紹介する制度を設けている。不用品の登録及び譲ってほしい品の登録ができ、無償でのやりとりを原則としている。

### (3) レジ袋削減に関する協定

長泉町では、ごみ削減による循環型社会の形成に向け、レジ袋の削減及びマイバック等の持参を推進することを目的に、レジ袋削減に関する協定の締結を推進している。

平成 29 年 3 月 31 日現在、3 事業所 6 店舗と協定を結んでいる。

### (4) 生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の補助金制度

長泉町では、厨芥ごみの減量化のため、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の購入に対して補助金を交付している。補助額は、購入費の 2 分の 1 以内とし、生ごみ堆肥化容器は 4,000 円、生ごみ処理機は 30,000 円を限度にしている。

生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の設置数の実績を表 14 に示す。

表 14 生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の設置数の実績

年度	25	26	27	28
生ごみ堆肥化容器	4	1	2	4
生ごみ処理機	23	15	19	16
合計	27	16	21	20

資料：町資料

### (5) 剪定枝のリサイクル

ごみの減量化を図るため、可燃ごみとして出された庭木・剪定枝を木屑処理機にてチップ化し、再資源化する事業を行っている。なお、平成 28 年度では、年間 3 トン再資源化された。



## (6) ごみ再資源化量

資源化量の実績を図 15 に示す。

資源化量の推移を見ると、紙類は年々減少してきている。プラスチック類は増加傾向にあり、布類、金属類、ガラス、ペットボトルは概ね横ばいとなっている。平成 28 年度の資源化量のうち大分部を占めているのは紙類とプラスチック類である。なお、近年の減少は、主に紙類の再資源化量の減少によるものである。

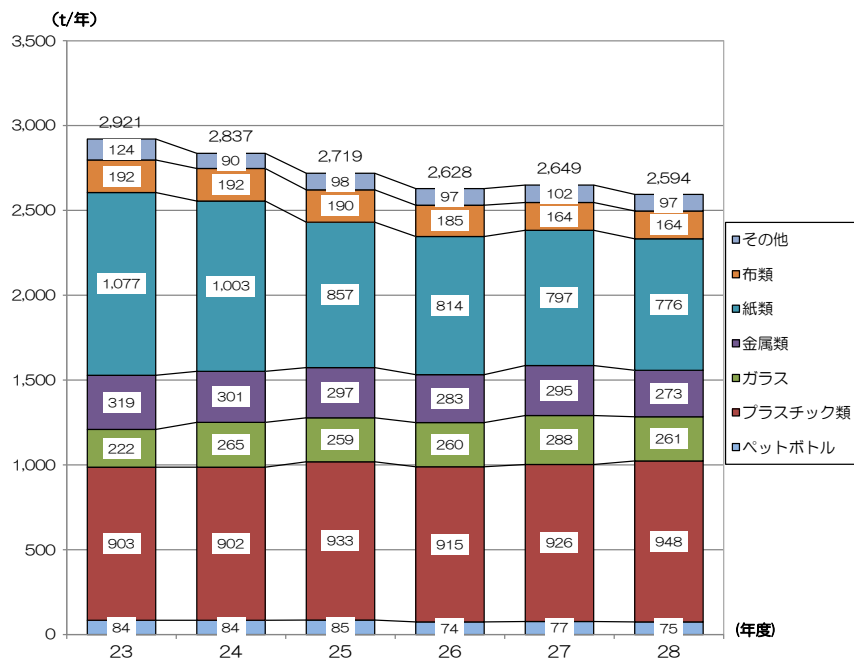


図 15 資源化量の実績

## 5. 焼却量の実績

長泉町の焼却施設における焼却量の実績を図 16 に示す。

焼却量の推移をみると、ここ数年は概ね減少傾向となっている。

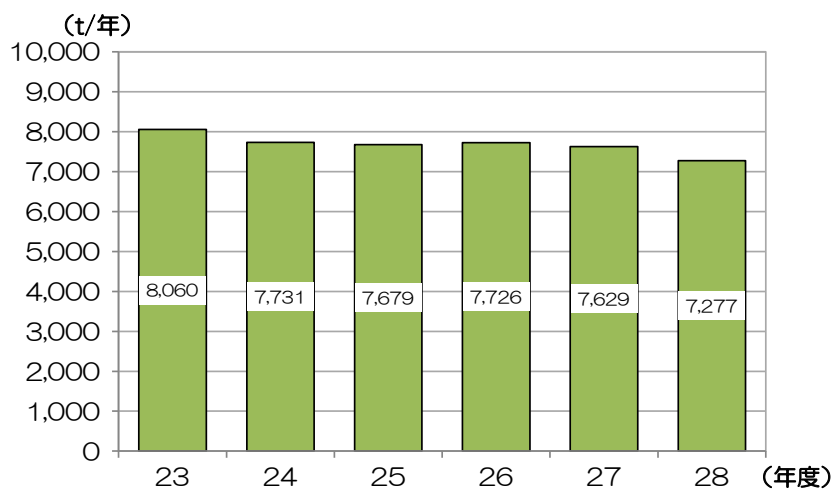
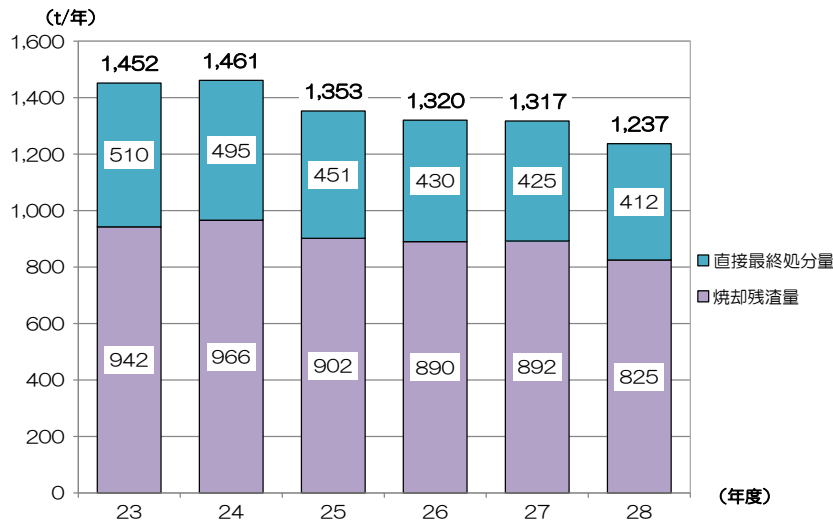


図 16 焼却量の推移

## 6. 最終処分の実績

長泉町における最終処分量の実績を図 17 に示す。

最終処分量の推移をみると、平成 24 年度をピークに減少し、近年は概ね横ばい傾向となっている。



資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図 17 最終処分量の推移

## 7. 施設の概要

長泉町の間処理施設及び最終処分施設の概要を表 15～表 18 に示す。

中間処理施設は焼却場、空き缶処理施設、資源物ストックヤードがある。焼却場は昭和 49 年度に 50t/8h のバッチ式炉として竣工したが、平成 10～11 年度に改造してリニューアルした施設では、150t/24h の連続燃焼式として稼働している。

一般廃棄物最終処分場の整備は PFI 事業方式を採用し、平成 18 年 3 月に竣工した。

表 15 長泉町塵芥焼却場の概要

項目	内容	
施設名称	長泉町塵芥焼却場	
事業主体	長泉町（運転管理は全部委託）	
所在地	静岡県駿東郡長泉町東野 143-11	
竣工年	昭和 49 年 5 月、基幹改良 平成 12 年 3 月	
処理能力	150 t/24 h (75 t/24 h×2 炉)	
敷地面積	13,681 m <sup>2</sup>	
設備内容	受入供給設備	ピットアンドクレーン
	燃焼ガス冷却設備	別置型水噴射式ガス冷却設備（ガス冷却室・ガス急冷塔）
	排ガス処理設備	バグフィルタ
	排水処理設備	クローズドシステム
	通風設備	平衡通風式
	余熱利用	場内温水

表 16 空き缶処理施設の概要

項目	内容
施設名称	空き缶処理施設
事業主体	長泉町（全部委託）
所在地	静岡県駿東郡長泉町東野 143 の 11
竣工年	平成 4 年 8 月
処理対象物	アルミ、鉄
処理能力	20,000 個/h
処理工程	受け入れ→手選別によるアルミ、鉄以外のごみの除去→鉄、アルミの機械による選別→圧縮→フレコンパックへ積み込み

表 17 資源物ストックヤードの概要

項目	内容
施設名称	資源物ストックヤード
事業主体	長泉町（一部委託）
所在地	静岡県駿東郡長泉町東野 143 の 7
ストック対象物	小型家電、びん類、一般鉄類、古紙類、衣類、乾電池、蛍光管

表 18 一般廃棄物最終処分場の概要

項目	内容
施設名称	長泉町 PFI 一般廃棄物最終処分場
事業主体	長泉ハイトラスト(株) (PFI 事業方式により整備)
所在地	静岡県駿東郡長泉町東野 374 の 12
埋立面積	10,394 m <sup>2</sup>
埋立容量	42,008 m <sup>3</sup>
竣工年	平成 18 年 3 月
埋立方法	サンドイッチ + セル方式
遮水構造	ベントナイト混合土 + 2重遮水シート
漏水検知	自然流下式漏水検知システム
浸出水設備	60 m <sup>3</sup> /日
前処理設備（破砕機）	4.9 t/日

## 8. 事業経費の実績

### (1) 事業経費

長泉町におけるごみ処理経費の実績は、表 19 及び図 18 に示すとおりである。

ごみ処理経費の推移をみると、平成 26 年度までは増加しているが、平成 27 年度には減少に転じている。

表 19 ごみ処理経費の実績

項目	年度	23	24	25	26	27	28
建設改良費	工事費	116,991	139,125	124,793	158,385	85,195	48,668
中間処理施設	(千円)						
処理・維持管理費	(千円)	583,075	583,699	604,295	589,877	626,956	689,171
人件費	(千円)	52,503	49,719	44,715	38,671	25,071	25,143
処理費	収集運搬費	8,849	5,905	8,966	4,623	4,909	7,086
	中間処理費	97,035	142,136	173,368	163,663	159,582	168,832
	最終処分費	105,478	105,981	105,925	105,995	106,926	111,552
小計	(千円)	211,362	254,022	288,259	274,281	271,417	287,470
車両等購入費	(千円)	6,350	4,750	0	0	0	6,713
委託費	収集運搬費	69,069	65,347	63,924	69,543	76,504	86,543
	中間処理費	144,218	110,816	111,418	109,148	156,651	174,964
	最終処分費	94,429	94,213	94,306	96,519	96,996	106,940
	その他	5,144	4,832	1,673	1,715	317	1,398
小計	(千円)	312,860	275,208	271,321	276,925	330,468	369,845
合計	(千円)	700,066	722,824	729,088	748,262	712,151	737,839
人口	(人)	41,719	42,043	42,349	42,464	42,701	42,920
一人あたりごみ処理経費	(円/人)	16,781	17,192	17,216	17,621	16,678	17,191

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

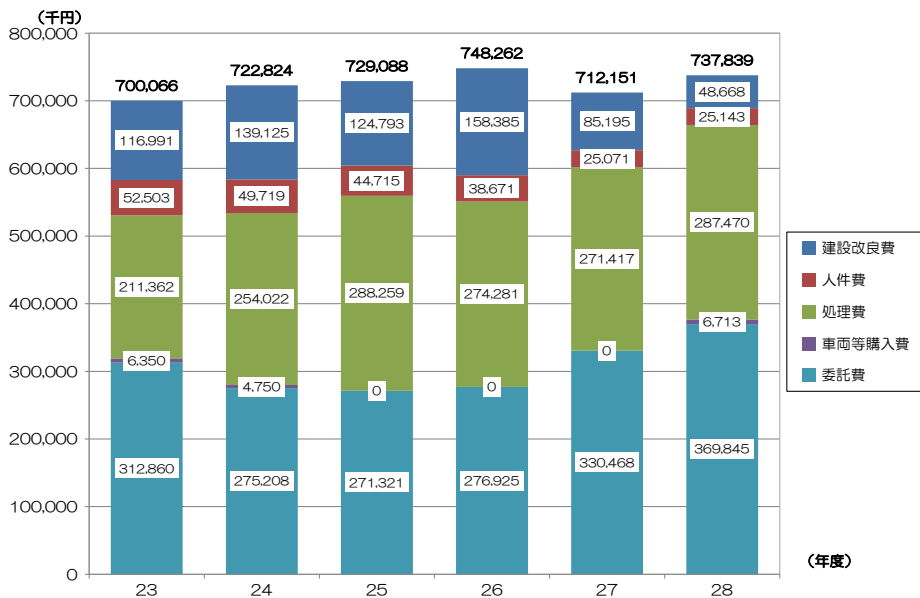


図 18 ごみ処理経費の推移

## 第2章 ごみ処理の課題

### 1. 県・国の実績及び県の目標値との比較

#### (1) 県及び国の実績との比較

平成27年度の長泉町、静岡県、全国におけるごみ排出量原単位、最終処分量原単位、リサイクル率を表20に示す。

長泉町のごみ排出量の原単位は静岡県や全国よりも少なく、リサイクル率は静岡県や全国より高い値となった。また、最終処分量の原単位は全国の値を下回っているものの、静岡県より高い値となった。

表20 ごみ排出量及び最終処分量原単位・リサイクル率の比較  
(平成27年度)

項目	長泉町	静岡県	全国
ごみ排出量の原単位 (g/人・日)	726.4	895.9	938.5
生活系ごみ排出量の原単位 (g/人・日)	603.4	643.4	660.1
事業系ごみ排出量の原単位 (g/人・日)	123.0	252.5	278.4
最終処分量の原単位 (g/人・日)	84.3	46.9	88.9
リサイクル率 (%)	23.5	19.2	20.4

#### (2) 長泉町や県の目標値との比較

「長泉町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）」（平成25年3月）における目標値と、長泉町の平成27年度の実績の比較を表21に示す。目標の設定時と現在では、ごみの分類方法等が異なるため単純比較はできないが、生活系ごみ原単位及び事業系ごみ排出量、最終処分量割合については目標を達成した一方で、リサイクル率は未達成であった。

また、「静岡県循環型社会形成計画」（平成18年3月）の県の目標との比較も表26に示す。その結果を見ると、ごみ排出量については、静岡県の目標を達成していないが、最終処分量割合（ごみ排出量に占める最終処分量の割合）については静岡県の目標を達成した。

表21 長泉町及び静岡県の目標と実績の比較（平成27年度）

項目	長泉町			静岡県
	目標※1	実績	達成状況	目標※2
ごみ排出量	排出量	11,684t/年	11,290t/年 達成 (-394t/年)	H25比10%削減
	生活系ごみ原単位	611.4g/人・日	601.1g/人・日 達成 (-10.3g/人・日)	
	事業系ごみ	1,999t/年	1,922t/年 達成 (-77t/年)	
リサイクル率 (再生利用率)	23.5%	26.7%	未達成 (-3.2ポイント)	
直接最終処分量割合	3.9%	3.8%	達成 (+0.1ポイント)	4.2%

※1 「長泉町一般廃棄物処理基本計画」（平成25年3月）

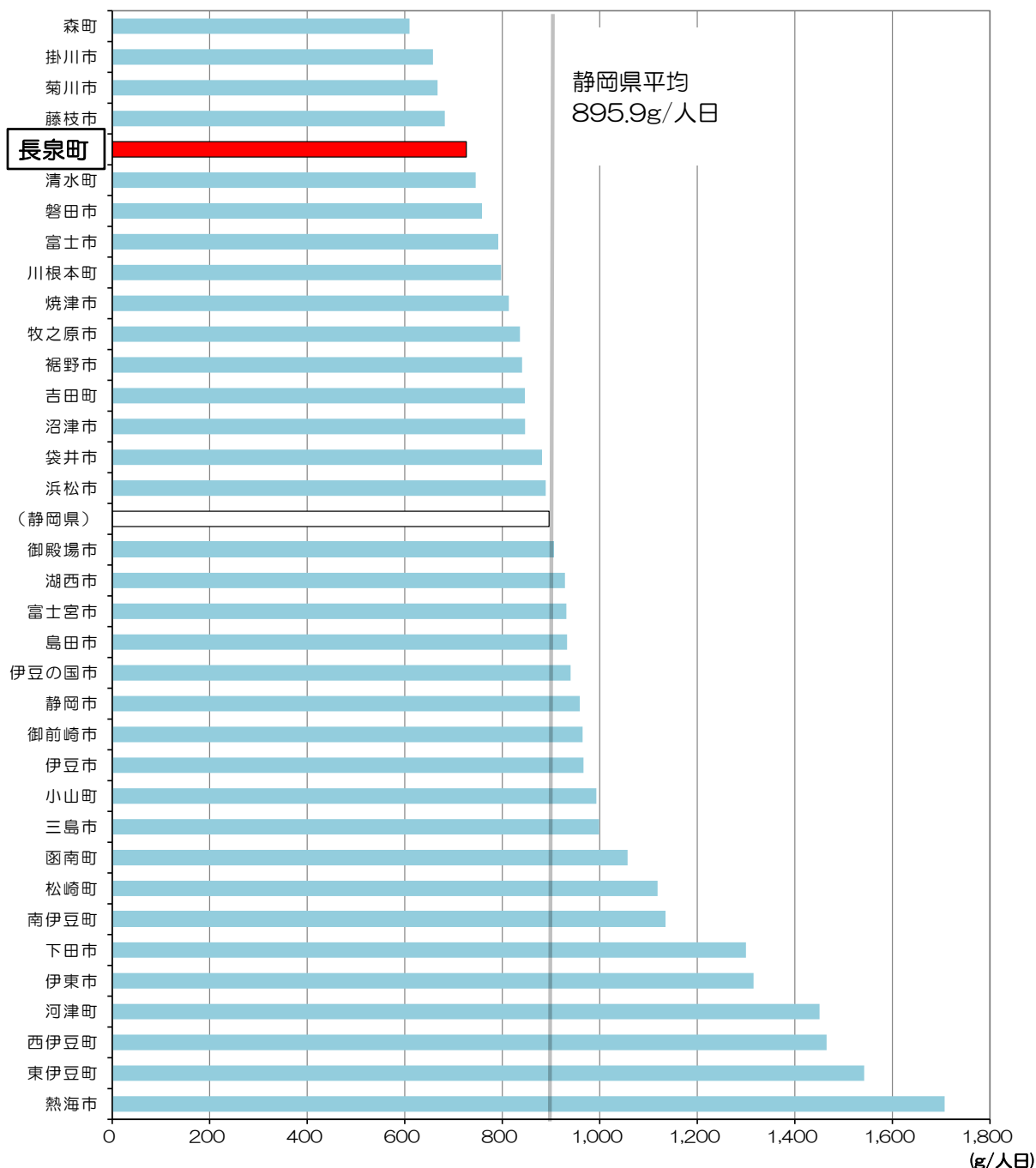
※2 「第3次静岡県循環型社会形成計画」（平成28年3月）

### (3) 県内のごみ一人一日平均排出量の比較

静岡県内のごみ一人一日平均排出量（平成 27 年度）は、図 19 に示すとおりである。

長泉町のごみ一人一日平均排出量（726.4 g/人日）は、静岡県平均より約 170 g/人日も低くなっている。

なお、長泉町は静岡県内 35 自治体中 5 番目に少なく、町の中では 2 番目となっている。



資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

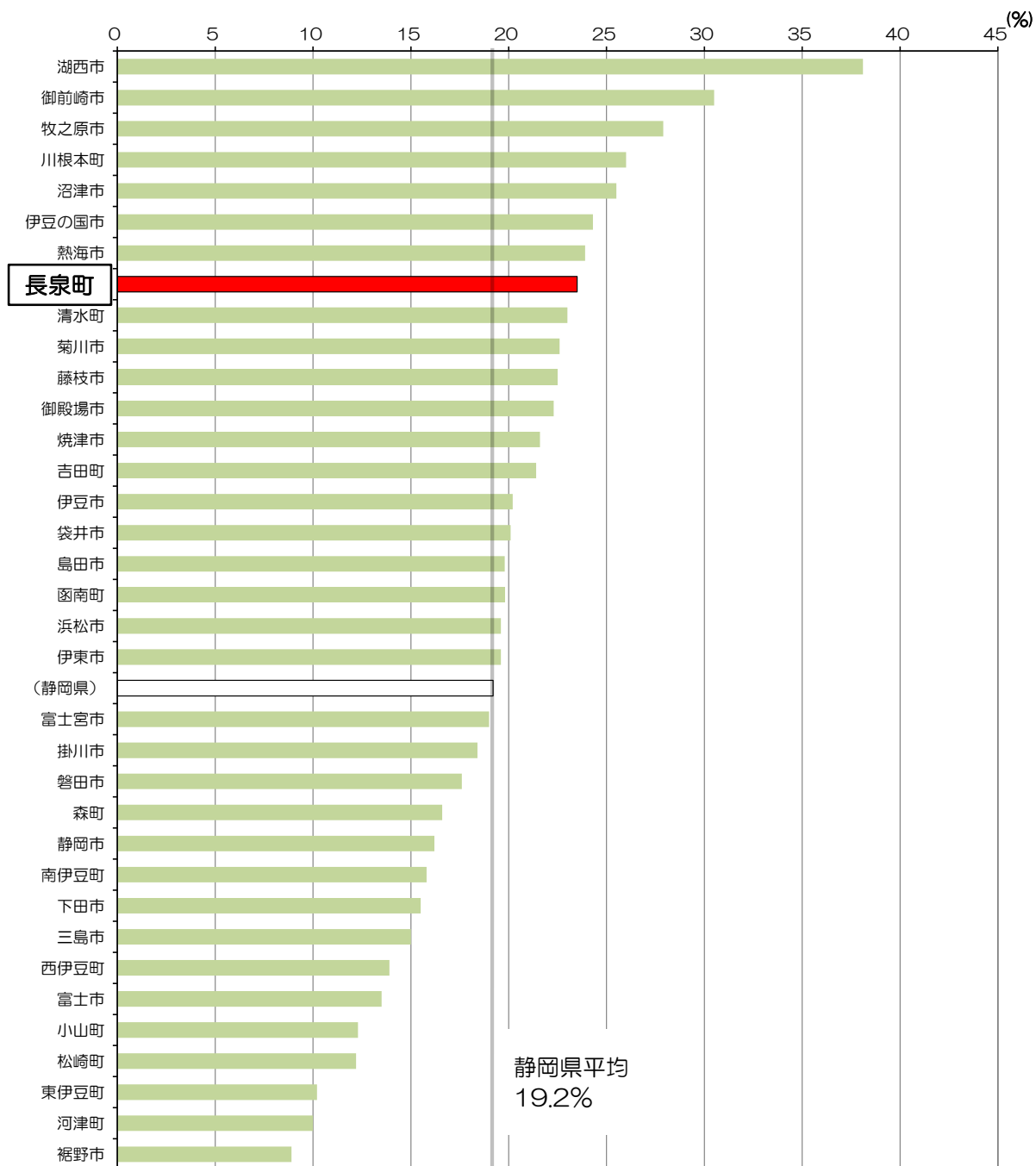
図 19 静岡県内のごみ一人一日平均排出量【平成 27 年度】

#### (4) 県内のリサイクル率の比較

静岡県内のリサイクル率（平成 27 年度）は、図 20 に示すとおりである。

長泉町のリサイクル率（23.5%）は、静岡県平均より約 4 ポイントも低くなっている。

なお、長泉町は静岡県内 35 自治体中 8 番目のリサイクル率となっている。



資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図 20 静岡県内のリサイクル率【平成 27 年度】

## 2. 前計画の施策の評価

前計画で掲げた施策の達成状況の評価（A：達成、B：目標への進捗が低い、C：目標達成が困難）を行い、今後の施策実施について検討を行う（継続、拡充、見直し、廃止）。

表 22 「ごみを少なくする」ための取り組み評価

施策名	実績	評価	今後の取り組み内容
【ごみの発生抑制（リデュース）】 1-1 ごみの減量につながる販売・購入・販売スタイルの普及	レジ袋削減に関する協定の締結は、平成28年3月31日現在、3事業所6店舗と結んでいる。	A（継続）	(p40)
【ごみの発生抑制（リデュース）】 1-2 生ごみの減量の推進	平成25年度から平成28年度までに合計84基に対して補助金を交付している。 循環型社会や3RをテーマとしたCMコンテストの「Re-Style CMコンテスト」に応募し、作品「だから、食べきり」が『「Re-Style CMコンテスト」地域作品賞』を受賞した。	A（継続）	(p40)
【ごみの発生抑制（リデュース）】 1-3 生活系直接搬入ごみの有料化の検討	ごみが減量しているため、特段、検討していない。	B（見直し）	(p41)
【ごみの発生抑制（リデュース）】 1-4 事業系ごみの減量の促進	施設に搬入する事業者に対して、個別に指導している。	A（継続）	(p41)
【ごみの発生抑制（リデュース）】 1-5 直接搬入ごみの減量の推進	紙ごみの削減の取り組みを継続している。	A（継続）	(p41)
【ごみの発生抑制（リデュース）】 1-6 ペーパー化の推進	庁内において、紙ごみの削減に取り組んでいる。また、大型シュレッダーを導入した。	A（継続）	(p41)
【ごみの再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）】 1-7 再利用を促進するイベントの支援やしくみづくり	ホームページや広報紙などで啓発している。	A（継続）	(p42)
【ごみの再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）】 1-8 集団回収や店頭回収の奨励	有価物については事業者が独自に回収を行っている。また、民間企業が積極的に設置しているため、従来のステーション回収を充実させる。	C（廃止）	(p42)
【ごみの再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）】 1-9 廃食用油や剪定枝などの再資源化の推進	廃食用油の回収量は、平成28年度で年間18.7KLである。剪定枝のチップは、草押さえに利用している。	A（継続）	(p42)
【ごみの再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）】 1-10 生ごみの堆肥化の推進	紹介はホームページや広報紙などで啓発し、回収・流通ルートは検討している。	A（継続）	(p42)
【ごみの再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）】 1-11 家電4品目・小型家電の回収・再資源化の実施	小型家電は業者に引渡し、資源化を推進している。	A（見直し）	(p42)
【ごみに関する普及啓発・調査研究】 1-12 学校教育との連携による意識啓発	地域清掃活動を通じた環境教育を実施している。要請に応じて、社会科見学を受け入れている。	A（継続）	(p43)
【ごみに関する普及啓発・調査研究】 1-13 町民・事業者への情報提供と意識啓発	出前講座を開催できる体制を整えて、要望がある場合には対応している。	A（継続）	(p43)
【ごみに関する普及啓発・調査研究】 1-14 イベントやキャンペーン・見学による意識啓発	イベント（ごみゼロ運動）を行っている。また、毎年、施設の見学会などを実施している。	A（継続）	(p43)
【ごみに関する普及啓発・調査研究】 1-15 ごみの減量・再資源化に向けた総合的な施策の検討	適宜、ごみ質調査などを行い、ごみの減量化や資源化を推進するための基礎情報を集めている。	A（継続）	(p43)



表 23 「ごみを運んで処理する」ための取り組み評価

施策名	実績	評価	今後の取り組み内容
【収集・運搬】 2-1 分別排出の周知徹底	「ごみの出し方便利帳」などを見やすくなるように、適宜見直している。	A（継続）	(p45)
【収集・運搬】 2-2 排出方法を改善	排出状況を勘案しながら検討している。	A（廃止）	(p45)
【収集・運搬】 2-3 拠点回収の促進	その他のごみでも拠点回収が可能かどうか研究している。	B（廃止）	(p45)
【収集・運搬】 2-4 ステーションの適正管理	適宜、意識啓発を行っている。	A（継続）	(p45)
【収集・運搬】 2-5 ごみ出しの困難な町民に対する支援	継続して実施している。	A（継続）	(p46)
【収集・運搬】 2-6 効率的な収集・運搬方法の検討	適宜、検討している。収集車両の運転手に対して安全運転を徹底するよう、指導している。	A（継続）	(p46)
【収集・運搬】 2-7 ごみ収集車両の低炭素化の推進	長泉町が所有する車輛（1号車：BDF燃料、3号車：ハイブリッド車）で行っている。	A（継続）	(p46)
【中間処理】 2-8 適正な再資源化ルートを選定	検討している。	A（見直し）	(p46)
【中間処理】 2-9 計量の充実	発生箇所ごと個別には計量できないが、まとめて計量している。	A（廃止）	(p46)
【中間処理】 2-10 焼却場の適正な維持管理	焼却場について、適切な維持管理は行っている。	A（見直し）	(p46)
【中間処理】 2-11 広域的な取り組みの推進	緊急時の相互援助に関しては、随時協議している。 平成29年3月に「長泉町災害廃棄物処理計画」を策定し、災害発生時にはこの計画に基づき実施する。	A（継続）	(p47)
【最終処分】 2-12 一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理	PFI事業者に対し適切な監理を行っている。	A（継続）	(p47)
【最終処分】 2-13 一般廃棄物最終処分場の延命化	埋め立てごみの発生抑制について、ホームページや広報紙などで啓発している。	A（継続）	(p47)
【最終処分】 2-14 不適物の混入防止	危険物の排出方法について、ホームページや広報紙などで啓発している。	A（継続）	(p47)
【最終処分】 2-15 産業廃棄物の持ち込み禁止についての周知	適宜、指導を行っている。	A（継続）	(p47)

表 24 「落ちているごみをなくす」ための取り組み評価

施策名	実績	評価	今後の取り組み内容
【ごみのポイ捨て】 3-1 ポイ捨てごみ対策の推進	ホームページや広報紙などで周知徹底を図っている。町内一斉ごみゼロ運動を実施している。	A（継続）	(p49)
【不法投棄】 3-2 不法投棄対策の推進	警察との連携を図っている。ホームページや広報紙などで周知徹底を図っている。移動式カメラを要望により適宜設置している。	A（継続）	(p49)

### 3. ごみ処理の課題

#### (1) ごみの排出量・リサイクル率

項目	内容
ごみ排出量	ごみ排出量は平成23年度以降、減少傾向にある。これは経済不況による消費の低迷以外にも、長泉町で推進してきたごみ減量や再資源化の取り組みを通じた、町民や事業者の意識の高まりによる効果も大きいと考えられる。今後も更なる減量化のため、町民・事業者・町が一体となって施策に努める必要がある。
リサイクル率	リサイクル率は概ね23%程度となっているので、リサイクル率を向上させるためには、新たな再資源化施策の検討が必要である。

#### (2) ごみの発生抑制（リデュース）

項目	内容
販売・購入	レジ袋の削減、マイバッグ運動、グリーン購入の推進などにより、ごみの減量につながる販売・購入スタイルを普及させる必要がある。
生ごみ	可燃ごみに占める割合の多い生ごみについて、生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機への助成、水切りの徹底、生ごみが発生しないような食のスタイルの普及（食品ロス）を図り、生ごみの減量を図る必要がある。
生活系直接搬入ごみの有料化	大量の生活系ごみを直接、焼却場に持ち込むケースが多く、ごみ処理経費の削減やごみ排出の公平性の観点から、生活系直接搬入ごみの有料化を検討する必要がある。
事業系ごみ	事業系ごみは基本的に自らの責任で減量化や処理が義務付けられていることから、事業系ごみの減量につながる取り組みを推進していく必要がある。
直接搬入ごみ	直接搬入されるごみには、紙ごみや生ごみの排出が多く見られることから、再資源化の指導や受け入れ制限などを含め、直接搬入ごみの減量を図っていく必要がある。

#### (3) ごみの再生利用（リユース）・再資源化（リサイクル）

項目	内容
再利用のイベント・しくみ	ものの再利用を促進するため、フリーマーケットやバザーなどのイベント開催支援、不用品活用バンクなどの活用を図っていく必要がある。
廃食用油・剪定枝	廃食用油は、排水への汚濁負荷量の低減やバイオディーゼル燃料としての活用を図っていく必要がある。また、現在実施している剪定枝のチップ化については、今後も拡大していく必要がある。
生ごみ堆肥化	できた堆肥の使い道がないなどの理由があり、使い道の紹介や流通ルートの検討などを行う必要がある。
家電4品目・小型家電	平成13年4月から施行された「家電リサイクル法」により、家電4品目は、製造業者及び販売業者による引き取り及びリサイクルが義務化されたが、依然としてステーションへの排出や不法投棄が多く見られる。 また、小型家電リサイクル法が平成25年4月から施行されることから、同法に基づいた小型家電の回収・再資源化のしくみを整備していく必要がある。

#### (4) ごみに関する普及啓発・調査研究

項目	内容
学校教育	小さい頃からの環境教育が重要であることから、小中学校におけるごみに関する学習や体験、見学などを推進することにより、子どもから家庭・地域への普及啓発を図っていく必要がある。
情報提供	ごみを少なくするためには、町民・事業者の取り組みが重要であることから、情報提供や意識啓発を強化していく必要がある。また、転入者や外国人への普及・啓発も強化していく必要がある。
イベントやキャンペーン・見学	イベント実施時の3RのPRやごみイベントの開催、廃棄物処理施設の見学、ごみに関するキャンペーンの開催など、あらゆる機会を通じた意識啓発を図っていく必要がある。
総合的な施策検討	廃棄物減量等推進審議会の運営や廃棄物データの収集・蓄積を継続的に行っていくことで、ごみに関する総合的な施策の検討を行っていくことが必要である。

## (5) 収集・運搬

項目	内容
分別排出	分別の徹底を図るため、ごみ分別の情報提供を行うとともに、不適正排出のみについては周知や指導を図る必要がある。
ステーション	ステーションの汚れは美観を損ねるだけでなく、生活環境の悪化や安全性にも関わるため、自治会との連携による管理や意識啓発により、きれいな状態に保つことが必要である。
ごみ出し困難者	長泉町でも緩やかに高齢化が進んでいることから、ごみを出すのが困難な高齢者や障がい者への支援の継続が必要である。
収集・運搬方法	町民の安全と収集・運搬効率の確保に配慮し、収集・運搬業務の最適化を図っていく必要がある。

## (6) 中間処理

項目	内容
再資源化ルート	再資源化に当たっては、有償、無償、逆有償を含め、適切な再資源化ルートを選択する必要がある。
焼却場	焼却場の運転費用の増加や、職員の定年退職などが予定されているため、焼却炉の運転全部委託を含めた検討が必要である。また、焼却場も老朽化しているため、施設の点検や補修など適切な維持管理を図っていく必要がある。
広域的取り組み	長泉町独自のごみ処理体制づくりを進めるとともに、緊急時や災害時の連携・協力体制については、周辺市町と協議する必要がある。

## (7) 最終処分

項目	内容
一般廃棄物最終処分場（維持管理）	PFI一般廃棄物最終処分場での管理についてモニタリングする必要がある。
一般廃棄物最終処分場（延命化）	新たな一般廃棄物最終処分場の整備には費用や、建設用地の確保が難しくなっていることから、PFI一般廃棄物最終処分場の延命化を図る必要がある。
不適物混入	PFI一般廃棄物最終処分場へ搬入されるごみの中には、分別の不徹底による危険物などの混入が見られることから、排出方法などの指導や啓発が必要である。
産業廃棄物	産業廃棄物の処理は事業者の義務であることから、PFI一般廃棄物最終処分場への産業廃棄物の持ち込み禁止について指導や啓発が必要である。

## (8) ごみのポイ捨て

項目	内容
ごみのポイ捨て	町民や事業者の環境美化活動への参加促進や、ごみを捨てない人づくりを継続的に行っていく必要がある。

## (9) 不法投棄

項目	内容
不法投棄	山間部を中心に不法投棄が後を絶たないため、監視の強化や意識啓発を図り、できる限り不法投棄を未然に防ぐことが必要である。

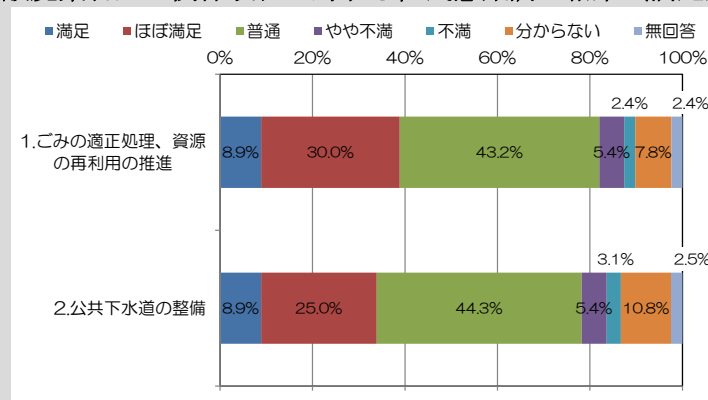
## 4. 住民からの意見

平成 29 年度に行われた「長泉町住民意識調査」によると、廃棄物やリサイクルについて以下のよう  
な意見が寄せられている。

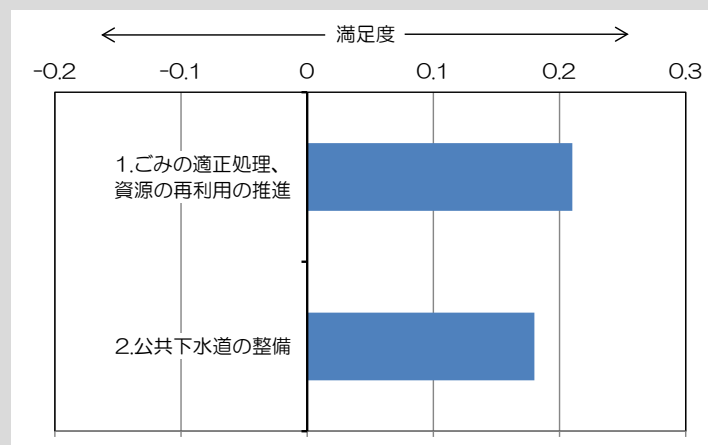
プラスチックごみも一緒に燃やしてほしい、ごみの分別を楽にしてほしい、20L のごみ袋がほしい、  
可燃ごみ頻度を週 3 回にしてほしい、集積所のカラス対策を図ってほしいなどの要望が寄せられて  
いる。これらの意見を踏まえ、町民によるごみ減量や再資源化がより促進されるような施策の検討  
が必要である。

### ごみ収集に対する住民意識調査

#### 「一般廃棄物処理関係項目に対する住民意識調査結果（満足度）」



満足度回答比率（平成 29 年度）



満足度指数（平成 29 年度）

注) 満足度指数：「満足」＝2 点、「ほぼ満足」＝1 点、「やや不満」＝-1 点、「不満」＝-2 点とし、  
回答人数に掛け、回答総数（無回答数を除く）で除した値。値が高いほど満足度が大きい。

資料：平成 29 年度 長泉町住民意識調査報告書

## 第3章 ごみの将来推計

### 1. ごみの排出量の将来推計方法

過去の実績をもとに将来のごみ排出量などを算定する。ここで示す数値は、現行の発生抑制や再資源化施策及び処理・処分方法を続けた場合に想定される量である。図 21 に、ごみ排出量等の将来推計方法を示す。まず、ごみ排出量は生活系ごみと事業系ごみに分けて算定した。

生活系ごみの排出量は、人口の増減に影響がない町民一人一日当たりの排出量である生活系ごみ排出量原単位をもとに推計した。また、生活系ごみ排出量原単位は、過年度の排出量実績の趨勢（トレンド）をもとに推計した。ごみ区分ごとの量は生活系ごみ全体に占めるごみ区分ごとの割合を過年度の結果から算定し、その割合を各年度の生活系ごみの将来推計量に乗じることで算定した。

事業系ごみは、過去の排出量実績の趨勢（トレンド）等をもとに推計する。また、可燃ごみ及び不燃ごみの排出量は、排出量に占めるそれぞれの割合を過年度の結果から算定し、その割合を各年度の事業系ごみの将来推計量に乗じることで算定した。

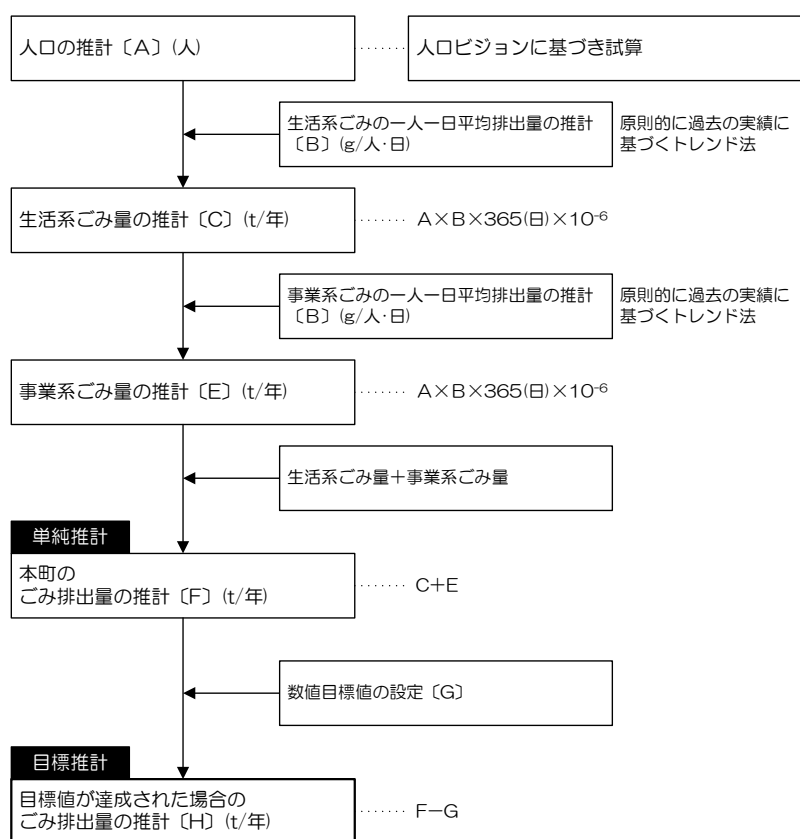


図 21 人口及びごみ排出量の予測方法

#### 「趨勢（トレンド）」とは

目標年度まで、新たな対策を行わず、現状を維持する場合のことをいう。

## 2. 人口予測及び生活系ごみ排出量原単位の推計

長泉町における人口予測は、「長泉町人口ビジョン」（平成 27 年 12 月）に示す長泉町が目指す人口に基づき試算した。その予測値は、図 22 に示すとおりである。

将来人口は、平成 29 年度以降、減少傾向を示している。

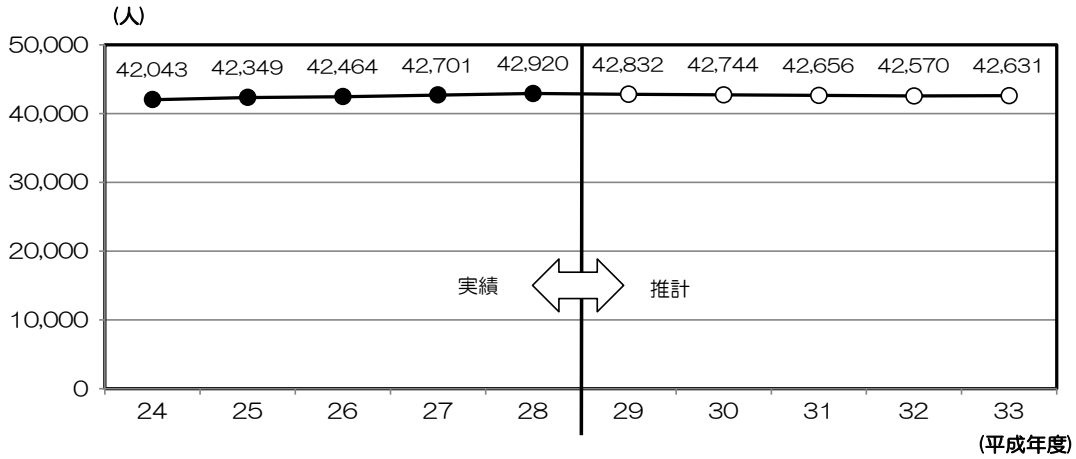


図 22 長泉町における人口の予測

## 3. ごみ排出量の推計

人口予測及び生活系ごみ原単位推計値から算定した生活系ごみ排出量の将来推計値と、事業系ごみの将来推計結果の合計による平成 33 年度までのごみ排出量推計結果を図 23 に示す。

生活系ごみ・事業系ごみともに概ね横ばい傾向であり、平成 33 年度におけるごみ排出量は約 10,600t と予測される。

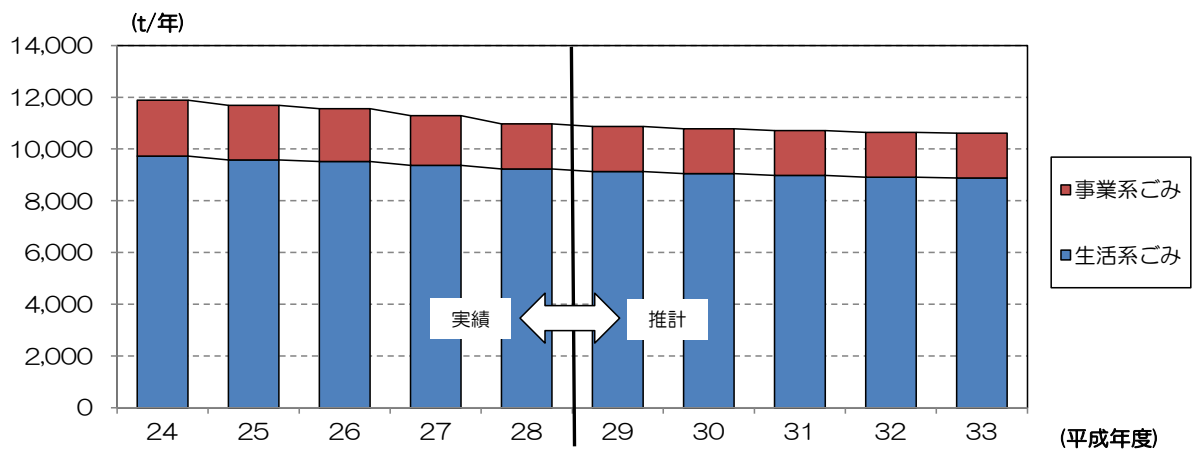


図 23 長泉町におけるごみ排出量の推移

## 第4章 ごみ処理計画

### 1. 基本理念・基本方針

近年、我が国は、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の浪費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務となっている。

また、循環型社会形成推進基本法では、廃棄物の取り扱いに、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処理の優先順位があることを明示するとともに、循環型社会の形成に取り組んでいく上で、事業者・国民の「排出者責任」、生産者の「拡大生産者責任（自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う）」を果たすことを求めている。

次の世代に良好な環境を引き継いでいくため、可能な限りごみの発生を抑制し、再使用や資源として再生利用を行い、それでも残ってしまったごみは適正処理を行う「循環型社会の形成」が必要となっている。

長泉町では、循環型社会の構築のために、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rに基づき、町民・事業者・行政が一体となって廃棄物の減量や再資源化、適正処理を実践してきた。

その結果、前計画より、一人一日当たりのごみ排出量原単位（生活系ごみの原単位、事業系ごみの原単位を含む）は、さらに少なくなり、さらに静岡県や全国より低い値を示すなど、ごみ排出量の発生抑制（リデュース）については一定の成果がみられた。

しかし、ごみの処分状況を見ると、依然とリサイクル率、最終処分量は横ばいで推移しており、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を含む3Rの推進が必要であると考えられる。

したがって、本計画の上位計画である「長泉町環境基本計画」の「行動方針」と整合を図りつつ、町民・事業者・行政が一体となって循環型社会を形成するために図24に示す3つの基本方針を定める。

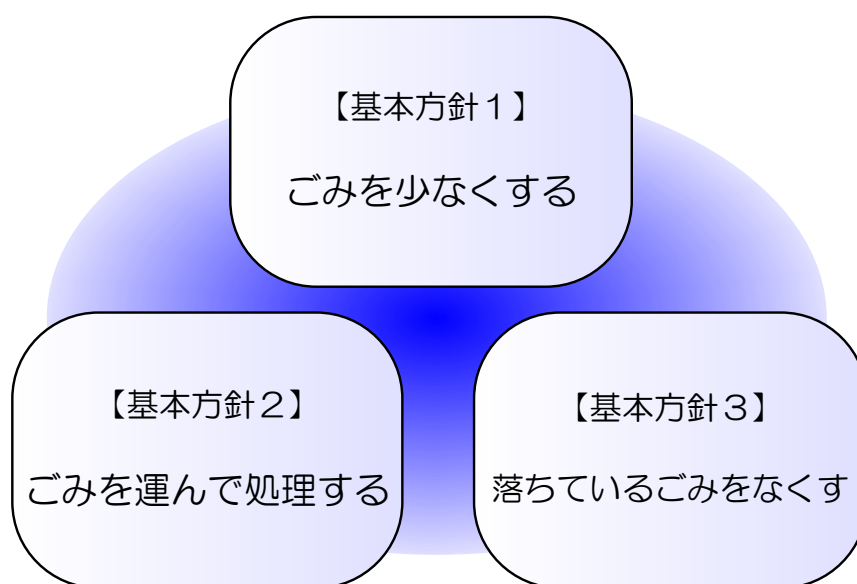


図24 ごみ処理における3つの基本方針

## 2. ごみの減量・再資源化の目標

### (1) 県及び国の目標

国においては、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月変更）を定めている。この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うこととし、廃棄物の減量化の目標値を定めている（表25）。

また、静岡県では、平成28年3月に『第3次静岡県循環型社会形成計画』を策定しており、国の数値目標と同様に一般廃棄物の排出量等の目標が定められている（表26）。

表25 国の数値目標

項 目	目 標
ごみ排出量	平成24年度に対し、平成32年度において約12%削減
再生利用率	平成24年度の21%に対し、平成32年度において約27%に増加
最終処分量	平成24年度に対し、平成32年度において約14%削減
家庭系ごみ一人一日あたりの排出量	平成32年度において、500g/人日

表26 静岡県の数値目標

項 目	目 標
1人1日当たりの排出量（外国人含む）	平成25年度の917g/人日に対し、平成32年度には815g/人日（約10%削減）とする。
最終処分率	平成25年度の6.3%に対し、平成32年度には4.2%（2.1ポイント削減）とする。



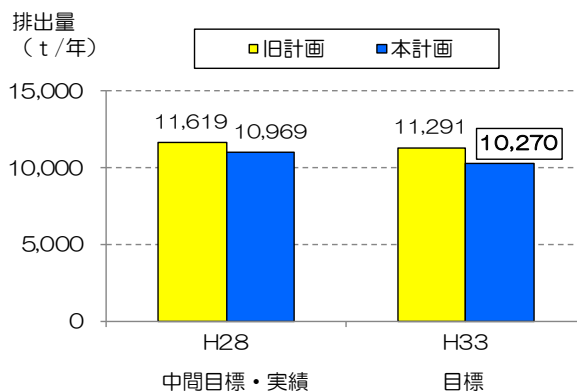
## (2) 数値目標

ごみ排出量、生活系ごみ排出量原単位、事業系ごみ排出量、リサイクル率、直接埋め立て量について、現状のまま推移した場合（現状趨勢）はごみ排出量の増加やリサイクル率の停滞が予測されるため、以下のような目標を設定して取り組みの推進を図る。

### 【目標1】 ごみ排出量

旧目標値の達成見込み 平成28年度の実績は、旧中間目標及び旧目標を達成している。

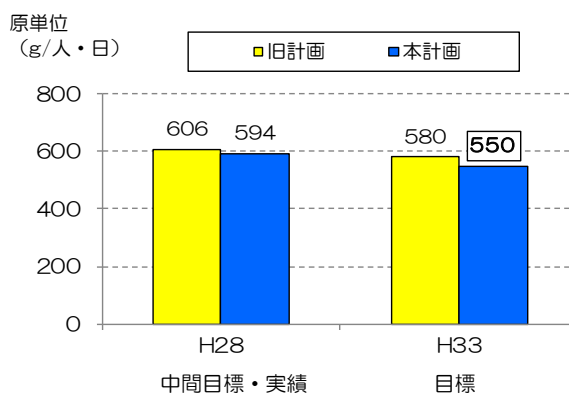
新目標 (H28→H33)	4%削減する
H23 (実績値)	11,946 t /年
H28 (旧中間目標)	11,619 t /年
H28 (実績値)	10,969 t /年
H33 (旧目標値)	11,291 t /年
H33 (新目標値)	10,270 t /年



### 【目標2】 生活系ごみ排出量

旧目標値の達成見込み 平成28年度の実績は、旧中間目標を達成している。

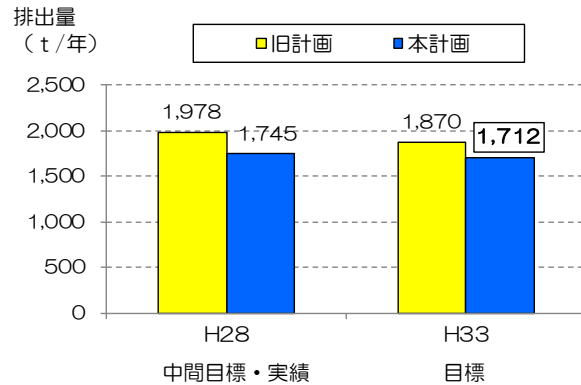
新目標 (H28→H33)	約7%削減する
H23 (実績値)	646 g /人・日
H28 (旧中間目標)	606 g /人・日
H28 (実績値)	594 g /人・日
H33 (旧目標値)	580 g /人・日
H33 (新目標値)	550 g /人・日



### 【目標3】 事業系ごみ排出量

旧目標値の達成見込み 平成28年度の実績は、旧中間目標及び旧目標を達成している。

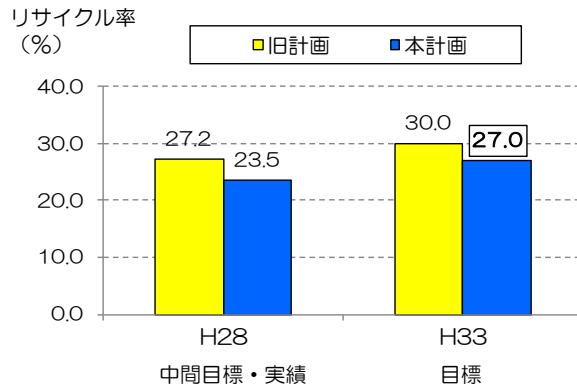
新目標 (H28→H33)	概ね横ばい
H23 (実績値)	2,083 t/年
H28 (旧中間目標)	1,978 t/年
H28 (実績値)	1,745 t/年
H33 (旧目標値)	1,870 t/年
H33 (新目標値)	1,712 t/年



### 【目標4】 リサイクル率

旧目標値の達成見込み 平成28年度の実績は、旧中間目標及び旧目標とも達成していない状況にある。

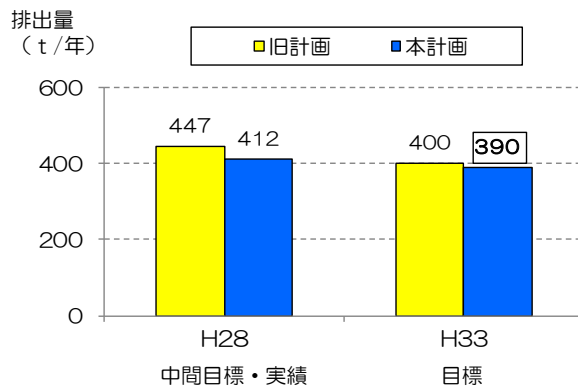
新目標 (H28→H33)	27%にする
H23 (実績値)	24.5%
H28 (旧中間目標)	27.2%
H28 (実績値)	23.5%
H33 (旧目標値)	30.0%
H33 (新目標値)	27.0%



### 【目標5】 直接埋め立て量

旧目標値の達成見込み 平成28年度の実績は、旧中間目標及び旧目標を概ね達成している。

新目標 (H28→H33)	約5%削減する
H23 (実績値)	510 t/年
H28 (旧中間目標)	447 t/年
H28 (実績値)	412 t/年
H33 (旧目標値)	400 t/年
H33 (新目標値)	390 t/年



### 3. 取り組み内容

#### (1) 基本方針1「ごみを少なくする」ための取り組み

ごみの発生抑制、再使用、再生利用の3Rを通じ、できる限りごみを少なくすることが重要であることから、3Rに関する施策を総合的に推進する。

また、ごみは日常生活や事業活動に密着した課題であり、町民一人ひとりの意識に関わる問題である。町民・事業者がごみ問題全体について関心をもち、実際の行動に結びつけていくための啓発を行う。

#### ①町の施策

##### 【1-1 ごみの減量につながる販売・購入スタイルの普及】

項目	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長泉町では平成20年11月から大型店を対象にレジ袋削減に関する協定を締結し、平成29年3月現在、協定を締結しているのは3事業所6店舗となっている。今後も協定の締結店舗やマイバッグ運動を拡大していく必要がある。</li> <li>・環境に配慮した製品やサービスを優先的に選ぶグリーン購入を普及させるとともに、ごみの減量や再資源化などに積極的に取り組んでいる販売店を消費者や事業者へ広く周知する必要がある。</li> </ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商店街や大型店舗とともに協力し、レジ袋の削減に関する協定の締結とマイバッグの持参を推進する。また、マイバッグに縁のない世代に対しても可能性を検討する。</li> <li>○簡易包装や裸売り等の検討や、販売時に袋、箸やスプーンなど商品以外のものを極力付さないよう販売店に求める。</li> <li>○必要なものを必要な量だけ購入し、補修・修理をすることでものを長く使用するよう広く呼びかける。</li> <li>○使い捨て商品の使用自粛、エコマーク等の表示がある製品や詰め替え製品の購入（グリーン購入）を広く呼びかける。</li> <li>○県が登録を進めている「ふじのくにエコショップ宣言制度」を利用し、環境負荷の少ない製品の販売や、ごみ減量・再資源化などに積極的に取り組んでいる販売店等を、消費者や事業者に対し広く周知する。</li> </ul>

##### 【1-2 生ごみの減量の推進】

項目	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみの可燃ごみに占める割合は約50%（平成28年度）と高く、生ごみに含まれる水分が燃焼効率を下げるなど、生ごみの削減が課題となっている。</li> <li>・生ごみ堆肥化容器は、庭や畑など敷地が確保できない世帯では設置が難しく、生ごみ処理機は高額で耐久性などの課題がある。町では生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の購入補助を行っているが、近年では申請件数が減少しているため、制度のPRなどによる定着化を図る必要がある。</li> </ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機に対する購入補助制度を広く周知し、制度の定着化を図る。</li> <li>○EMぼかし（EM発酵資材）を使って生ごみの減量を推進している団体などの活動を紹介し、取り組みの推進を支援する。</li> <li>○生ごみの水切りを呼び掛け、減量化を推進する。</li> <li>○食品の過剰な購入、調理工程での可食部分の廃棄、食べ残しなどを見直すよう広く呼びかける。</li> </ul>

### 【1-3 生活系直接搬入ごみの有料化の検討】

項目	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が平成28年1月に改定した「廃棄物処理基本方針」では、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである」という記載がある。</li> <li>・長泉町では、公平性などの観点から生活系直接搬入ごみを有料化するかどうかの検討が必要である。</li> </ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみの発生抑制や減量化、ごみの排出にかかる公平性の確保、ごみ処理経費の負担軽減を図るため、生活系直接搬入ごみの有料化について検討する。</li> </ul>

### 【1-4 事業系ごみの減量の促進】

項目	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃棄物処理法」では、事業者は事業活動で発生する廃棄物を再生利用等により量化すること、自らの責任で適正に処理することが規定されている。</li> <li>・事業系ごみは全体としては減少傾向が見られるものの、ほぼ横ばいで推移しており（図2-4）、事業系ごみの減量化を一層進めていく必要がある。</li> </ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業活動に伴って発生するごみは、基本的に事業者自らの責任において適正なリサイクル及び処理をするように指導する。</li> <li>○率先してごみ減量化を行っている事業者の認定制度づくりを行う。</li> <li>○「廃棄物処理法」に基づく多量排出事業者について、排出量基準の改定を検討するとともに減量化計画等を作成させるなどの指導を行う。</li> <li>○事業系ごみの発生抑制・再資源化などによる減量化を呼びかけ、実施方法について紹介する。</li> <li>○事業系ごみに混入する木くずを分別し、木屑処理機を利用して再資源化を図る。</li> <li>○食品リサイクル法に基づき、町は事業者の食品廃棄物の発生抑制と再資源化を推進する。</li> <li>○条例に基づき、事業系ごみの適正な排出を推進する。</li> <li>○許可業者が搬入するごみについて、ごみ質調査を継続実施し、許可業者⇒事業者への分別の徹底を図る。</li> </ul>

### 【1-5 直接搬入ごみの減量の推進】

項目	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ここ数年、直接搬入量は減少してきてはいるが、搬入されるごみには紙ごみや生ごみの排出が多く見られる。現在、直接搬入ごみは展開検査を行っているが、直接搬入ごみの削減のため、再資源化の指導が必要である。</li> </ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○直接搬入ごみの展開検査の精度を高め、発生抑制や再資源化の指導を行う。</li> <li>○紙ごみなど、再資源化が可能な品目については、受け入れ時のシュレッダー処理を行う。</li> </ul>

### 【1-6 ペーパーレス化の推進】

項目	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンの普及やインターネットのブロードバンド化、データ保存メディアの低価格化などにより、サーバや光磁気ディスク、フラッシュメモリなど、紙媒体以外に手軽にデータを保存できる仕組みが整ってきた。これらを活用し、紙ごみを削減するペーパーレス化を推進する必要がある。</li> </ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○庁内の文書や長泉町が配付する各種資料は、電子媒体を活用することにより、紙への印刷やコピーを極力減らし、紙ごみの削減を推進する。</li> <li>○庁内でやむを得ず発生する文書は、シュレッダー処理してリサイクルするようにする。</li> </ul>

**【1-7 再利用を促進するイベントの支援やしきみづくり】**

項目	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみとして排出されるものの中には、まだ使えるものも多く含まれている。不用になったものを再利用できるフリーマーケットやバザーの開催、不用品活用バンクの利用促進を図る必要がある。</li> </ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○フリーマーケット・バザー開催の支援や開催情報の提供などを行い、まだ使用できる製品の再利用を促進する。</li> <li>○生活用品で不用になったものや必要なものについて紹介する不用品活用バンクの利用促進を図り、資源の有効な活用を図る。</li> </ul>

**【1-8 集団回収や店頭回収の奨励】・・・（廃止）**

**【1-9 廃食用油や剪定枝などの再資源化の推進】**

項目	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町では、焼却場において廃食用油の回収を行っているが、今後は廃食用油の回収ルート拡大や再資源化について検討していく必要がある。</li> <li>□長泉町では剪定枝のチップ化による再資源化を行っているが、今後も引き続き再資源化を図っていく必要がある。</li> </ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○焼却場で廃食用油の回収を行う。</li> <li>○廃食用油の回収方法について研究する。</li> <li>○剪定枝のチップ化を行い、森林などの草押さえなど再利用を図る。</li> </ul>

**【1-10 生ごみの堆肥化の推進】**

項目	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみを堆肥化する場所が確保できない、生ごみから作った堆肥の使い道がないなどの課題から、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の普及が進んでいない。生ごみの堆肥化が進むようしくみや広報について、検討する必要がある。</li> </ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報などを活用した堆肥の活用方法の紹介や、堆肥の回収・流通ルートの検討などを行う。</li> </ul>

**【1-11 家電4品目・小型家電の回収・再資源化の実施】**

項目	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家電4品目は、製造業者及び販売業者による引き取り及び再資源化が義務化されているが、依然としてステーションへの排出や、不法投棄が多く見られる。</li> <li>□平成25年4月に施行予定の「小型家電リサイクル法」によると、市町村は、使用済み小型家電の分別収集と、再資源化を行う認定業者等への引き渡しに努める責務がある。現在、回収した小型家電は資源物としてリサイクル業者へ引き渡しているが、今後は法律に基づき、小型家電の回収及び再資源化を進めていく必要がある。</li> </ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家電製品の適正な処理をPRする。</li> <li>○回収した小型家電は、レアメタルなどの有効活用を図ることのできる処理業者へ引き渡し、再資源化に努める。</li> <li>○小型家電の回収品目が増加傾向にあるため、適切に広報する。</li> </ul>

### 【1-12 学校教育との連携による意識啓発】

項目	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校などでは、各種体験や施設見学などを通じ、ごみの減量や再資源化をテーマとした環境教育を実施する必要がある。また、子どもへのごみ教育によって、家庭や地域へ意識啓発が行き渡ることが期待される。</li> </ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アルミ缶回収や地域清掃活動のような実体験を通じた環境教育を目指す。</li> <li>○子どもを通じた親へのごみ処理教育を行う。</li> <li>○焼却場等への社会科見学を引き続き受け入れる。</li> <li>○小・中学校の生徒が、ごみ問題や環境に配慮した生活のあり方を学べるように、焼却場職員による出前講座等の実施内容について検討する。</li> </ul>

### 【1-13 町民・事業者への情報提供と意識啓発】

項目	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみを少なくするためには、町民及び事業者一人ひとりの取り組みが重要であり、ごみの減量・再資源化のための情報提供と意識啓発を強化する必要がある。</li> <li>□転入者や外国人などに対して、適切な普及・啓発の方法について検討する必要がある。</li> </ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町民がごみ減量について理解し、実際に行動を起こしたいと思える広報を検討する。</li> <li>○自治会、町内で活動しているグループや団体等に対して出前講座を実施する。</li> <li>○生涯学習関係の講座で3Rに関する講座を開く。</li> <li>○3Rについて学習する展示コーナー等、環境学習の場が提供できるか検討する。</li> <li>○回覧板を活用し、ごみ減量などについて啓発する。</li> <li>○転入者、単身集合住宅住居者、外国人に対する3Rやごみの適正な分別等について適切な普及・啓発の方法（転入手続き時に説明を行うなど）を検討する。</li> <li>○携帯のアプリを導入する。</li> </ul>

### 【1-14 イベントやキャンペーン・見学による意識啓発】

項目	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種イベント実施時で3RのPR、ごみイベントの実施、廃棄物処理施設の見学、キャンペーンの開催などあらゆる手段により、ごみの減量や再資源化について意識啓発していくことが必要である。</li> </ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種イベントでリユースカップやリユース食器などの容器を用いて、3RなどのPRを行う。</li> <li>○町内の催事への出展を計画する。</li> <li>○焼却場や一般廃棄物最終処分場の見学の受け付けや、見学会の開催を行い、ごみ処理の状況について啓発する。</li> <li>○3R推進月間の10月や環境月間の6月に、ごみ減量・再資源化についてのキャンペーンを実施する。</li> <li>○環境省のマイボトル・マイカップキャンペーンなどを紹介し、マイボトルやマイカップの利用を促進する。</li> </ul>

### 【1-15 ごみの減量・再資源化に向けた総合的な施策の検討】

項目	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長泉町では、「長泉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の第9条の規定に基づき、廃棄物減量等推進審議会を設置している。今後も同審議会を運営し、廃棄物の発生抑制・再資源化を進めるための総合的な取り組みの検討などを行っていく必要がある。</li> <li>□今後の施策や事業の検討をしていく上で重要な廃棄物のデータの収集・蓄積が必要である。</li> </ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「長泉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の第9条に基づき、町民や事業者等で形成される「廃棄物減量等推進審議会」を運営し、町民・事業者との連携がとれた実現性の高い施策の検討を行う。</li> <li>○廃棄物に関する各種データを的確に収集・蓄積し、計画や事業の推進に役立てる。</li> </ul>

## ②町民に期待する取り組み

- マイバックの持参によるレジ袋の削減に協力する。
- 必要なものを必要な量だけ購入する。
- 使い捨て商品は購入を自粛し、エコマーク表示のある商品や詰め替え商品を選ぶ。
- 「ふじのくにエコショップ宣言制度」に登録されている販売店を積極的に利用する。
- 生ごみの水切りや堆肥化によりごみを減量する。
- フリーマーケットや不用品活用バンクを活用する。
- 廃食用油の回収に協力する。
- 剪定枝のチップ化に協力し、チップを有効利用する。
- 家電4品目を適正に排出する。
- 小型家電のリサイクルに協力する。
- ごみの減量やリサイクルに関する知識を習得する。
- ごみゼロ運動に参加する。
- ごみに関する出前講座を積極的に活用する。
- マイボトルやマイカップを持参する。
- 使用済みの機器や道具などのリユース・リサイクルに協力する。
- フードバンクを利用する。

## ③事業者期待する取り組み

- マイバッグ運動に協賛して、レジ袋を削減する。
- 簡易包装や裸売りなどの徹底、箸やスプーンなど商品以外の付属物を必要最低限にして容器包装を減らす。
- 使い捨て商品の販売を控え、エコマーク表示のある商品や詰め替え商品に重点を置く。
- 「ふじのくにエコショップ宣言制度」に参加する。
- 食品廃棄物の発生抑制と再資源化に努める。
- 率先してごみ減量を行っている事業者の認定制度へ参加する。
- 事業系ごみの不適正排出をしないようにする。
- 「廃棄物処理法」の多量排出事業者は、減量化計画を作成する。
- 木くずの分別及び木屑処理機による再資源化に協力する。
- 資源の店頭回収に協力する。
- 生ごみの水切りや堆肥化によりごみを減量する。
- 廃食用油の回収に協力する。
- ごみゼロ運動に参加する。
- フードバンクを利用する。

## (2) 基本方針2「ごみを運んで処理する」ための取り組み

ごみの収集・運搬は地域に密着したものであることから、町民・事業者の理解と協力のもと効率的な収集を行うことのできる体制を構築し、住民サービスの向上を図る。

また、ごみの発生抑制に努めるが、それでも排出されるごみについては、ごみの性状に応じた適切な中間処理によって再資源化を図る。

再資源化が困難なものや焼却残さなどについては、減容化・安定化を図り、一般廃棄物最終処分場に埋め立て処分する。しかし、埋め立て容量には限りがあることから、発生抑制及び再資源化により一般廃棄物最終処分場の延命化に努めるものとする。また、周辺環境に配慮した中で、長期的に安定した最終処分を行うため、施設の適正な管理・運営をしていく。

### ①町の施策

#### 【2-1 分別排出の周知徹底（収集・運搬）】

項目	内容
課題	・平成14年度に分別変更が行われ、現在は12種21分別で収集が行われているが、ルール通りの分別排出が行われないことがある。不適正な排出は、ごみの再資源化や減量化を妨げるだけでなく、収集者の怪我などにも繋がることから、分別排出の徹底をさらに図る必要がある。
施策	○「ごみの出し方便利帳」、「ごみカレンダー」の他、アプリについて、分別方法や収集日、減量方法、ごみ出しルールの設定理由など、内容がさらにわかりやすくなるよう工夫する。 ○決められた時間・場所に決められた品目を排出できるよう周知徹底を図る。 ○画鋸やカミソリなど危険物の排出方法を指導する。 ○ガスボンベやライターなど決められた方法で排出されていないものは、適正な排出方法で排出されるよう情報提供する。 ○長泉町で収集・運搬していないごみの情報について周知し、町民が販売店や専門業者へ持ち込むまたは販売店や専門業者に回収してもらうよう引き続き呼びかける。 ○不適正排出のごみ袋にはレッドカードやグリーンカードを貼り、不適正排出を行っていることを周知する。

#### 【2-2 排出方法の改善（収集・運搬）】・・・（廃止）

#### 【2-3 拠点回収の促進（収集・運搬）】・・・（廃止）

#### 【2-4 ステーションの適正管理（収集・運搬）】

項目	内容
課題	・ステーションが汚れていると、美観が損なわれるだけでなく、周辺の生活環境の悪化や通行者などの安全性にも関わることから、管理や意識啓発を徹底し、きれいな状態に保つ必要がある。
施策	○ステーションは清潔で安全な管理ができるよう、各自治会との協力による管理体制を強化し、町民に対して美観や衛生などの保全に向けた意識啓発を行う。 ○ごみステーションの位置や管理者に関する情報をまとめる必要がある。



### 【2-5 ごみ出しの困難な町民に対する支援（収集・運搬）】

項目	内容
課題	・長泉町でも住民の高齢化が緩やかに進んでいることから、今後は自力でごみを出すことが困難な高齢者の増加が予想される。町では現在、戸別訪問による粗大ごみ収集「にここ収集」を実施しているが、今後も継続していく必要がある。
施策	○自力でごみ出しが困難な高齢者や障がい者などを支援するため、個別訪問によるごみの収集「にここ収集」を今後も継続し、利用促進のための周知を図る。

### 【2-6 効率的な収集・運搬方法の検討（収集・運搬）】

項目	内容
課題	・近年、集合住宅の増加や住民からの要望に corres 応するためにステーション数を増やしている。狭い道も多いため、現在の4t車から2t車にした方が効率的な反面、収集量が下がってしまう問題がある。これらを踏まえ、住民の安全と収集・運搬効率の確保に配慮し、収集・運搬業務の最適化を図っていく必要がある。
施策	○収集・運搬時の安全と効率化が両方図られるよう、ステーションの設置条件を検討する。 ○収集・運搬車の運転について、安全運転を徹底する。

### 【2-7 ごみ収集車両の低炭素化の推進（収集・運搬）】

項目	内容
課題	・長泉町ではごみ収集車にハイブリッド自動車を導入するなど、ごみ収集車両の低炭素化を進めている。今後は業務を完全に委託したことにより、必要な車両台数も限られてきており、今後の更新時に検討が必要である。
施策	○ごみ収集車は、ハイブリッド自動車など低公害車の導入や、廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料（BDF）の使用などにより、低炭素化を図る。 ○委託業者や許可業者が使用するごみ収集関係車両についても、低公害車の導入やバイオディーゼル燃料（BDF）の使用を推奨していく。

### 【2-8 適正な再資源化ルートを選定（中間処理）】

項目	内容
課題	・現在、再資源化処理を行っている資源物は、適正に再資源化が行われている限り、有償となる再資源化ルートを選択することが望まれる。また、有償となる再資源化ルートを選択するには、質の高い資源物を確保していくことも重要である。
施策	○できる限り質の高い資源物を確保して有償となる再資源化ルートを選定する。 ○適正な再資源化を実施するための無償や逆有償ルートの検討を行う。

### 【2-9 計量の充実（中間処理）】・・・（廃止）

### 【2-10 焼却場の適正な維持管理（中間処理）】

項目	内容
課題	□現焼却場は昭和49年に竣工した後、平成10～11年度に改造工事を行ってリニューアルしているものの、建物を含め老朽化が進んでいるため適切な施設の運転及び点検・補修等、維持管理を行っていく必要がある。
施策	○焼却場における包括的な運転委託を検討する。 ○焼却場の適切な維持管理を行うとともに、施設の稼働状況により次の中間処理システム（施設）の具体的な検討を行う。

### 【2-11 広域的な取り組みの推進（中間処理）】

項目	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駿豆地区広域市町村圏協議会が平成 22 年 3 月に解散したため、「駿豆圏域ブロックごみ処理広域化計画」は白紙となった。そのため、町独自にごみ処理を行える体制づくりを進めていく必要がある。しかし、阪神、淡路大震災後、県内全市町で災害時の協定は締結済みだが、東日本大震災を契機として、一層の連携・協力体制を確立していく必要がある。</li> </ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急時における一般廃棄物の受け入れや処理について、他市町との相互援助の可能性の協議を行う。</li> <li>○災害発生後のごみ処理経過の把握に努め、「長泉町災害廃棄物処理計画」（平成 29 年 3 月）に基づき災害時における廃棄物の処理や対応方法などについて検討を行う。</li> <li>○近隣の 8 市 4 町で構成される駿豆広域市町ごみ処理問題検討会などにおいて、ごみ処理対策の課題について協議するなど、清掃活動の円滑な推進を図る。</li> </ul>

### 【2-12 一般廃棄物最終処分場の適切な維持管理（最終処分）】

項目	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>□現在の一般廃棄物最終処分場は、平成 18 年 3 月に PFI 事業として竣工した。15 年間の運営管理の主体は民間事業者となるが、一般廃棄物の処理・処分が市町村の固有の事務であること、契約の適正な履行を確保することが重要であることなどから、適正かつ契約通りに運営されているかについて、今後も事業のモニタリング（監理）を継続していく必要がある。</li> </ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○埋め立てが終了している前一般廃棄物最終処分場は、用途が決定するまでは適切に維持管理していく。</li> <li>○環境負荷の低減や無事故での運営が行われるよう、PFI 事業者に対し適切な監理を行う。</li> </ul>

### 【2-13 一般廃棄物最終処分場の延命化（最終処分）】

項目	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな一般廃棄物最終処分場の整備には多額の費用がかかるとともに、建設用地の確保も難しくなってきたことから、現在使用している PFI 一般廃棄物最終処分場をできる限り長期間使用できるようにしていく必要がある。</li> </ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○PFI 一般廃棄物最終処分場の埋め立て容量の延命化を図るため、埋め立てごみの発生抑制を広く呼びかける。</li> </ul>

### 【2-14 不適物の混入防止（最終処分）】

項目	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物最終処分場へ搬入されるごみの中には、分別の不徹底による生ごみ、土砂、小型家電、注射針等の混入が見られる。その他、小型電池（ボタン電池）が取り付けられたまま排出されていたり、ライターが潰されないまま排出されていたりするケースも見受けられる。破砕機など一般廃棄物最終処分場内の設備の故障や作業員の怪我等の原因となり、より一層の適正排出が行われるよう呼びかけていく必要がある。</li> </ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○作業員の安全確保のため、画鋲やカミソリ、ライターなど危険物の排出方法を重ねて指導する。</li> </ul>

### 【2-15 産業廃棄物の持ち込み禁止についての周知（最終処分）】

項目	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しかし、産業廃棄物については、廃棄物処理法第 11 条第 1 項に示されているように、事業者自らが処理を行う必要がある。</li> <li>□一般廃棄物最終処分場は一般廃棄物を対象に整備しているため、産業廃棄物を処分することはできない。事業者が産業廃棄物を持ち込まないよう自己処理の原則を理解してもらう必要がある。</li> </ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者に対して、産業廃棄物の一般廃棄物最終処分場への持ち込み禁止を徹底し、自ら処理するよう指導する。</li> </ul>

## ②町民に期待する取り組み

- 「ごみの出し方便利帳」「ごみカレンダー」を参考にごみの減量化や分別の徹底を図る。
- ごみステーションを清潔で安全に利用できるように心掛けるとともに、自治会での管理に協力する。
- 自力でごみ出しが困難な場合は、戸別訪問によるごみ収集「にこにこ収集」を活用する。
- 焼却場の見学などにより、ごみ処理の現状を理解する。
- 画鋸やカミソリなどの危険物を混入させないようにする。
- ガスボンベやライターなどは決められた方法で排出するようにする。
- 一般廃棄物最終処分場の見学により、ごみ処分の現状を理解する。
- 一般廃棄物最終処分場の延命が図れるように、埋め立てごみの発生を少なくする。

## ③事業者期待する取り組み

- 一般廃棄物最終処分場の延命が図れるように、埋め立てごみの発生を少なくする。
- 販売店では、長泉町で収集・運搬しない廃棄物（排出禁止物）の処理に協力する。
- 一般廃棄物最終処分場の延命が図れるように、埋め立てごみの発生を少なくする。

## ④収集・運搬の将来計画

現在、収集・運搬は直営及び委託により行っている。今後は、現在の直営職員が退職するまでは現状と同様の体制とし、直営職員が退職した後は、全ての業務を委託により行うことを基本とする。また、収集（受け入れ）頻度、収集場所については、基本的に現状のままとする。

排出禁止物はその対象物を明確にし、適正な処理ルートの確保と情報提供に努め、適正な処理を誘導する。

在宅医療に伴って発生する在宅医療廃棄物（インスリン・点滴などの注射針など）は、収集したごみの選別作業時に作業員が負傷する危険性や感染症の問題がある。このため、患者及びその家族に対して診療を受けている医療機関への持ち込み処理を誘導する。

## ⑤中間処理の将来計画

中間処理については、燃やせるごみ、可燃系破碎ごみが直営（一部委託）の長泉町焼却場で処理されている。小型家電、びん類、金属類、布類、有害ごみ等は直営の資源物ストックヤードに保管し、適宜、委託事業者等により再資源化処理が行われている。プラスチック系のごみは委託により再資源化処理が行われている。

今後、焼却場については、当面の短期間更新による焼却炉の運転全部委託の検討を行う。再資源化については、保管は資源物ストックヤードで行い、再資源化処理は委託により行うことを基本とする。空き缶処理は、現施設の稼働状況を見極め、施設の廃止後は処理委託によることを基本とする。

## ⑥最終処分の将来計画

埋め立てごみや破碎ごみは、PFI 事業方式により整備・運営されている長泉ハイトラスト(株)により一般廃棄物最終処分場内の破碎設備で破碎され、破碎後の一部は焼却灰とともに埋め立て処分されている。平成 18 年度から平成 32 年度までの 15 年間は、長泉ハイトラスト(株)により運営が行われている。

### (3) 基本方針3「落ちているごみをなくす」ための取り組み

ポイ捨てによるごみの散乱はマナーの問題が大きな要因となっている。そのため、平成9年に施行した「長泉町清潔で美しいまちづくり条例」を周知するとともに、町民や事業者の環境美化活動への参加を促進して散乱ごみを回収し、ごみを捨てない人づくりを継続的に行う。不法投棄については、罰則の周知やパトロールによる監視強化、清掃による捨てにくい環境づくりなど、県や警察、周辺市町と連携しながら取り組みを推進する。

#### ①町の施策

##### 【3-1 ポイ捨てごみ対策の推進】

項目	内容
課題	□平成9年に施行した「長泉町清潔で美しいまちづくり条例」を周知するとともに、町民や事業者の環境美化活動への参加を促進して散乱ごみを回収し、ごみを捨てない人づくりを継続的に行っていく必要がある。
施策	○「長泉町清潔で美しいまちづくり条例」の周知を図るとともに、同条例に基づく環境指導委員と連携し、ポイ捨て防止など地域の環境美化の推進を図る。 ○空き缶の投げ捨て防止や再資源化の啓発について住民意識の高揚を図ることを目的とし、空き缶拾い活動（ごみゼロ運動）を行う。 ○空き缶拾い運動、清掃の日、ポスターや表彰による意識啓発などの町内一斉ごみゼロ運動を実施する。 ○ウォーキングマップなどを活用し、ごみを拾いながらウォーキングを行う。

##### 【3-2 不法投棄対策の推進】

項目	内容
課題	・山間部を中心に不法投棄が多くなっている。また、ひとつの不法投棄が更なる不法投棄を誘発することと考えられ、周辺への環境負荷の増大が懸念される。 □現在、不法投棄ごみが発見された現場の周辺住民から、回収の要求があったごみは長泉町の財源により回収、処分しており、不法投棄のための費用がかかっている。 □不法投棄を未然に防ぐため、監視の強化や意識啓発を図る必要がある。
施策	○不法投棄パトロールの強化や県・警察との連携を図る。 ○不法投棄の抑止のため不法投棄を行った者への罰則について周知する。 ○監視カメラを設置する。 ○不法投棄ごみマップを作成し、監視強化を図る。 ○不法投棄の防止を図るため、「長泉町清潔で美しいまちづくり条例」の改定を検討する。

#### ②町民に期待する取り組み

- 町内一斉ごみゼロ運動に参加する。
- 地域の清掃を通じた地域の人の輪や安全・安心の輪、町民同士のコミュニケーション・ふれあいの輪を広げる。
- 自治会やPTAなど地域単位や各家庭で散策し、ごみを拾いながらウォーキングを実施する。
- 日常的な不法投棄の監視や町への情報提供をする。
- ごみのポイ捨てや不法投棄をしないようにする。

#### ③事業者期待する取り組み

- 町内一斉ごみゼロ運動に参加する。
- 事業者がリーダーとなって清掃活動を実施する。

- 地域の清掃を通じた地域の人々の輪や安全・安心の輪を広げる。
- 日常的な不法投棄の監視や町への情報提供をする。
- ごみが散乱しないよう空き缶回収箱などの管理を徹底する。
- ごみのポイ捨てや不法投棄をしないようにする。



## 第3部 生活排水処理基本計画





# 第1章 生活排水処理の現状

## 1. 生活排水処理形態

長泉町の生活排水処理体系を図 25 に示す。

長泉町で発生するし尿及び生活雑排水は、公共下水道（流域下水道）、合併処理浄化槽、みなし浄化槽（単独処理）及び汲取り便槽で処理されているが、一部の生活雑排水は未処理のまま河川等の公共水域に放流されている。

また、合併処理浄化槽・単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥及び汲取りし尿については、裾野市長泉町衛生施設組合『いずみ苑』へ搬入し、処理している。

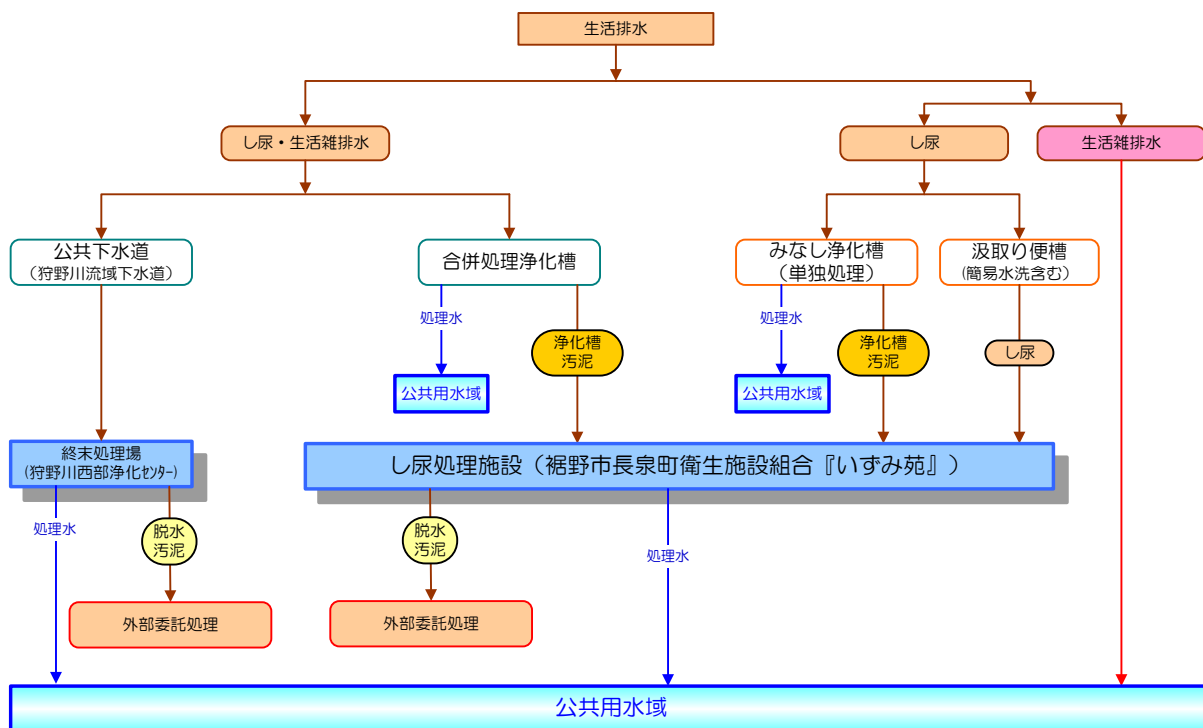


図 25 長泉町における生活排水処理体系（平成 28 年度末現在）

## 2. 生活排水処理の実績

### (1) 処理形態別人口

長泉町の生活排水処理人口を図 26 に示す。長泉町の水洗化・生活雑排水処理人口（汚水処理人口）は増加傾向にあり、平成 28 年度は汚水処理人口普及率が約 84% となっている。

表 27 生活排水処理形態別人口の実績

項目/年度		H24	H25	H26	H27	H28
非水洗化人口	計画収集人口	378	371	345	295	297
	自家処理人口	0	0	0	0	0
	(計)	378	371	345	295	297
水洗化人口	公共下水道人口（接続人口）	28,313	29,236	29,619	30,119	30,715
	浄化槽人口	0	0	0	0	0
	コミュニティプラント人口	0	0	0	0	0
	集落排水処理人口	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽人口	5,523	5,288	5,415	5,540	5,415
	単独処理浄化槽人口	7,698	7,254	6,893	6,695	6,472
(小計)	13,221	12,542	12,308	12,235	11,887	
(計)	41,534	41,778	41,927	42,354	42,602	
合計		41,912	42,149	42,272	42,649	42,899
	汚水処理人口普及率※	80.7%	81.9%	82.9%	83.6%	84.2%

※（水洗化人口－単独処理浄化槽人口）÷総人口

資料：汚水処理人口普及状況（国土交通省・農林水産省・環境省）

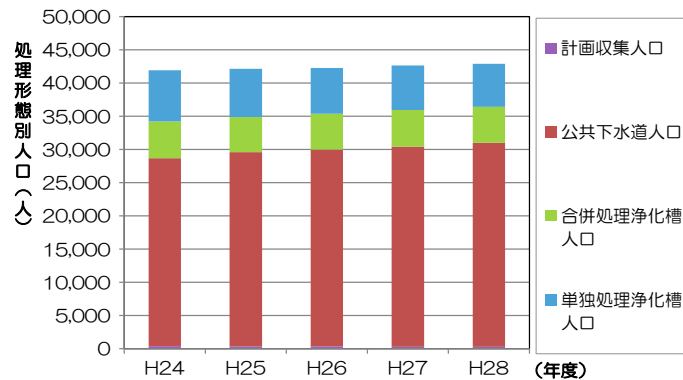


図 26 生活排水処理形態別人口の推移

### (2) し尿及び浄化槽汚泥物発生量

長泉町のし尿及び浄化槽汚泥の排出量を図 27 に示す。し尿及び浄化槽汚泥の排出量はともに概ね横ばい傾向にある。

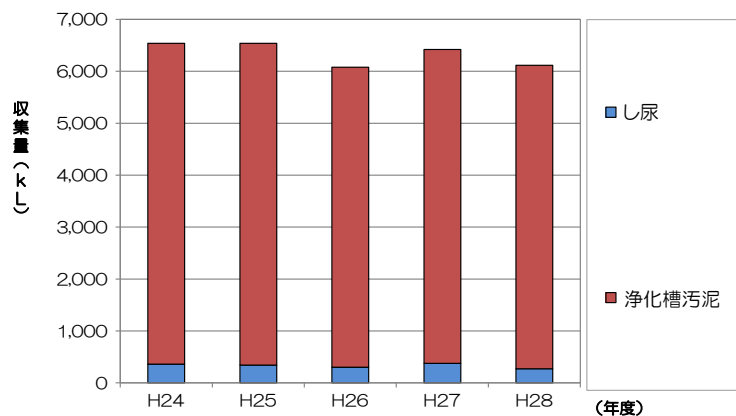


図 27 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移

### 3. 公共用水域の水質状況

長泉町では、17か所で水質検査を実施している（図28）。長泉町における河川水質の検査結果は表28に示すとおりである。指標のひとつであるBODについてみると、ほとんどの地点で低い値を示している。



図28 長泉町の河川測定地点図

表28 長泉町の河川水質結果（H28）

	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)
桃沢野外活動センター	7.6	9.8	1.0	2.0
横手橋	7.7	9.7	0.6	1.4
高橋	7.7	9.5	1.4	6.5
手城橋	8.0	9.3	0.8	2.7
城山橋	7.9	9.2	2.1	4.8
旧自動車検査場（本宿用水）	8.1	9.8	1.2	3.2
旧自動車検査場（上耕地川）	8.2	8.9	3.5	3.7
沼津バイパス下	8.2	9.1	1.2	4.3
穴堰	8.3	9.6	1.0	3.0
今堰	8.3	9.7	1.1	3.5
秋次堰	8.4	9.6	1.1	5.2
あそか保育園東側	8.4	9.7	1.3	5.7
竹原ハイツ西側	8.4	9.4	2.0	7.2
竹原保育園西側	8.7	10.1	1.3	5.5
旧明治食品工業西側	8.5	9.6	1.3	4.7
榎田水門	7.9	9.1	0.8	2.8
宮脇橋	7.8	8.5	3.8	6.2

※pH（水素イオン指数）とは、酸性やアルカリ性の度合いを示す。

※DO（溶存酸素量）とは、水に溶け込んでいる酸素の濃度のことである。

※BOD（生物化学的酸素要求量）とは、河川水などの汚染物質を微生物が分解するときに必要な酸素量のことである。

※SS（浮遊物質）とは、水中に浮遊している物質の濃度のことで、水の濁りの目安となる。

資料：町HP

#### 4. 生活排水処理施設の概要

長泉町における生活排水処理整備状況は、図 29 に示すとおりである。

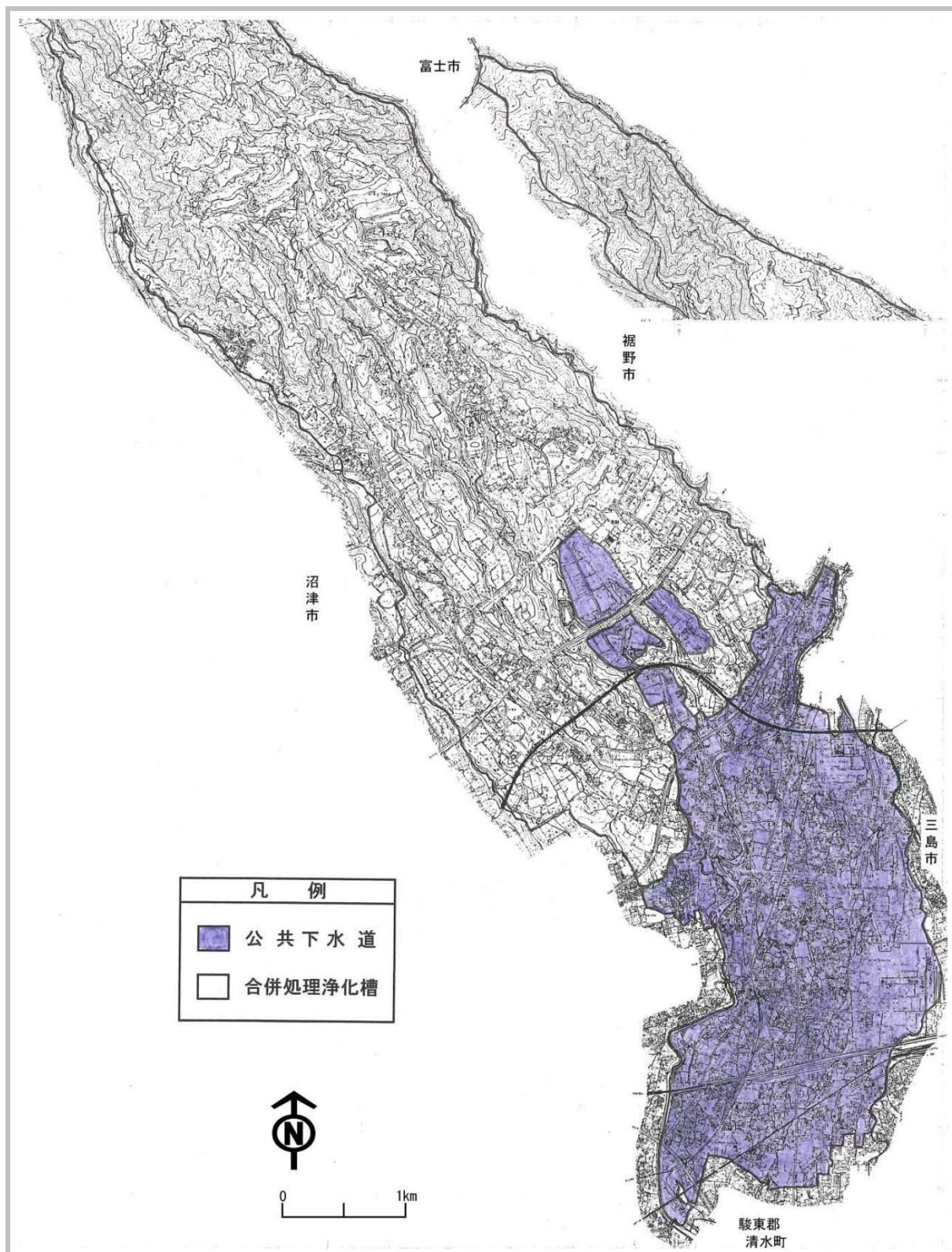


図 29 生活排水処理整備計画区域

## (1) 公共下水道整備事業

長泉町は、5つの市町にまたがって広域的に処理を行う流域下水道である。

下水道終末処理場である狩野川西部浄化センターでは、長泉町から排出される生活排水を処理しており、その概要は表 29 のとおりである。

表 29 下水道終末処理場の概要

項 目	内 容
施 設 名 称	狩野川流域下水道 〈西部処理区〉 狩野川西部浄化センター
所 在 地	静岡県沼津市原字女鹿塚3060番地の1
事 業 主 体	静岡県
処 理 能 力	147,400 m <sup>3</sup> /日
処 理 方 式	標準活性汚泥法
処 理 区 域 面 積	6,637ha
処 理 区 域 人 口	255,720人
供 用 開 始	平成6年6月
放 流 先	奥駿河湾

## (2) 合併処理浄化槽整備事業

公共下水道事業の全体計画策定区域を除く町全域を補助金対象区域とし、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置整備事業を行っており、個人で設置した浄化槽の設置費用の一部を補助している。

## (3) し尿及び浄化槽汚泥処理の状況

長泉町内で収集されたし尿及び浄化槽汚泥で発生する汚泥等については、裾野市長泉町衛生施設組合が管理運営するし尿処理施設「いずみ苑」に搬入し、処理を行っており、その施設の概要は表 30 のとおりである。

表 30 いずみ苑（裾野市長泉町衛生施設組合）の概要

項 目	内 容	
施 設 名 称	裾野市長泉町衛生施設組合*（し尿処理施設）「いずみ苑」	
所 在 地	静岡県駿東郡長泉町中土狩534-1	
事 業 主 体	裾野市長泉町衛生施設組合	
処 理 能 力	70 kL/日	30kL/日
処 理 方 式	標準脱窒素処理	
竣 工 年 月	昭和55年10月	平成23年3月

「裾野市長泉町衛生施設組合」とは

一部事務組合として、地方自治法第 284 条 2 項の規定に基づき、構成団体又はその執行機関の事務の一部を共同処理することを目的とした組織である。

## 第2章 生活排水処理の課題

### 1. 前計画の施策の評価

前計画で掲げた施策の達成状況の評価（A：達成、B：目標への進捗が低い、C：目標達成が困難）を行い、今後の施策実施について検討を行う（継続、拡充、見直し、廃止）。

表 31 「きれいな水の環境にする」ための取り組み評価

施策名	実績	評価	今後の取り組み内容
1-1 生活排水処理施設の普及促進	平成26年度より、合併処理浄化槽への転換（新改築を除く）に対して、補助金を交付している（平成26～29年度：合計4基）。補助制度等についてホームページや広報紙などで普及を図っている。	A（継続）	（p61）
1-2 汚濁負荷量の低減	ホームページや広報紙などの啓発のほかに、適切な維持管理のため、静岡県とともに浄化槽パトロールを実施している。廃食用油の回収量は、平成28年度で年間18.7kLである。	A（継続）	（p61）

表 32 「し尿及び浄化槽汚泥（ごみ）を運んで処理する」ための取り組み評価

施策名	実績	評価	今後の取り組み内容
2-1 適正なし尿・汚泥処理の推進	適宜、許可業者へ指導を行っている。平成28年度に汚泥焼却施設を廃止し、外部処理委託に切り換え、安定処理している。	A（継続）	（p62）

### 2. 生活排水処理の課題

#### （1）生活排水処理施設・汚濁負荷量

項目	内容
生活排水処理施設	非水洗化人口および単独処理浄化槽人口は、総人口の約2割を占めており、これらの世帯からは生活雑排水が未処理のまま、公共用水域に流れ込んでいる。そのため、今後は合併処理浄化槽または公共下水道への切り替えを促進する必要がある。
汚濁負荷量	浄化槽の適正な維持管理や、エコクッキングの実践など汚濁負荷量の低減に向けた取り組みを推進する必要がある。

#### （2）し尿・汚泥処理

項目	内容
し尿・汚泥処理	し尿及び浄化槽汚泥の処理は「いずみ苑」で行っているが、稼働から30年以上が経過していることから、今後も適正に運転管理を行うとともに、今後の処理方法について検討する必要がある。

## 第3章 生活排水の目標の算定方法

### 1. 生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の予測

生活排水処理人口は、下水道人口及び合併処理浄化槽人口を将来推計し予測値とした。

一方、単独処理浄化槽人口、し尿処理人口（くみ取り）及び自家処理人口の将来推計は、生活排水処理施設の整備により受動的に減少されることが考えられる。したがって、各人口の合計は行政区域内人口と生活排水処理人口の差を求め、これを平成28年度の単独処理浄化槽人口、し尿処理人口（くみ取り）及び自家処理人口の割合で按分してそれぞれの予測値とした。

し尿・浄化槽汚泥量は、町民一人一日当たり平均排出量（単位：L/人日）を将来推計し、さらに対象処理人口の将来推計結果を乗じてし尿・浄化槽汚泥量の予測値とした。

### 2. 計画の目標

#### (1) 目標の設定

本計画の生活排水処理に関する基本方針に基づき、下水道の計画処理区域内にあっては、下水道の整備を推進するとともに未接続世帯の接続を促進し、それらの区域外にあっては、合併処理浄化槽の設置を促進することで、長泉町全域において水洗化を進め、生活雑排水の未処理放流をなくしていくものとする。

ここで、生活排水の適正処理の進捗率を表す指標として、一般的に用いられている「汚水処理人口普及率」で、計画目標年次である平成33年度の目標値を設定する。その目標値は、図32のとおりである。

達成目標値【汚水処理人口普及率】平成28年度：84.2%  
計画目標年次：平成33年度  
⇒ 86.4%（平成28年度の2.2ポイント増）

図32 本計画の目標

## (2) 生活排水処理形態別人口の見込み

公共下水道人口は、平成 28 年度実績から年々増加し、平成 33 年度には 31,185 人と見込む。

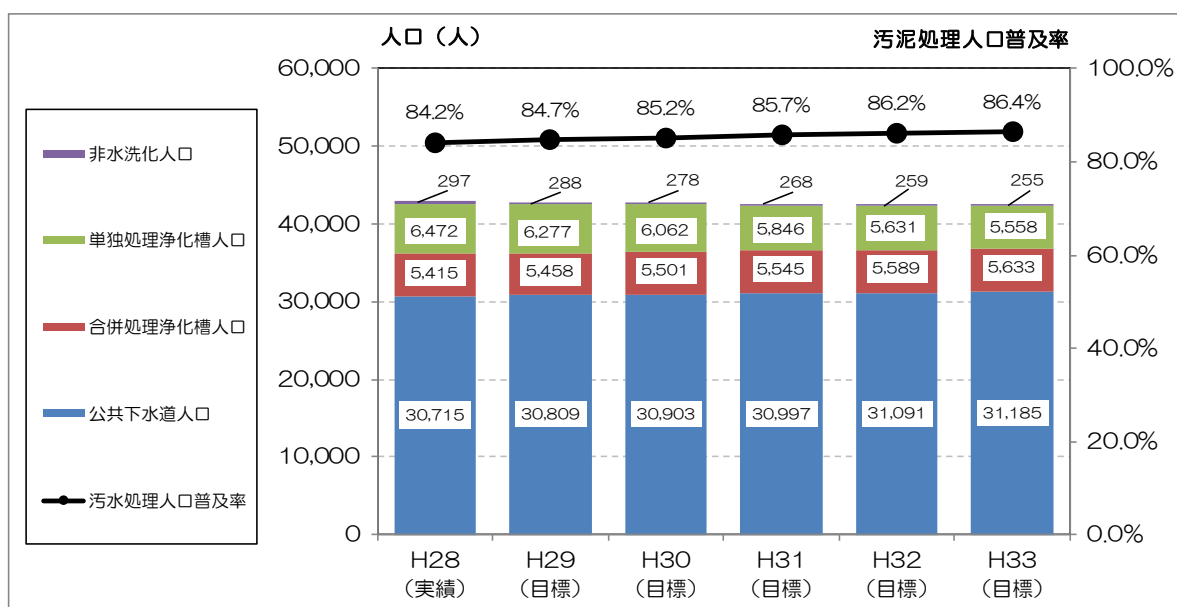
合併処理浄化槽人口は、平成 28 年度から年々増加し、平成 33 年度には 5,633 人と見込む。

単独処理浄化槽人口及び非水洗化人口は、平成 28 年度から年々減少して、平成 33 年度には単独処理浄化槽人口が 5,558 人、非水洗化人口が 255 人と見込む。

また、汚水処理人口普及率は年々増加し、平成 33 年度には 86.4%と見込む。

### 【目標1】 処理形態別人口・汚泥処理人口普及率

項目	現況・目標	H28 (実績)	H29 (目標)	H30 (目標)	H31 (目標)	H32 (目標)	H33 (目標)
処理形態別人口		42,899人	42,832人	42,744人	42,656人	42,570人	42,631人
①公共下水道人口		30,715人	30,809人	30,903人	30,997人	31,091人	31,185人
②合併処理浄化槽人口		5,415人	5,458人	5,501人	5,545人	5,589人	5,633人
③単独処理浄化槽人口		6,472人	6,277人	6,062人	5,846人	5,631人	5,558人
④非水洗化人口		297人	288人	278人	268人	259人	255人
汚水処理人口普及率		84.2%	84.7%	85.2%	85.7%	86.2%	86.4%





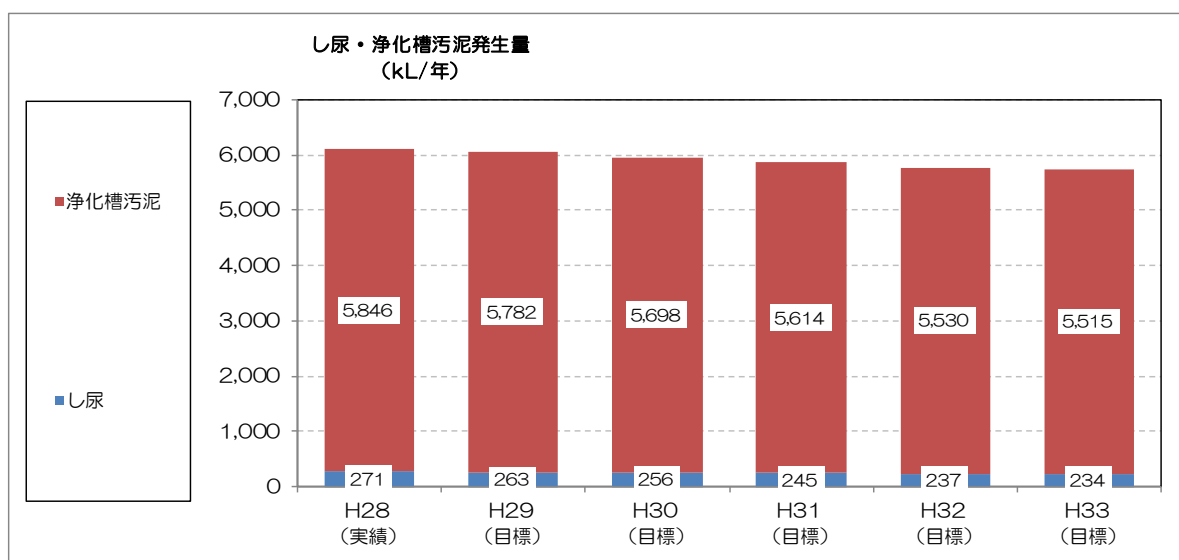
### (3) し尿・浄化槽汚泥量の見込み

し尿発生量は非水洗化人口の減少に伴い年々減少し、平成 28 年度実績の 271kL/年から平成 33 年度には 234kL/年と見込む。

浄化槽汚泥発生量も減少し、平成 28 年度実績の 5,846kL/年から、平成 33 年度には 5,515kL/年と見込む。

#### 【目標2】 し尿・浄化槽汚泥発生量

項目	現況・目標	H28 (実績)	H29 (目標)	H30 (目標)	H31 (目標)	H32 (目標)	H33 (目標)
し尿・浄化槽汚泥発生量		6,117kL/年	6,045kL/年	5,954kL/年	5,859kL/年	5,767kL/年	5,749kL/年
①し尿		271kL/年	263kL/年	256kL/年	245kL/年	237kL/年	234kL/年
②浄化槽汚泥		5,846kL/年	5,782kL/年	5,698kL/年	5,614kL/年	5,530kL/年	5,515kL/年



## 第4章 生活排水処理計画

### 1. 生活排水処理の基本方針

長泉町では、下水道処理施設及び合併処理浄化槽の各生活排水処理施設の整備手法の特徴や地域特性に応じて、生活排水処理施設の整備に努めてきた結果、平成28年度末で汚水処理人口普及率は84.2%となっている。

しかしながら、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽など生活雑排水が未処理である人口が約6,800人（人口比約16%）であり、水環境への影響、水質汚濁に占める生活排水の割合は、未だ大きいものと考えられる。

このため、今後も引き続き生活排水処理の推進のために、地域の特性に応じて下水道処理施設及び合併処理浄化槽の整備に努めるとともに、町民や事業者の生活排水処理に対する関心を高め、水環境保全の重要性についてより一層啓発していく必要がある。

以上のことから、本計画の上位計画である「長泉町環境基本計画」の「行動方針」との整合を図りつつ、町民・事業者・行政が一体となって適正な生活排水処理を推進するために、図32に示す2つの基本方針を定める。

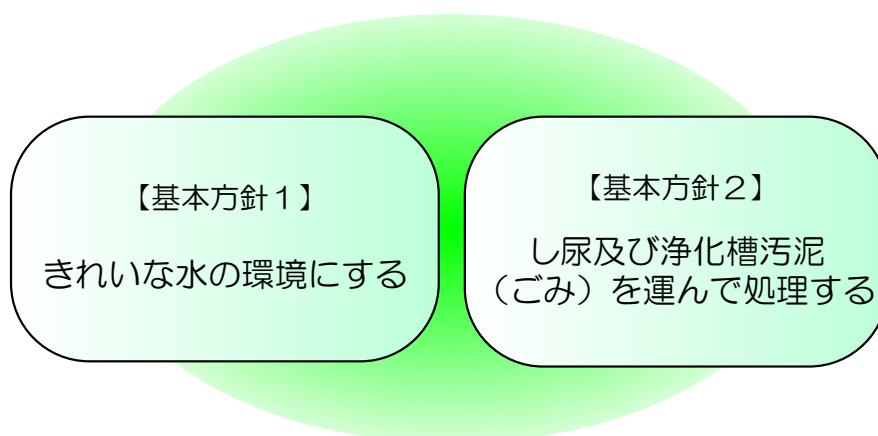


図32 生活排水処理における2つの基本方針

## 2. 取り組み内容

### (1) 基本方針1「きれいな水の環境にする」ための取り組み

長泉町におけるきれいな水の環境にするため、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の整備を促進し、し尿の汲み取りや単独処理浄化槽からの切り替えを推進する。また、浄化槽の定期的保守点検、清掃等について広報等を通じて指導していく。

さらに、汚濁負荷量を減らしていくことも重要であることから、各家庭及び事業所に対し、環境負荷の軽減に繋がる生活雑排水対策について、指導・啓発をしていくものとする。

#### ①町の施策

##### 【1-1 生活排水処理施設の普及促進】

項目	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>平成 28 年度における非水洗化人口および単独処理浄化槽人口は、総人口の約 16%を占めており、これらの家庭から排出される生活雑排水については、未処理のまま道路側溝や水路を通じ公共水域（河川）に放流されている。</li><li>平成 13 年 4 月から「浄化槽法」の改正により単独処理浄化槽の新設が禁止されたため、今後は合併処理浄化槽または公共下水道への切り替えを促進する必要がある。</li></ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"><li>○処理開始区域内の全世帯が早期に公共下水道に接続を行うよう、戸別訪問などにより普及に努める。</li><li>○公共下水道への接続が可能な地域において、汲み取り及び単独浄化槽などで処理を行っている世帯へは接続切り替えの指導を行い、し尿及び浄化槽汚泥の排出を抑制する。</li><li>○公共下水道の整備予定区域以外のエリアには合併処理浄化槽の設置を促進する。</li></ul>

##### 【1-2 汚濁負荷量の低減】

項目	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>浄化槽は、定期的な汚泥の引き抜き、清掃等が行われない場合、浄化槽本来の能力が発揮されず、所定の基準値に満たさないまま汚水として河川へ放流されることになる。そのため、浄化槽の適正な維持管理を促進していく必要がある。</li><li>□汚濁度の高い生活雑排水を極力流さないよう、廃食用油の回収やエコクッキングの実践など、汚濁負荷量の低減に向けた取り組みの推進が必要である。</li></ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"><li>○浄化槽の適正な維持管理についての啓発を行う。</li><li>○焼却場で廃食用油の回収を行う。</li><li>○エコクッキングの実践について啓発する。</li></ul>

#### ②町民に期待する取り組み

- 公共下水道処理開始区域では、速やかに公共下水道に接続する。
- 公共下水道処理開始区域以外では、合併処理浄化槽の導入を進めるとともに、定期的な管理を徹底する。
- 浄化槽の保守点検と清掃を定期的に行う。
- 風呂の残り湯は洗濯や掃除に使う。
- 廃食用油の自主回収に協力する。
- エコクッキングを実践する。

#### ③事業者に期待する取り組み

- 水質汚濁の規制を遵守するとともに、事業排水の浄化設備を設置して汚水を削減する。
- 浄化槽の保守点検と清掃を定期的に行う。
- 廃食用油の自主回収に協力する。
- エコクッキングを実践する。

## (2) 基本方針2「し尿及び浄化槽汚泥（ごみ）を運んで処理する」ための取り組み

し尿及び浄化槽汚泥は、収集・運搬の効率化、収集経路の適正化を図るとともに、処理施設の維持管理や汚泥焼却灰の適正処理を推進する。

### ①町の施策

#### 【2-1 適正なし尿・汚泥処理の推進】

項目	内容
課題	・長泉町から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、昭和56年3月に稼働したいずみ苑にて処理が行われている。いずみ苑は稼働から30年以上が経過していることから、今後も適正に運転管理を行うとともに、予想される年間処理量と耐用年数との関係から今後の処理方法（施設の更新や広域処理も含め）について検討する必要がある。
施策	○し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の効率化、収集経路の適正化などを行い、収集サービスの質が低下しないよう許可業者への指導を行う。 ○し尿及び浄化槽汚泥の処理を行ういずみ苑では、適切な定期点検などの維持管理を行うとともに、運転管理においても公害対策を図る。 ○汚泥は外部委託を行い、安定処理する。

### ②町民に期待する取り組み

○し尿処理施設の見学などにより、し尿及び浄化槽汚泥処理の現状を理解する。

### ③事業者期待する取り組み

○許可業者はし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の効率化、収集経路の適正化などを行い、収集サービスの向上に努める。

## 第4部 共通事項



# 第1章 収集・運搬に関する安全管理計画

## 1. 交通事故の防止

収集作業時の交通事故防止については、町担当者、委託事業者の一人ひとりが安全な運転を意識して取り組むことが大切である。また、収集作業の合理的な体制づくりにより、無理のない収集システムを確立することも重要となる。また、許可業者への安全運転への意識・取り組みについて指導するとともに、収集作業の合理的な体制づくりについても指導していく。

## 2. 収集作業中の事故防止

他の自治体において、表33のような清掃事業の事故が報告されている。

これらの事故は、いずれも排出者が適正な処理を心がけることで防げるものである。従って、このような事故の実態を排出者へPRし、同時にごみの適切な排出方法の実行を図ることとする。

表33 清掃事業の事故事例と対応例

事故の事例	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> ガラスの破片や竹串による怪我</li><li><input type="checkbox"/> スプレー缶、ガスボンベ等の混入による中間処理施設や収集車の爆発</li><li><input type="checkbox"/> 煙草の不完全消火による収集車の火災</li><li><input type="checkbox"/> 注射器による刺傷（B型肝炎やエイズ等の血液感染症にかかる恐れがある。）</li><li><input type="checkbox"/> 重量物を運搬することによる腰痛</li><li><input type="checkbox"/> 厨芥類の汚水の飛散による目の負傷</li><li><input type="checkbox"/> 粉体物（電気掃除機中のごみ等）の飛散による目の負傷・・・等</li></ul>
対応例	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 指定袋で排出すること</li><li><input type="checkbox"/> 掃除機のごみ等の粉体状ごみについては、袋の口をしっかりと結ぶこと</li><li><input type="checkbox"/> 厨芥類のように水分の多いごみについては、水切り等汚水防止対策を行うこと</li><li><input type="checkbox"/> ごみ1袋当たりの重量を小さくして排出すること</li><li><input type="checkbox"/> 適正処理困難物を排出しないこと・・・等</li></ul>

引用：長泉町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）、平成25年3月

## 3. 事故発生時のマニュアル作成・配付

万一事故が発生した場合に備えて、事故発生時の対応についてマニュアルを作成・配布し、委託業者及び関係作業員に周知徹底を図る必要がある。

## 【参考法令】

### 廃棄物処理事業における労働安全衛生対策の強化について

(公布日：平成5年3月2日、衛環56号)

(各都道府県廃棄物処理担当部(局)長あて厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知).

廃棄物処理事業における労働安全衛生対策の推進については、昭和五七年八月二六日付け環整第一二三号本職通知「廃棄物処理事業における労働安全衛生対策の充実について」等に基づき、廃棄物処理事業における事故防止対策の徹底を図るよう、貴管下市町村に対する指導をお願いしているところであるが、最近、ごみ収集運搬車両に関する事故及びごみ処理施設における爆発火災の発生等がみられるところである。

このような状況及び労働安全衛生関係法令の改正等に鑑み、このたび労働省において、別添のとおり、新たに「清掃事業における安全衛生管理要綱(以下「要綱」という。)」が定められたところであり、今後、これを踏まえ、廃棄物処理事業における労働安全衛生対策の一層の強化を図られるよう、左記事項に留意のうえ、貴管下市町村等に対する指導方よろしく願います。

#### 記.

一 今般定められた要綱は、昭和五七年七月二八日付け基発第四九九号「清掃事業における労働災害の防止について」に基づく要綱を見直したものであり、平成五年三月二日付け基発第一二三号及び基発第一二三号の二により労働省労働基準局長から、各都道府県労働基準局長並びに厚生省生活衛生局長及び自治省行政局長宛通知されていること。

二 市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)及びその委託に係る清掃事業者その他関係者に対して、要綱の周知徹底を図られたいこと。

特に、委託又は許可に係るごみ収集運搬業者に対しても、ごみ収集運搬作業時における事故を防止するため、要綱の周知徹底を図るよう、管下市町村を指導されたいこと。

三 万一、労働安全衛生に係る事故の発生があった場合は、従来どおり可及的速やかに本職あて報告されたいこと。



## 第2章 中間処理・最終処分に関する安全管理計画

### 1. 作業環境の向上

快適な作業環境の形成のために、委託事業者は、事業場の安全衛生水準の向上を図るために次の措置を継続的に講ずる必要がある。

- ・ 作業環境を快適な状態に維持管理すること。
- ・ 労働者の従事する作業について、適宜、見直し改善を図ること。
- ・ 作業に従事することによる労働者の疲労を軽減するための施設または設備を設置し、または整備すること。

### 2. 交通安全の厳守

構内道路は、収集車、直接搬入車及び歩行者等が安全かつ円滑に通行できるように、場内の交通規制を厳守する。

### 3. 爆発・火災への対策

爆発・火災は発生防止対策を徹底するとともに、安全マニュアル等の作成による教育訓練、避難訓練を実施する（表 34）。

表 34 爆発・火災への対策

発生防止対策	爆発物、爆発性物質の投入防止	爆発防止対策の第一は、爆発物、爆発性物質を中間処理施設に投入しないことである。そのためには、排出者に対しそれらの爆発物、爆発性物質の適正な排出方法の実行を促すと同時に、収集ごみの中に混入している場合は、中間処理を行う前に除去できるように配慮する必要がある。
	適正な技術者による運転・管理及び定期点検・整備の実施	中間処理施設では、専門知識を要する設備・機器等が多く設置されている。よって、それらを安全に運転していくために、その分野において専門的知識を有する管理者・資格者により運転・管理を行うことが必要である。また、定期点検・整備を行うことにより事前の事故防止に努めることとする。
事故発生時の安全対策		中間処理施設において、万一事故が発生した場合、これによる人身事故や火災等の二次災害を未然に防ぐため、安全マニュアル等の作成による教育訓練、避難訓練等を実施する。

引用：長泉町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）、平成 25 年 3 月

## 4. 病原菌への対応

ごみには、病原菌、寄生虫卵等が混入しており、衛生的にきわめて危険なものである。また、注射器等の医療系廃棄物による感染の恐れもある。これらに対する防疫には、ごみに直接手を触れないようにし、作業後に手洗い等、消毒を十分に心がけるとともに寄生虫の駆除、定期健康診断等を必要に応じて行う。また、ハエやねずみ等の媒介による病原菌の感染にも注意する必要がある。

## 5. 漏電の防止

感電は、作業員の不注意や過ちによる場合や、工事不良や器具等の故障等で漏電している金属体に触れて起こる。電気主任管理者及び作業員は、定期検査等を適正に行い、常に安全な状態にしておく必要がある。

## 6. 作業上の危険

施設の運営に際しては、安全作業を行うように努めなければならないが、やむをえず危険を伴う作業を行う場合もある。また、状況によっては安全作業も危険作業となることもあるので、作業員は常に細心の注意を払わなければならない。また、誤作動等による事故も発生しているため、適正な運転・管理についての教育訓練も徹底しなければならない。

他の自治体での事故例を挙げると以下の表 35 のようなものがある。

表 35 作業上の事故事例

事故の事例	<input type="checkbox"/> ピット内への転落 <input type="checkbox"/> ピットから発生した可燃性ガスの爆発 <input type="checkbox"/> 焼却灰や熱湯との接触によるやけど <input type="checkbox"/> 施設整備中の感電 <input type="checkbox"/> 汚水槽等の清掃中の酸欠・有毒ガス中毒 <input type="checkbox"/> 誤作動による回転体への巻き込まれ・・・等
-------	---

引用：長泉町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）、平成 25 年 3 月

## 7. 最終処分における安全管理

最終処分における安全衛生管理は次のようなものがある。

これらの安全対策は、中間処理の場合に準じたものが必要である。

- 作業環境
- 爆発・火災
- 病原菌
- 作業上の危険

## 8. 中間処理施設で必要となる資格など

中間処理施設で必要とされる資格等の一覧（参考例）を以下にまとめる。

焼却施設	資源物ストックヤード	埋立施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理施設技術管理者（一般廃棄物焼却施設）</li> <li>○安全管理者</li> <li>○衛生管理者</li> <li>○酸素欠乏危険作業主任者</li> <li>○危険物取扱者</li> <li>○フォークリフト運転士</li> <li>○ボイラ技士</li> <li>○クレーン運転士（5t 以上）</li> <li>○電気主任技術者</li> <li>○ボイラー・タービン主任技術者</li> <li>○ガス溶接作業主任者</li> <li>○防火管理者</li> <li>○圧力容器取扱作業主任者</li> <li>○特定化学物質等作業主任者</li> <li>○エネルギー管理士</li> <li>○ガス溶接作業者</li> <li>○アーク溶接作業者</li> <li>○特定粉じん作業者</li> <li>○玉掛作業者</li> <li>○有機溶剤作業主任者</li> <li>○研削といし作業者</li> <li>○酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者</li> <li>○特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者</li> <li>○ダイオキシン類作業従事者</li> <li>○高所作業車運転者</li> <li>○特定化学物質作業主任者</li> <li>○高圧・低圧電気取扱者</li> <li>○電気工事士</li> <li>○自衛消防技術など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理施設技術管理者（破砕・リサイクル施設）</li> <li>○安全管理者</li> <li>○衛生管理者</li> <li>○危険物取扱者</li> <li>○フォークリフト運転士</li> <li>○電気主任技術者</li> <li>○防火管理者</li> <li>○玉掛作業者</li> <li>○有機溶剤作業主任者</li> <li>○研削といし作業者</li> <li>○高圧・低圧電気取扱者</li> <li>○電気工事士など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理施設技術管理者（最終処分場施設）</li> <li>○最終処分場技術管理者</li> <li>○安全管理者</li> <li>○衛生管理者</li> <li>○酸素欠乏危険作業主任者</li> <li>○危険物取扱者</li> <li>○フォークリフト運転士</li> <li>○電気主任技術者</li> <li>○防火管理者</li> <li>○特定化学物質等作業主任者</li> <li>○特定粉じん作業者</li> <li>○ダイオキシン類作業従事者</li> <li>○特定化学物質作業主任者</li> <li>○高圧・低圧電気取扱者</li> <li>○電気工事士など</li> </ul>



# 資料編



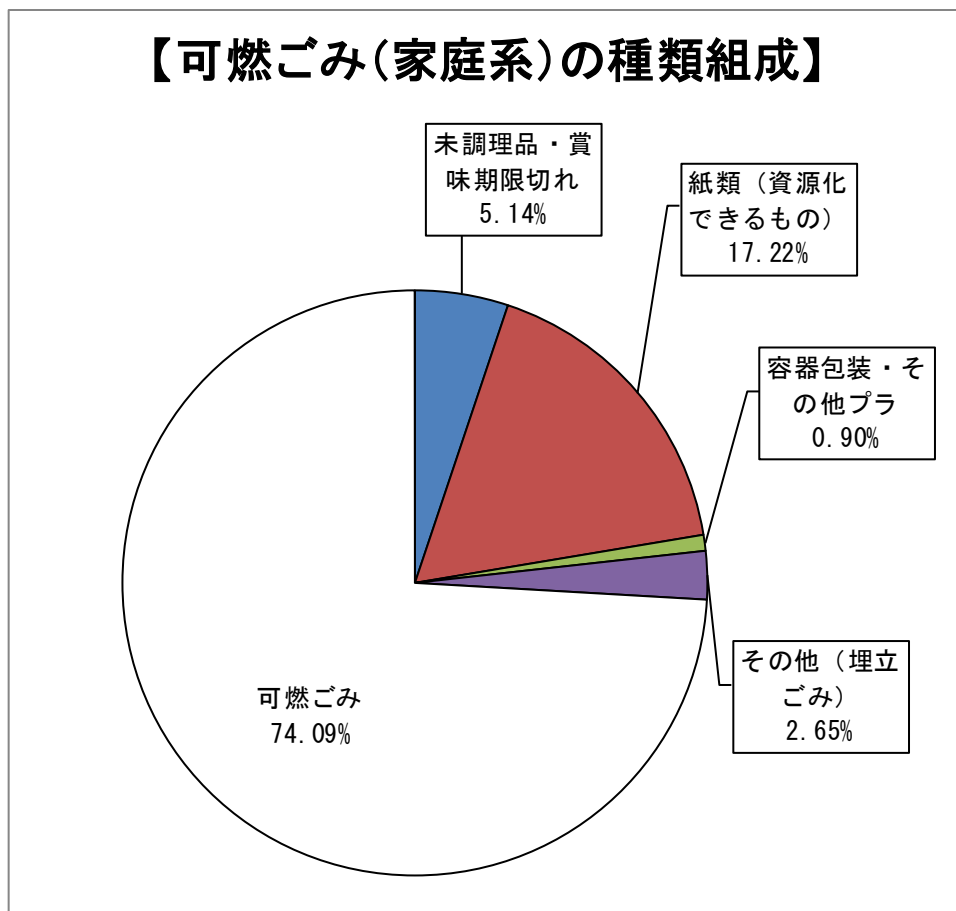
# 1. 住民が排出するごみ組成結果

## 1) ごみ組成調査の結果

### ①可燃ごみ（家庭系）

可燃ごみ(家庭系)【平成29年7月調査】

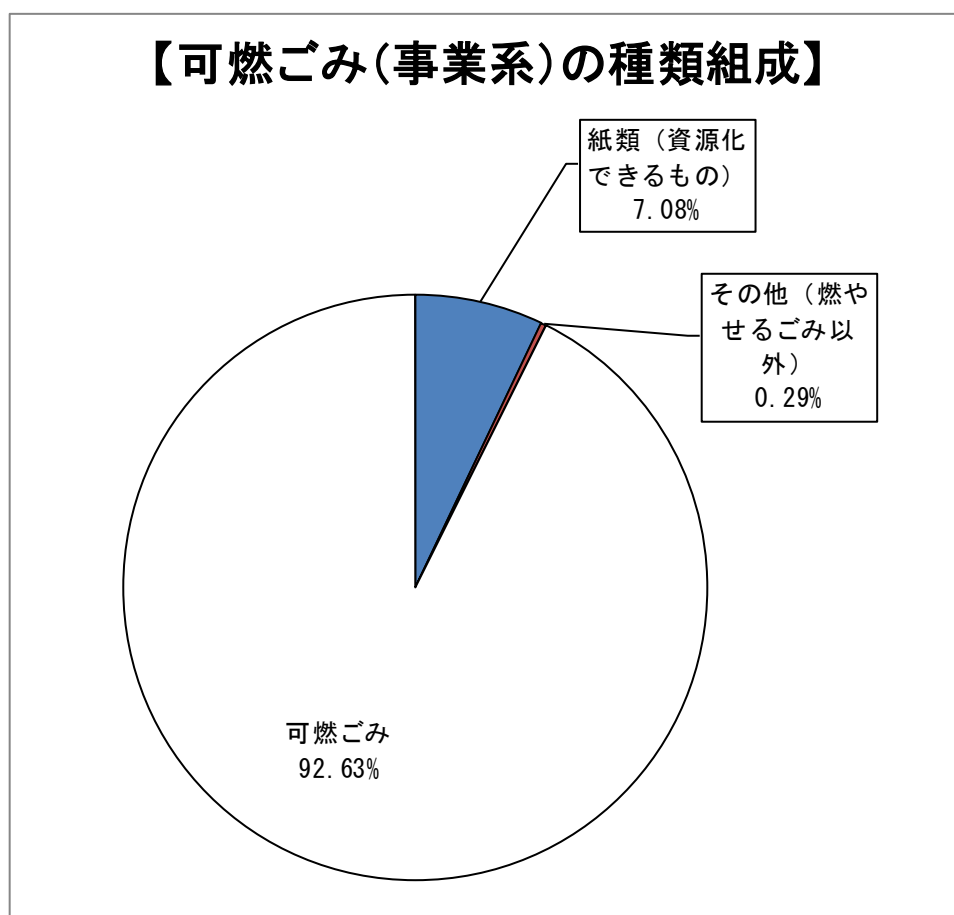
		kg	(割合)	備考
可燃ごみ	紙類	15.70	15.68%	
	ビニール・合成樹脂	1.85	1.85%	
	木・竹・わら類	7.40	7.39%	
	厨芥・野菜屑	48.55	48.48%	食品残渣、調理屑
	未調理品・賞味期限切れ	5.15	5.14%	
	布類	0.70	0.70%	靴下など
不適物	紙類	17.25	17.22%	資源化できるもの
	容器包装・その他プラ	0.90	0.90%	資源化できるもの
	その他	2.65	2.65%	埋立ごみ
計	100.15	100.00%		



## ②可燃ごみ（事業系）

可燃ごみ（事業系）【平成29年8月調査】

		kg	(割合)	備考
可燃ごみ	紙類	189.40	39.33%	
	ビニール・合成樹脂	49.40	10.26%	
	厨芥類	173.20	35.96%	
	布類	34.10	7.08%	
	その他	1.40	0.29%	燃やせるごみ以外
不適物	紙類	34.10	7.08%	資源化できるもの
計		481.60	100.00%	

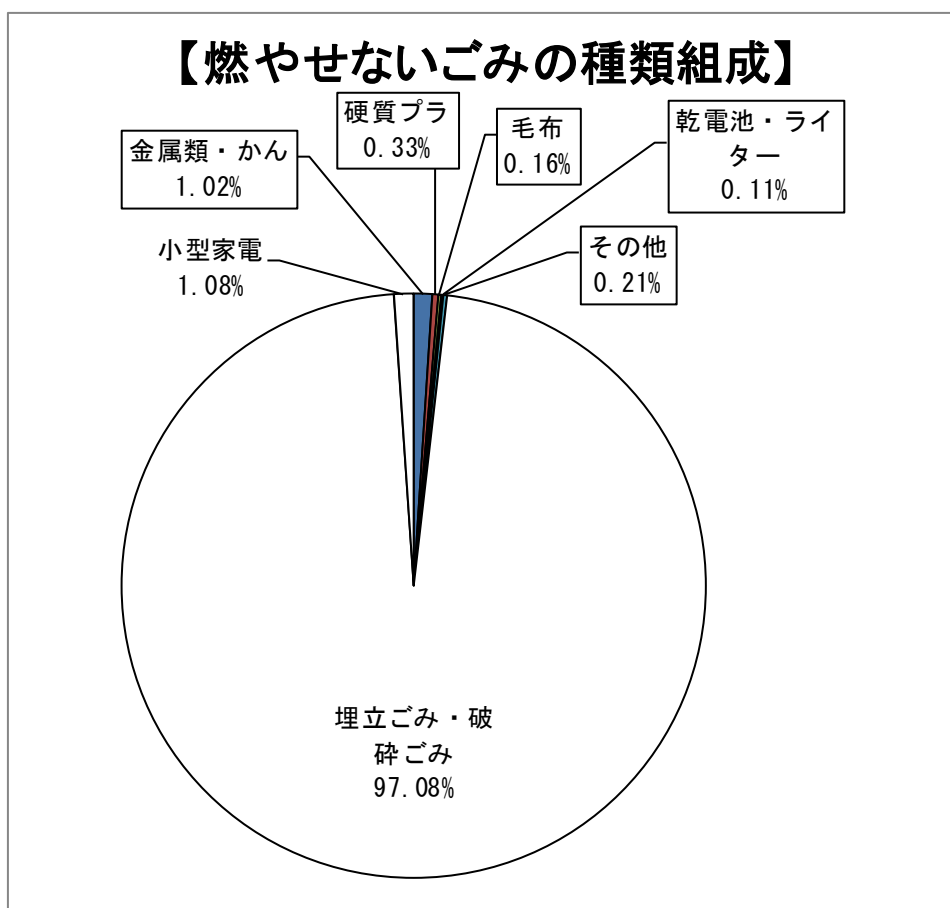




### ③燃やせないごみ

燃やせないごみ【平成29年10月調査】

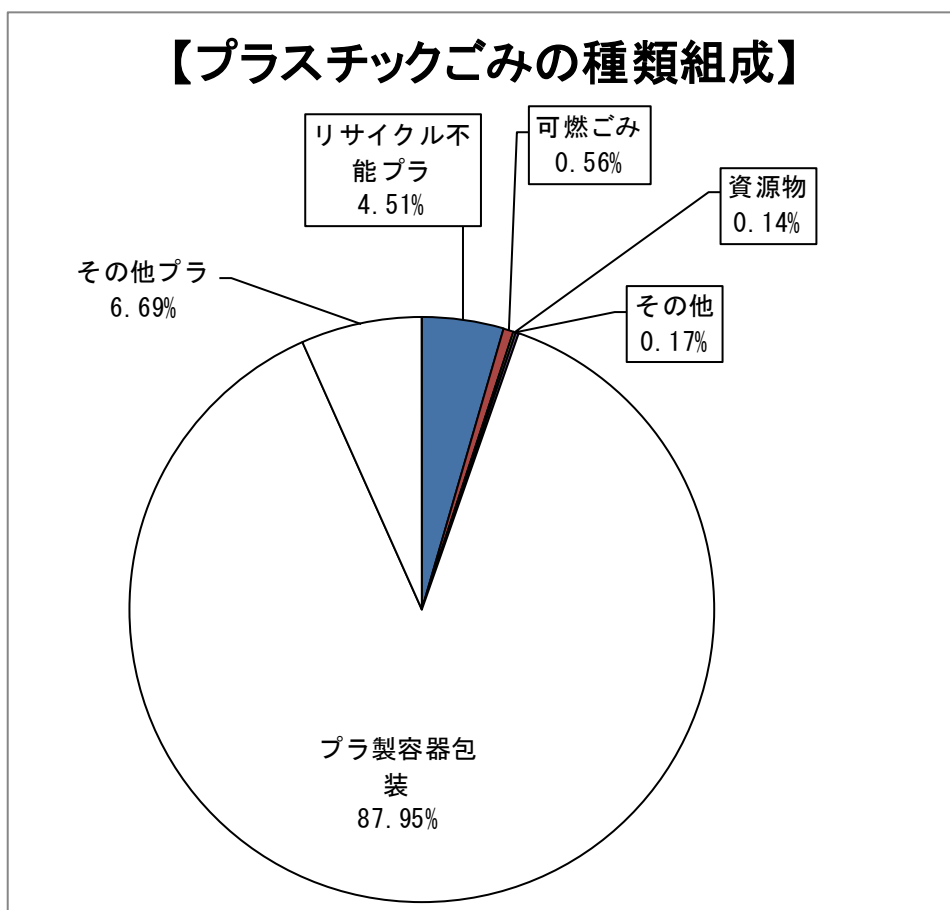
		kg	(割合)	備考
埋立ごみ・破碎ごみ		7,281.13	97.08%	
小型家電		80.64	1.08%	
不適物	かん	5.30	0.07%	
	乾電池	4.56	0.06%	
	ライター	3.66	0.05%	
	可燃物	3.00	0.04%	
	金属類	71.47	0.95%	金属が半分以上
	びん	5.32	0.07%	
	硬質プラ	25.10	0.33%	電池入り
	毛布	12.32	0.16%	資源物
その他	7.50	0.10%	石膏ボードなど	
計		7,500.00	100.00%	



#### ④プラスチックごみ

プラスチックごみ【平成29年10月調査】

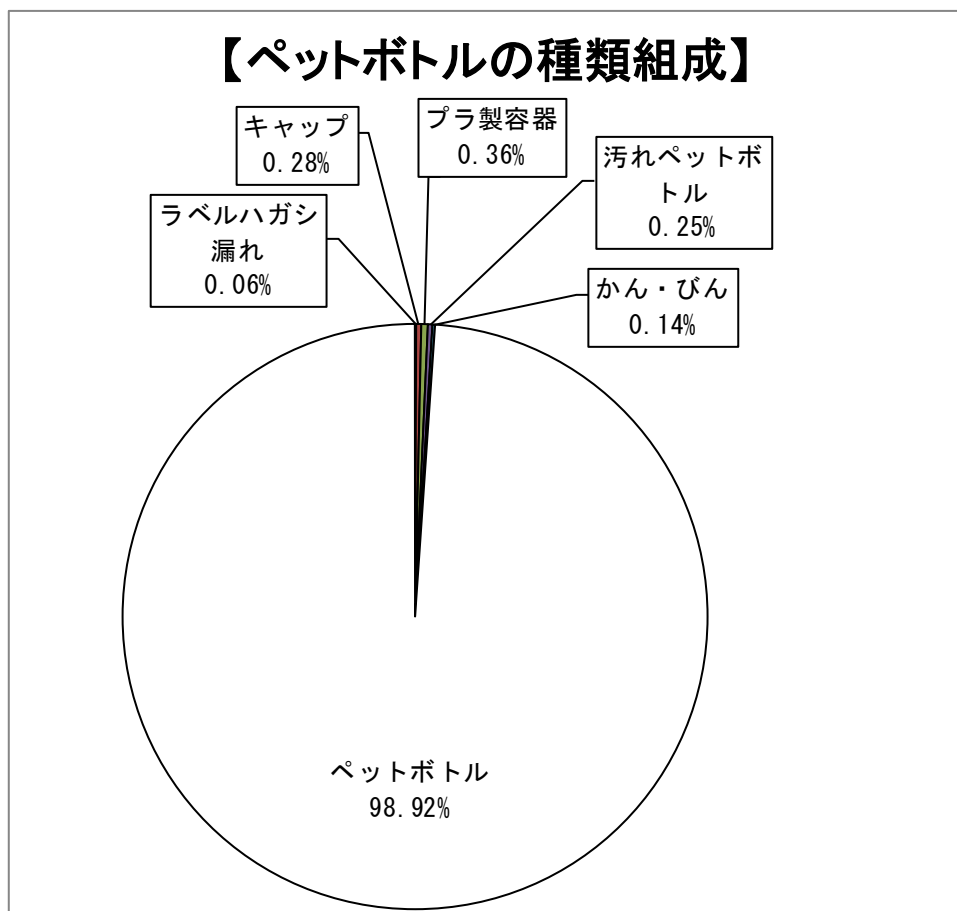
		kg	(割合)	備考
プラ製容器包装		15,786.29	87.95%	
その他プラ		1,200.00	6.69%	硬質プラ
不適物	ペットボトル	10.00	0.06%	
	リサイクル不能プラ	810.00	4.51%	
	可燃ごみ	100.00	0.56%	
	小型家電	10.00	0.06%	
	布類	2.80	0.02%	
	医療廃棄物	6.00	0.03%	
	ビン	1.25	0.01%	資源物
	スチール缶・アルミ缶	1.81	0.01%	資源物
	電池	2.55	0.01%	資源物
	鉄くず	19.30	0.11%	資源物
計	17,950.00	100.00%		



## ⑤ペットボトル

ペットボトル【平成29年10月】

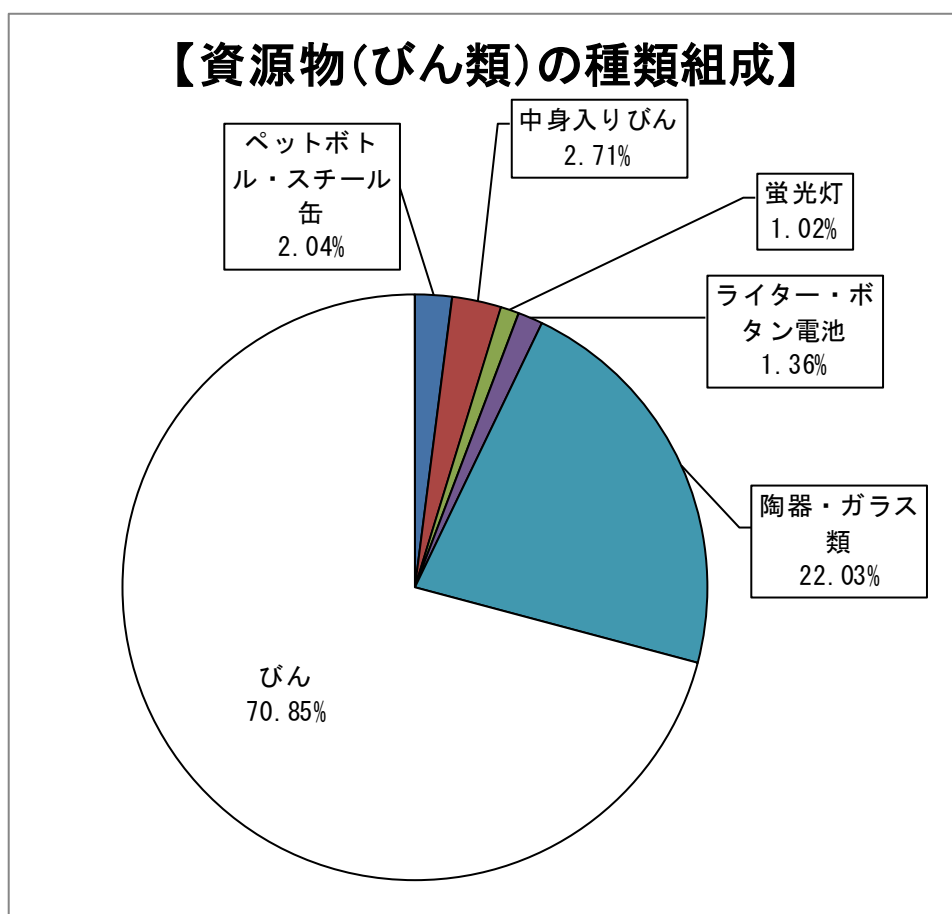
		kg	(割合)	備考
ペットボトル		178.05	98.92%	
不適物	ラベルハガシ漏れ	0.10	0.06%	
	キャップ	0.50	0.28%	
	プラ製容器	0.65	0.36%	
	汚れペットボトル	0.45	0.25%	
	かん・びん	0.25	0.14%	
計		180.00	100.00%	



## ⑥資源物（びん類）

資源物(びん類)【平成29年10月調査】

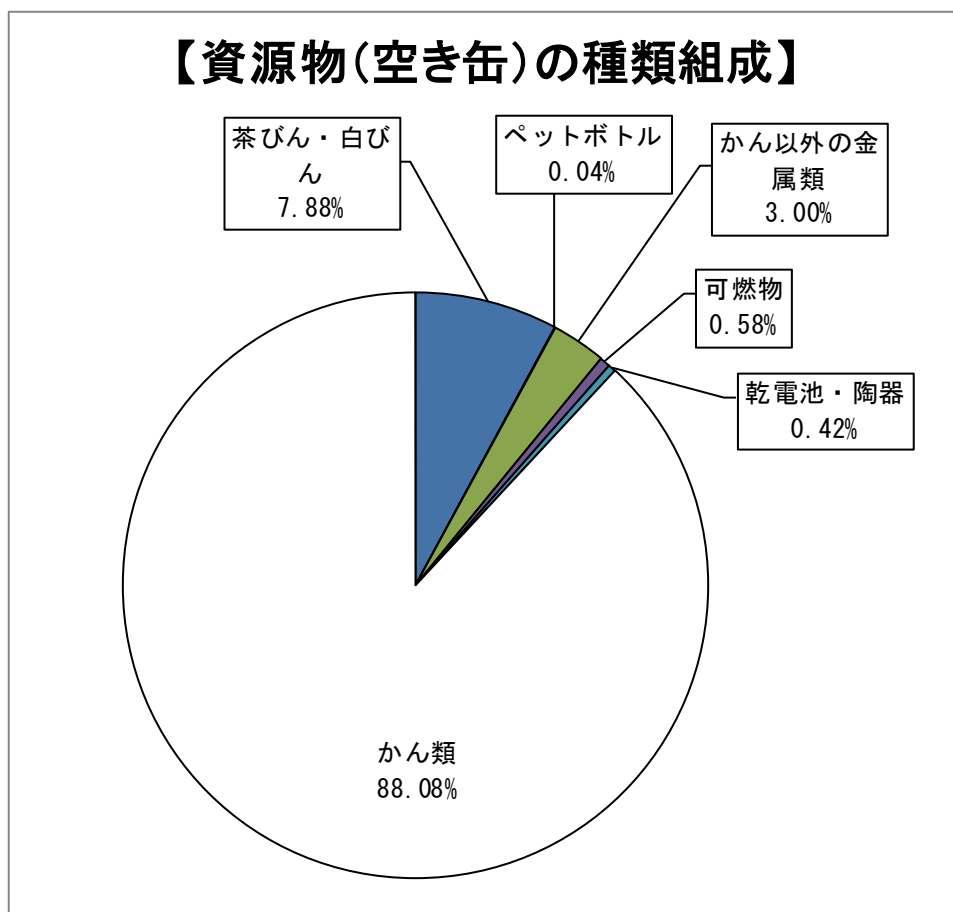
		kg	(割合)	備考
びん		41.8	70.85%	
不適物	ペットボトル	0.5	0.85%	
	スチール缶	0.7	1.19%	
	中身入りびん	1.6	2.71%	
	蛍光灯	0.6	1.02%	
	ライター	0.4	0.68%	
	ボタン電池	0.4	0.68%	
	陶器・ガラス類	13.0	22.03%	
計		59.0	100.00%	



⑦資源物（金属類・空き缶）

資源物(空き缶)【平成29年10月調査】

		kg	(割合)	備考
かん類		211.4	88.08%	
不適物	茶びん	7.6	3.17%	
	白びん	11.3	4.71%	
	ペットボトル	0.1	0.04%	
	かん以外の金属類	7.2	3.00%	
	可燃物	1.4	0.58%	
	乾電池	0.3	0.13%	
	陶器	0.7	0.29%	
計		240.0	100.00%	



## 2) ごみの排出状況 (状況写真) 【平成 29 年 9 月～10 月】

### ① 燃やせないごみ



### ② ペットボトル



### ③ 蛍光管・乾電池・使い捨てライター



④資源物（金属類）



⑤資源物（びん類）



⑥資源物（古紙類）



⑦資源物（布類）





## 2. 人口の推計

長泉町における人口推計は、「長泉町人口ビジョン」（平成 27 年 3 月）において、社人研推計によると平成 32 年で 42,570 人、平成 37 年で 42,877 人となることが推計されている。したがって、本計画においては、上記の社人研推計を採用するものとし、記載がない年度は数値を直線補完して算出した。（表 36）

表 36 人口の実績及び推計

	平成年度	人口(人)	備考
実績値	24	42,043	実績
	25	42,349	
	26	42,464	
	27	42,701	
	28	42,920	
(補完値)	29	42,832	推計 (採用値)
	30	42,744	
	31	42,656	
推計値	32	42,570	
(補完値)	33	42,631	推計
	34	42,692	
	35	42,753	
	36	42,814	
推計値	37	42,877	

### 3. ごみ排出量の推計結果

#### 1) 推計方法

過去の実績をもとに将来のごみ排出量などを算定する。ここで示す数値は、現行の発生抑制や再資源化施策及び処理・処分方法を続けた場合に想定される量である。図 33 に、ごみ排出量等の将来推計方法を示す。まず、ごみ排出量は家庭系ごみと事業系ごみに分けて算定した。

家庭系ごみの排出量は、人口の増減に影響がない町民一人一日当たりの排出量である家庭系ごみ排出量原単位をもとに推計した。また、家庭系ごみ排出量原単位は、過年度の排出量実績の趨勢（トレンド）をもとに推計した。ごみ区分ごとの量は家庭系ごみ全体に占めるごみ区分ごとの割合を過年度の結果から算定し、その割合を各年度の家庭系ごみの将来推計量に乗じることで算定した。

事業系ごみは、過去の排出量実績の趨勢（トレンド）等をもとに推計する。また、可燃ごみ及び不燃ごみの排出量は、排出量に占めるそれぞれの割合を過年度の結果から算定し、その割合を各年度の事業系ごみの将来推計量に乗じることで算定した。

さらに、上記の推計によるごみ排出量（単純推計）に対し、排出抑制による数値目標値が達成された場合のごみ排出量を算出した。これを「目標推計」とする。

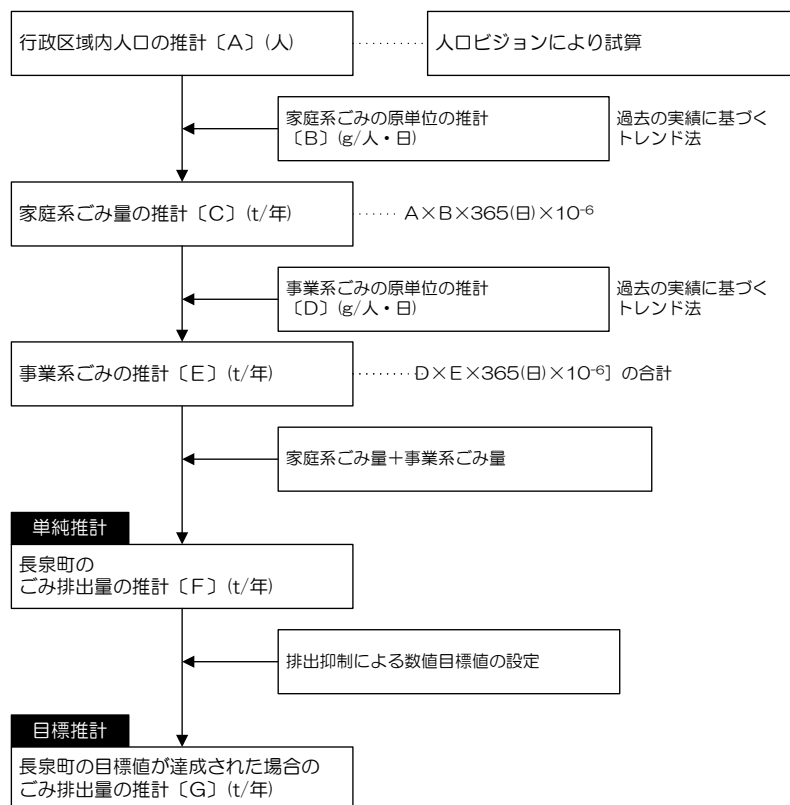


図 33 人口及びごみ排出量の将来推計方法

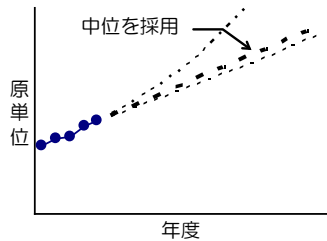
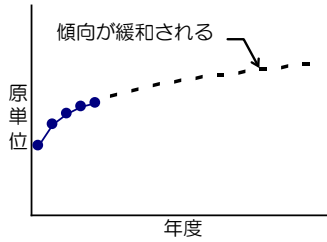
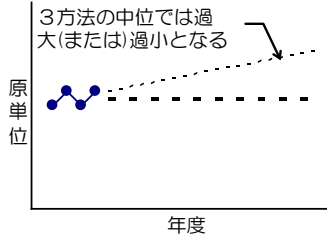
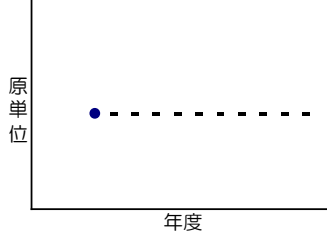
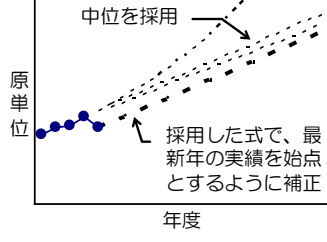
「趨勢（トレンド）」とは

目標年度まで、新たな対策を行わず、現状を維持する場合のことをいう。

トレンド法によるごみ排出量の推計方法については、「ごみ処理施設構造指針解説」((社)全国都市清掃会議)に示される方法を参考に行った。

本計画では、基本的には3つのトレンド法(最小二乗法, 等差級数法, 等比級数法)を用い、最適な方法を採用するものとした。具体的には、過大・過小な推計を防ぐために、目標年次である平成33年度において、3方法のうちの中位を示す推計式を採用するものとした。ただし、3方法の中位を採用することが適当でないとは判断される場合は、対数回帰法や平均および指定年を用いるものとした。推計式の考え方を表37に示す。

表 37 推計方法の考え方

推計方法	考え方
3方法の中位 (最小二乗法) (等差級数法) (等比級数法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○増加や減少が安定した傾向を示し、推計対象物の性格や他事例から今後もこの傾向が続くと判断できると考えられる場合に採用。</li> <li>○過大, 過小とならないように、3方法で推計した結果が計画目標年次において中位を示す推計式を採用。</li> </ul> 
対数回帰法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○増加や減少傾向が徐々に緩和される傾向を示し、今後もこの傾向が続くと判断できる場合に採用。</li> </ul> 
平均	<ul style="list-style-type: none"> <li>○横ばい傾向を示すが、増減を繰り返しているような傾向を示し、3方法の中位等では実績値を反映して推計できないと判断できる場合に採用。</li> </ul> 
指定年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○過去の実績値がない、あるいは将来的な推計において参考とならない場合に採用。</li> </ul> 
修正式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○過去の推移が近年に急変した場合に採用。</li> <li>○過去の推移を反映する推計式を採用し、最新年の実績値で修正。</li> </ul> 

## 2) ごみ排出量の推計

### ①家庭系ごみ

家庭系ごみについては、平成 24～28 年度の実績からごみ種類別ではなく全体で推計するものとし、推計方法は、p80 の「表 37 推計方法の考え方」に基づき行った。

表 38 家庭系ごみの推計結果

採用した推計式	推計式の選択根拠
対数回帰法（補正）	家庭系ごみの実績は減少しているが、今後は大きく減少することはないものと判断し、将来推計は過去 5 年間の実績を基に緩やかに減少する推計式の勾配を求め、H28 を始点とする推計式を採用した。

年度	24	25	26	27	28
家庭系ごみ原単位	633.9	619.8	613.7	601.1	588.8
前年差	-	-14.1	-6.1	-12.6	-12.3
前年比	-	0.97776	0.99016	0.97947	0.97954
採用データ	○	○	○	○	○

推計方法	推計式	H33	採用	相関係数
最小二乗法	$Y=894.60-10.89 \times \text{平成年度}$	535.2		0.9945020
等差級数法	$Y=588.8-11.28 \times (\text{平成年度}-28)$	532.4		0.9947111
等比級数法	$Y=588.8 \times 0.98172^{(\text{平成年度}-28)}$	536.9		0.9942320
対数回帰法	$Y=636.70-26.36 \times \text{Ln}(\text{平成年度}-23)$	576.0	○	0.9674158
補正式	$Y=636.70-26.36 \times \text{Ln}(\text{平成年度}-23)-5.5$	570.5	◎	-

家庭系ごみ 一人一日平均排出量の推計結果

## ②事業系ごみ

事業系ごみについては、平成 24～28 年度の実績からごみ種類別ではなく、全体で推計するものとし、推計方法は、p80 の「表 37 推計方法の考え方」に基づき行った。

表 39 事業系ごみの推計結果

採用した推計式	推計式の選択根拠				
指定年	事業系ごみの実績は減少しているが、今後は減少することはないものと判断し、将来推計は H28 の横ばいとした。				

事業系ごみ 一人一日平均排出量の実績					
(g/人・日)					
年 度	24	25	26	27	28
事業系ごみ原単位	140.9	136.4	131.7	123.3	111.4
前年差	-	-4.5	-4.7	-8.4	-11.9
前年比	-	0.96806	0.96554	0.93622	0.90349
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	○

推計式及び推計結果				
(g/人・日)				
推計方法	推計式	H33	採用	相関係数
指 定 年	$Y=111.4$	111.4	○	-

事業系ごみ 一人一日平均排出量の推計結果

### 3) ごみ排出量の推計結果

前ページまでの人口、家庭系・事業系ごみの推計結果をもとに、ごみ排出量の推計（単純推計）を行った（表 40）。なお、ごみ区分ごとの量は各ごみ全体に占めるごみ区分ごとの割合を過年度の結果から算定し、その割合を各年度の家庭系・事業系ごみの将来推計量に乗じることで算定した。

排出量の算出方法は次のとおりである。

#### 家庭系ごみ・事業系ごみ

家庭系ごみ及び事業系の排出量の推計は、原単位の推計値に人口を乗じて求めるものとした。なお、年間量は、1日量に365を乗じた値である。

$$1 \text{ 日量} = \text{原単位の推計値} \times \text{計画収集人口} \times 10^{-6}$$

$$\text{年間量} = 1 \text{ 日量} \times 365 \text{ 日}$$

### 4) 目標値の設定

本計画の目標値は、現状のごみ処理を勘案して、以下に示すとおり設定する。

- 家庭系ごみの原単位を、平成 33 年度で 550g/人・日以下 とする。
- 事業系ごみの原単位を、平成 39 年度で 110g/人・日以下 とする。

上記を踏まえて、ごみ排出量の推計（目標推計）を行った（表 41）。算出方法は前述どおりに行うものとする。

表40 人口及びびごみ排出量の実績及び将来推計結果（単純推計）【長泉町】

平成年度	実績 ← 推計							目標年度				
	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	推計の算出根拠	
人口 (人)	42,043	42,349	42,464	42,701	42,920	42,832	42,744	42,656	42,570	42,631	a	人口ビジョン(H27.3)に基づき試算
家庭系ごみ (g/人日)	633.9	619.8	613.7	601.1	588.8	584.0	579.9	576.4	573.3	570.5	b	トレンド法による算出
事業系ごみ (g/人日)	140.9	136.4	131.7	123.3	111.4	111.4	111.4	111.4	111.4	111.4	c	トレンド法による算出
単位 合計 (g/人日)	774.7	756.2	745.5	724.4	700.2	695.4	691.3	687.8	684.7	681.9	d	$=D \div a \div 365 \times 1,000,000$

平成年度	実績 ← 推計							目標年度				
	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	推計の算出根拠	
総 排 出 量 (t/年)	9,727	9,580	9,512	9,368	9,224	9,130	9,047	8,974	8,908	8,877	B	$=b \times a \div 365 \div 1,000,000$
家庭系ごみ (t/年)	2,162	2,109	2,042	1,922	1,745	1,742	1,738	1,734	1,731	1,733	C	$=c \times a \div 365 \div 1,000,000$
事業系ごみ (t/年)	11,889	11,689	11,554	11,290	10,969	10,872	10,785	10,708	10,639	10,610	D	$=B+C$

表41 人口及びびごみ排出量の実績及び将来推計結果（目標推計）【長泉町】

平成年度	実績 ← 推計							目標年度				
	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	推計の算出根拠	
人口 (人)	42,043	42,349	42,464	42,701	42,920	42,832	42,744	42,656	42,570	42,631	a	人口ビジョン(H27.3)に基づき試算
家庭系ごみ (g/人日)	633.9	619.8	613.7	601.1	588.8	581.0	573.2	565.4	557.6	550.0	b	トレンド法による算出
事業系ごみ (g/人日)	140.9	136.4	131.7	123.3	111.4	111.1	110.8	110.5	110.2	110.0	c	トレンド法による算出
単位 合計 (g/人日)	774.7	756.2	745.5	724.4	700.2	692.1	684.0	675.9	667.8	660.0	d	$=D \div a \div 365 \times 1,000,000$

平成年度	実績 ← 推計							目標年度				
	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	推計の算出根拠	
総 排 出 量 (t/年)	9,727	9,580	9,512	9,368	9,224	9,083	8,943	8,803	8,664	8,558	B	$=b \times a \div 365 \div 1,000,000$
家庭系ごみ (t/年)	2,162	2,109	2,042	1,922	1,745	1,737	1,729	1,720	1,712	1,712	C	$=c \times a \div 365 \div 1,000,000$
事業系ごみ (t/年)	11,889	11,689	11,554	11,290	10,969	10,820	10,672	10,523	10,376	10,270	D	$=B+C$

## 5) ごみ処理内訳の推計

ごみ処理内訳の推計は、ごみ処理実績などにより各ごみ種類の処理内訳を設定した。その結果は、単純推計が表 42 に、目標推計が表 43 に示すとおりである。

表42 ごみ処理内訳の推計（単純推計）【長泉町】

		[単位：t/年]		実績 → 推計				
項 目		年度	28	29	30	31	32	33
内 ご み 排 出	(1) 家庭系ごみ		9,224	9,130	9,047	8,974	8,908	8,877
	(2) 事業系ごみ		1,745	1,742	1,738	1,734	1,731	1,733
	(3) ごみ総排出量計	= (1)~(2)の合計	10,969	10,872	10,785	10,708	10,639	10,610
ご み 処 理 内 訳	(4) 焼却処理	= (4) + (5)	7,963	7,893	7,830	7,774	7,724	7,703
	(5) 燃やすごみ		7,963	7,893	7,830	7,774	7,724	7,703
	(6) 中間処理後の可燃物		0	0	0	0	0	0
	(7) 焼却残渣	= (4) × 10.4% 埋立物	825	821	814	808	803	801
	(8) 中間処理（破碎・選別・圧縮）	= (9) + (10) + (11)	3,006	2,979	2,955	2,934	2,915	2,907
	(9) 可燃物		0	0	0	0	0	0
	(10) 資源物	資源物	2,594	2,566	2,545	2,527	2,511	2,504
	(11) 埋立物	埋立物	412	413	410	407	404	403
	(12) リサイクル量	= “資源物”	2,594	2,566	2,545	2,527	2,511	2,504
	(13) 最終処分量	= “埋立物”	1,237	1,234	1,224	1,215	1,207	1,204
	(14) リサイクル率	= (12) ÷ (3)	23.6%	23.6%	23.6%	23.6%	23.6%	23.6%
(15) 最終処分率	= (13) ÷ (3)	11.3%	11.4%	11.3%	11.3%	11.3%	11.3%	

表43 ごみ処理内訳の推計（目標推計）【長泉町】

		[単位：t/年]		実績 → 推計				
項 目		年度	28	29	30	31	32	33
内 ご み 排 出	(1) 家庭系ごみ		9,224	9,083	8,943	8,803	8,664	8,558
	(2) 事業系ごみ		1,745	1,737	1,729	1,720	1,712	1,712
	(3) ごみ総排出量計	= (1)~(2)の合計	10,969	10,820	10,672	10,523	10,376	10,270
ご み 処 理 内 訳	(4) 焼却処理	= (4) + (5)	7,963	7,802	7,695	7,587	7,480	7,403
	(5) 燃やすごみ		7,963	7,802	7,695	7,587	7,480	7,403
	(6) 中間処理後の可燃物		0	0	0	0	0	0
	(7) 焼却残渣	= (4) × 10.4% 埋立物	825	811	800	789	778	770
	(8) 中間処理（破碎・選別・圧縮）	= (9) + (10) + (11)	3,006	3,058	3,106	3,153	3,200	3,250
	(9) 可燃物		0	0	0	0	0	0
	(10) 資源物	資源物	2,594	2,647	2,700	2,753	2,806	2,860
	(11) 埋立物	埋立物	412	411	406	400	394	390
	(12) リサイクル量	= “資源物”	2,594	2,647	2,700	2,753	2,806	2,860
	(13) 最終処分量	= “埋立物”	1,237	1,222	1,206	1,189	1,172	1,160
	(14) リサイクル率	= (12) ÷ (3)	23.6%	24.5%	25.3%	26.2%	27.0%	27.8%
(15) 最終処分率	= (13) ÷ (3)	11.3%	11.3%	11.3%	11.3%	11.3%	11.3%	



## 4. 生活排水処理人口及びし尿・浄化槽汚泥量の推計

### 1) 推計方法

生活排水処理人口及びし尿・浄化槽汚泥の将来推計は、図 34 に示す手順で行った。

生活排水処理人口は、公共下水道人口、合併処理浄化槽人口を将来推計し予測値とした。

一方、し尿収集人口（くみ取り）、自家処理人口及び単独処理浄化槽人口の将来推計は、下水道の整備により受動的に減少されることが考えられる。したがって、各人口の合計は行政区域内人口と生活排水処理人口の差を求め、これを平成 28 年度のし尿収集人口（くみ取り）、自家処理人口及び単独処理浄化槽人口の割合で按分してそれぞれの予測値とした。

し尿・浄化槽汚泥量は、原単位（単位：L/人・日）を将来推計し、さらに対象処理人口の将来推計結果を乗じてし尿・浄化槽汚泥量の予測値とした。

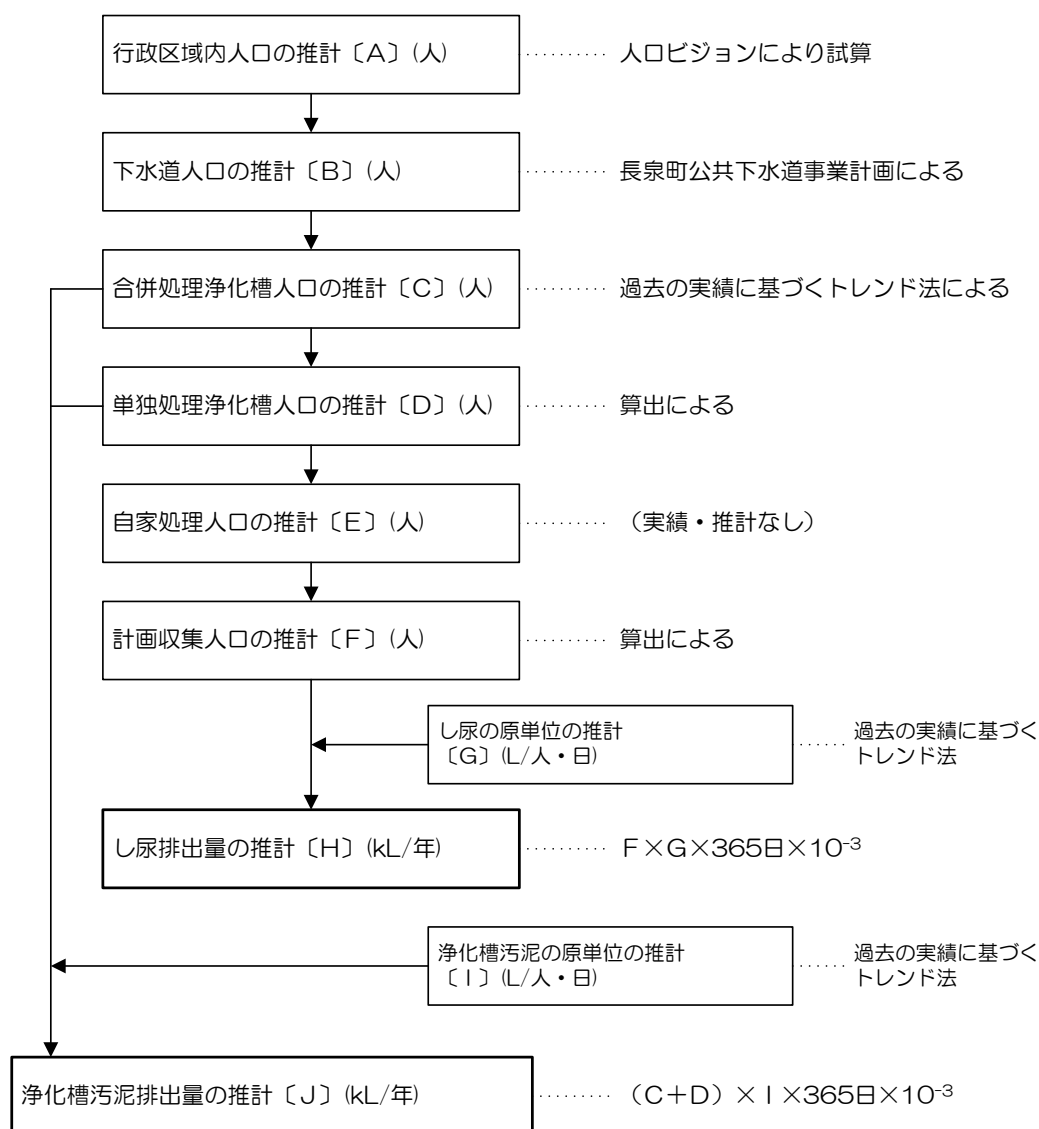


図 34 生活排水処理人口及びし尿・浄化槽汚泥量の将来推計方法

## 2) 生活排水処理人口の推計

### ①合併処理浄化槽人口の推計

合併処理浄化槽人口は、平成 24～28 年度の実績から推計し、推計方法は、p80 の「表 37 推計方法の考え方」に基づき行った。

表 44 合併処理浄化槽人口の推計結果

採用した推計式	推計式を選択根拠				
等比級数法	合併処理浄化槽人口の実績は H25 以降増加していたが、H28 で減少した。今後は同様の傾向が継続するものと判断し、将来推計は過去 4 年間の実績を基に 3 方法の中位を示す推計式を採用した。				

年 度	24	25	26	27	28
合併処理浄化槽人口	5,523	5,288	5,415	5,540	5,415
前年差	—	-235	127	125	-125
前年比	—	0.95745	1.02402	1.02308	0.97744
採用データ	不採用	○	○	○	○

推計方法	推計式	H33	採用	相関係数
最小二乗法	$Y=4,073.6+50.6 \times \text{平成年度}$	5,743		0.6361852
等差級数法	$Y=5,415+42.3 \times (\text{平成年度}-28)$	5,627		0.6364161
等比級数法	$Y=5,415 \times 1.00794^{(\text{平成年度}-28)}$	5,633	○	0.6304711

合併処理浄化槽人口の推計結果

### 3) し尿及び浄化槽汚泥原単位の推計

#### ①し尿の原単位の推計

し尿の原単位については、平成 24～28 年度の実績から推計し、推計方法は、p80 の「表 37 推計方法の考え方」に基づき行った。

表 45 し尿の原単位の推計結果

採用した推計式	推計式を選択根拠				
指定年	し尿一日排出量の実績は H27 を除いて概ね横ばいである。今後は同様の傾向が継続するものと判断し、将来推計は H28 の横ばいとした。				

年 度	24	25	26	27	28
し尿一日排出量	2.60	2.53	2.40	3.49	2.50
前年差	—	-0.07	-0.13	1.09	-0.99
前年比	—	0.97308	0.94862	1.45417	0.71633
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	○

推計方法	推計式	H33	採用	相関係数
指 定 年	Y=2.50	2.50	○	-

し尿一日排出量の推計結果

## ②浄化槽汚泥の原単位の推計

浄化槽汚泥の原単位については、平成 24～28 年度の実績から推計し、推計方法は、p80 の「表 37 推計方法の考え方」に基づき行った。

表 46 浄化槽汚泥の原単位の推計結果

採用した推計式	推計式の選択根拠				
指定年	浄化槽汚泥一日排出量の実績は横ばいで、今後も同様であると判断し、将来推計は H28 の横ばいとしました。				

年 度	24	25	26	27	28
浄化槽汚泥一日排出量	1.28	1.35	1.29	1.35	1.35
前年差	—	0.07	-0.06	0.06	
前年比	—	1.05469	0.95556	1.04651	1.00000
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	○

推計方法	推計式	H33	採用	相関係数
指 定 年	Y=1.35	1.35	○	-

浄化槽汚泥一日排出量の推計結果

#### 4) 生活排水処理人口及びし尿・浄化槽汚泥量の推計

以上より、生活排水処理人口、し尿及び浄化槽汚泥量の将来推計は、表 47 に示すとおりである。

生活排水処理人口は、公共下水道人口、合併処理浄化槽人口を将来推計し予測値とした。

し尿収集人口（くみ取り）、自家処理人口及び単独処理浄化槽人口の将来推計は、各人口の合計は行政区域内人口と生活排水処理人口の差を求め、これを平成 28 年度のし尿収集人口（くみ取り）、自家処理人口及び単独処理浄化槽人口の割合で按分してそれぞれの予測値とした。

し尿・浄化槽汚泥量は、原単位（単位：L/人・日）を将来推計し、さらに対象処理人口の将来推計結果を乗じてし尿・浄化槽汚泥量の予測値とした。

その結果は下記のとおりである。

表47 生活排水処理人口およびし尿・浄化槽汚泥の推計【長泉町】

項目	年度	実績 → 推計										推計の算出根拠等	
		24	25	26	27	28	29	30	31	32	33		
生活排水処理形態別人口	1. 行政区域内人口 [人]	41,912	42,149	42,272	42,649	42,899	42,832	42,744	42,656	42,570	42,631	人口ビジョン (H27.3) に基づき試算	
	2. 計画処理区域内人口 [人]	41,912	42,149	42,272	42,649	42,899	42,832	42,744	42,656	42,570	42,631		
	①水洗化・生活雑排水処理人口 [人]	33,836	34,524	35,034	35,659	36,130	5,458	36,216	36,354	36,492	36,630		
	(1) 下水道人口 [人]	28,313	29,236	29,619	30,119	30,715	下水道人口	30,715	30,809	30,903	30,997	長泉町公共下水道事業計画に基づく	
	(2) 集落排水処理人口 [人]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(実績・計画なし)	
	(3) 合併処理浄化槽人口 [人]	5,523	5,288	5,415	5,540	5,415	5,458	5,501	5,545	5,589	5,633	トレンド法による算出	
	②水洗化・生活雑排水未処理人口 [人]	7,698	7,254	6,893	6,695	6,472	35,733	6,241	6,025	5,811	5,738		
	(1) 単独処理浄化槽人口 [人]	7,698	7,254	6,893	6,695	6,472	35,733	6,241	6,025	5,811	5,738	(人口按分・差し引きにより算出)	
	③非水洗化人口 [人]	378	371	345	295	297	1,641	287	277	267	263		
	(1) し尿処理人口(くみ取り) [人]	378	371	345	295	297	1,641	287	277	267	263	(人口按分・差し引きにより算出)	
(2) 自家処理人口 [人]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(実績・推計なし)		
3. 計画処理区域外人口 [人]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	行政区域内人口－計画処理区域内人口		
汚水衛生処理率 [%]	80.7	81.9	82.9	83.6	84.2	12.7	84.7	85.2	85.7	85.9	水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口		
処理量	し	年間排出量 [kL/年度]	359	342	302	376	271	1,497	263	252	245	241	＝一日排出量×365日
		一日排出量 [kL/日]	0.98	0.94	0.83	1.03	0.74	4.10	0.72	0.69	0.67	0.66	＝原単位×し尿処理人口÷1,000
	尿	原単位 [L/人・日]	2.60	2.53	2.40	3.49	2.50	2.50	2.50	2.50	2.50	2.50	トレンド法による算出
		年間排出量 [kL/年度]	6,182	6,198	5,777	6,047	5,846	20,298	5,785	5,701	5,617	5,603	＝一日排出量×365日
	浄化槽汚泥	一日排出量 [kL/日]	16.94	16.98	15.83	16.57	16.02	55.61	15.85	15.62	15.39	15.35	＝原単位×浄化槽(合併処理+単独処理)÷1,000
		原単位 [L/人・日]	1.28	1.35	1.29	1.35	1.35	1.35	1.35	1.35	1.35	1.35	トレンド法による算出
	合	年間排出量 [kL/年度]	6,541	6,540	6,079	6,423	6,117	21,795	6,048	5,953	5,862	5,844	＝し尿年間排出量+浄化槽汚泥年間排出量
		一日排出量 [kL/日]	17.92	17.92	16.66	17.60	16.76	59.71	16.57	16.31	16.06	16.01	＝し尿一日排出量+浄化槽汚泥一日排出量
	計	原単位 [L/人・日]	1.32	1.39	1.32	1.40	1.38	1.39	1.38	1.38	1.38	1.38	＝年間排出量÷(合併処理浄化槽人口+単独処理浄化槽人口+し尿処理人口)÷365日×1,000
		割合 (一日量)	5.5%	5.2%	5.0%	5.9%	4.4%	6.9%	4.3%	4.2%	4.2%	4.1%	
行政区域内人口－水洗化・生活雑排水処理人口－自家処理人口		8,076	7,625	7,238	6,990	6,769	37,374	6,528	6,302	6,078	6,001	①	
内訳	単独処理浄化槽人口					95.61%	35,733	6,241	6,025	5,811	5,738	＝H28割合×①	
	し尿処理人口(くみ取り)					4.39%	1,641	287	277	267	263	＝①－単独処理浄化槽人口	
	合計					100.00%	37,374	6,528	6,302	6,078	6,001		

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
下水道人口	30,715	30,809	30,903	30,997	31,091	31,185	31,280

※下水道計画(事業計画: 処理人口H35)による

## 5. 長泉町廃棄物減量等推進審議会

### 1) 委員名簿

区分	氏名	所属など
会長	渡邊 利一	区長連絡協議会
副会長	渡邊 正博	環境指導委員会
	伊丹 隆信	環境美化推進委員 理事
	山岸 百合子	環境審議会委員
	大川 由紀子	ネットワークながいずみ
	池田 綾	一般公募委員
	木村 美幸	一般公募委員

### 2) 開催日時

回数	開催日程	内容
第1回	平成30年1月24日	(1)委嘱状の交付 (2)会長及び副会長の選出 (3)諮問 (4)施設の見学 (5)一般廃棄物処理（ごみ・生活排水）の現状と課題など
第2回	平成30年2月15日	(1)長泉町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）（素案）について (2)パブリック・コメントの実施について
第3回	平成30年3月14日	(1)パブリック・コメントの結果 (2)長泉町一般廃棄物処理基本計画について (3)長泉町一般廃棄物処理基本計画の答申（案）について

### 3) 諮問・答申

#### ①諮問

長く環第 117 号

平成 30 年 1 月 24 日

長泉町廃棄物減量等推進審議会会長 様

長泉町長 池田 修

#### 長泉町一般廃棄物処理基本計画の中間的な 見直しに関する事項について（諮問）

表記について、長泉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 9 条の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。

（諮問理由）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条に基づく「長泉町一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、平成 19 年 3 月に策定されました。本計画の計画期間は、平成 19 年度から平成 33 年度までの 15 年間となっております。

ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月）及び生活排水処理基本計画策定指針（平成 2 年 10 月）によると、社会情勢や法律などの改正、計画策定の前提となっている諸条件に変動があった場合には、必要に応じ見直しを行うこととなっております。

このようなことから、本計画は平成 24 年度に中間見直しとして策定しましたが（平成 25 年 3 月策定）、それから 5 年を経過したことから、これまでの施策の成果の評価を行うとともに、今後の適正処理を計画する平成 30 年度から平成 33 年度までの中間見直し（第 2 次）の策定につきまして、意見を求めるものであります。

## ②答申

平成30年3月14日

長泉町長 池田 修 様

長泉町廃棄物減量等推進審議会  
会 長 渡邊 利一

### 長泉町一般廃棄物処理基本計画の中間的な 見直しに関する事項について（答申）

平成30年1月24日付け長く環第117号により諮問があった長泉町一般廃棄物処理基本計画の中間的な見直しに関する事項について、本審議会において慎重に審議を行った結果、次のとおり意見を取りまとめたので、答申します。

#### 記

一般廃棄物処理基本計画は、長期的な視点から廃棄物処理を行っていくための計画であり、長泉町におけるごみ処理及び生活排水処理の指針となるものです。

本計画は平成19年度に策定され、今回は2回目の中間年度を迎えていますが、ごみ処理や生活排水処理においては、概ね目標は達成しているものの、一部の施策等については見直しを検討する必要があるものと考えられます。

これらの状況を踏まえ、現状に即した、より具体的な目標をもとにした見直しを行い、従前からの3つのごみ処理の基本方針（「ごみを少なくする」、「ごみを運んで処理する」、「落ちているごみをなくす」）及び2つの生活排水処理の基本方針（「きれいな水の環境にする」、「し尿及び浄化槽汚泥（ごみ）を運んで処理する」）の実現に向けて、さらに前進されることを期待します。

その審議の過程における主な意見は別添のとおりです。本計画の見直しとその運用にあたっては、本審議会の意見等に十分配慮され、今後の計画推進に努められることを要望します。

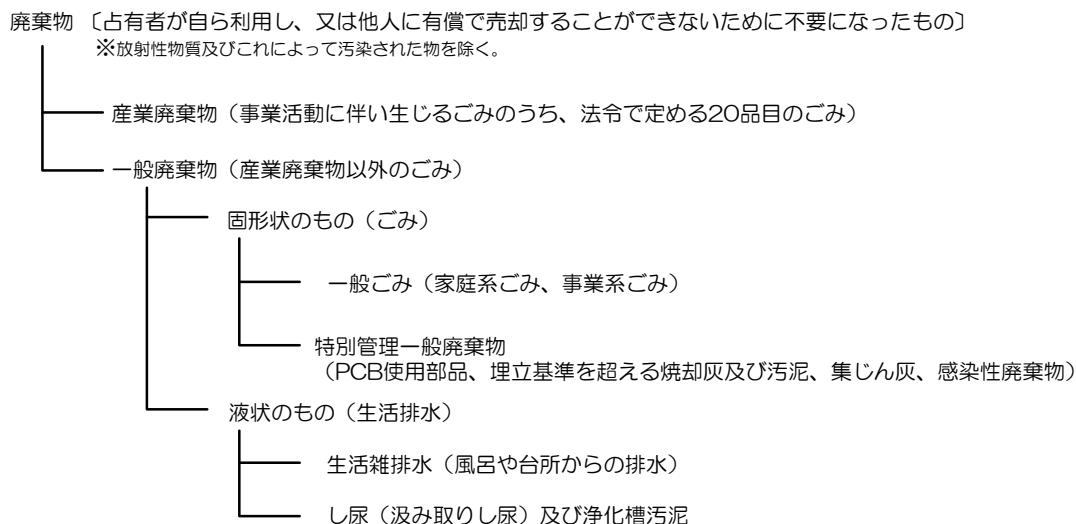


### 【本審議会における主な意見】

- 一般廃棄物の減量とリサイクル率の向上に努力されたい。
- 一般廃棄物のうち、有価物について、景気の変動に左右されない処理をお願いする。
- ごみを排出した後、どのように処理をされるか、どのように再生利用されるかを分かりやすく情報発信していただきたい。
- ごみの分別・排出ルールが徹底されるよう、広報、インターネット、アプリにより情報発信をしていただきたい。
- 地球温暖化対策の一つとして、ごみ処理を通じて社会貢献ができているというようなことを認識できる情報発信及びごみの分別をお願いする。
- 生活排水処理については、公共用水域の水質保全を図るため汚水処理普及率の向上がはかれる施策をお願いする。
- 環境教育の更なる充実をお願いする。

## 6. 廃棄物の分類と産業廃棄物の種類等

### 1) 廃棄物の分類



### 2) 産業廃棄物の種類と具体例

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）	

---

---

# 長 泉 町 一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画

(中間見直し)

発 行 平成 30 年 3 月  
編 集 長泉町 暮らし環境課  
〒411-8668 駿東郡長泉町中土狩 828  
TEL 055-989-5514 FAX 055-986-5905  
<http://www.town.nagaizumi.lg.jp/>

---

---